

鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その七

大嶋陽一、四井幸子、芝田尚子、松本美佐子、錦織真弓

A reprinting of "Official diary of Great Village Headmen in Tottori province in the Edo period" vol. 7

Yoichi OSHIMA¹, Sachiko YOTSUI, Naoko SIBATA, Misako MATSUMOTO, Mayumi NISHIKORI

はじめに

本稿は、因幡国岩井郡の郡役人を歴任した浜大谷村（岩美町大谷）の中島家が、近世初期から後期にかけて作成した「御用日記」のうち、中島徳兵衛正幸の大庄屋勤務中の①享保七年（一七二二）、②享保八年（一七二三）、③享保九年（一七二四）分を翻刻紹介するものである。著者らは、すでに『鳥取県立博物館研究報告』において六回にわたって翻刻を行っているが（大嶋ほか二〇一〇～二〇二二）、本稿はそれにつづくものである。「御用日記」は享保から宝暦にかけての時期のものが最も充実しており、当時の地方の様子を具体的に知りうる貴重なものとなっている。中島家や当該期の岩井郡の概要については、これまでも研究報告のなかで触れているので、そちらを参照いただきたい。

なお、本稿では、当館所蔵の鳥取藩政資料に含まれる鳥取藩の家老日記「控帳」と在御用場の日記「在方諸事控」も適宜参照しているが、家老日記はとっとりデジタルコレクション（<https://digital-collection.pref.tottori.lg.jp/>）で全解読文が公開されており、「在方諸事控」（以下「諸事控」）は『鳥取県史』九～十二（近世資料）に翻刻されている。

「御用日記」から見る江戸時代の岩井郡

(1) 享保六年の凶作

享保六年（一七二一）閏七月十五日、鳥取藩領内で洪水が発生し、約二万五千石という大きな損毛を出した（「控帳」享保六年八月十八日条）。とくに伯耆で被害が大きく、二万三千石の損毛と四百軒近い家屋への損害、三人の死者を出した。洪水によって年貢納入に困難を来すことが予想され、藩は村々に「上米」（上等な米）を年貢として納め、なるべく「悪米」を納めないよう命じたが（「諸事控」九月五日、「悪米」については後述）、年貢不足者を多数出していた（「諸事控」十一月）。これにより、被害の大きかった伯耆国内では年貢納入ができない者が多数追放処分とされた。さらに、年が変わって享保七年（一七二二）の春になると、「去年凶年二付、西郡（伯耆のこと）百姓又御願二、御城下二罷出、郡々、百姓騒動イタス」と（「源姓中嶋氏諸生伝」巻一、鳥取県立博物館蔵）、伯耆の農民らが大学鳥取城下へ押し寄せたことが知られる。さらに、因幡の農民らもこのままでは「餓死」に及ぶとして、鳥取城下に大学押しかけ物乞いをするという「前代未聞」の事件が発生したことが知られ（「諸事控」享保七年正月二十七日）、農村部の混乱は著しいものがあった。

¹ 鳥取県立博物館 〒680-0011 鳥取市東町2-124¹ Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan

*Email: ooshimay@pref.tottori.lg.jp

[受領 Received 31 Nov. 2022/ 受理 Accepted 14 Nov. 2022]

そうしたなか、享保七年正月十九日には、農政のトップである郡代・青木軍大夫が、昨年の「大分之水損不作」により年貢の取り立てや勘定に苦心し、当年の田畑の開作も困難を極めることが予想されるという理由で郡代の辞任を願った（「控帳」享保七年正月二十四日条）。同月二十四日、青木の辞任は認められなかったが、青木は大庄屋らを鳥取へ呼び出し、今後の方策について協議している（「御用日記」正月二十四日条、「諸事控」正月二十七日）。「御用日記」によると、相談ののち、二月三日、藩は不作による米不足と米価高騰対策として、船による藩外への米移出を制限する「津留」を村々へ触れ出し、翌四日、郡奉行小嶋惣左衛門は岩井郡大庄屋中島徳兵衛と石谷重四郎に対し村々への徹底を命じている。

享保六年の不作はその後も尾を引く。「御用日記」四月十四日条によると、岩井郡内で「作喰」不足となり、村々は藩へ米の拝借を願った。特別に出願が聞き入れられ、藩の年貢蔵である橋津御蔵で「悪米」五十石の借用が許可された。橋津御蔵とは、岩井郡から遠く離れた伯耆国久米郡橋津村（現・湯梨浜町橋津、現在でも施設の一部が残存し鳥取県保護文化財となっている）に所在した米蔵であった。ここで拝借が認められた「悪米」とは、年貢米のなかで最も低品質なもので、年貢米の内、上米とされる高品質なものは大坂蔵屋敷へ廻漕され、中米は藩内外での売り米、最も低位な悪米が農村への貸付米とされていた。なぜ、岩井郡内にある岩本御蔵ではなく、遠隔地の橋津御蔵であったのかというと、橋津藩倉は藩内最大の灘蔵（沿海部の米蔵）であり、米不足ということで橋津御蔵にしか余剰がなかったためと考えられる。しかし、四月十六日、郡奉行から橋津御蔵には「悪米三拾七石六斗四升八合」しかない旨通達があり、再調整を余儀なくされたが、結局、不足分は伯耆八橋郡の大塚御蔵（琴浦町逢東に所在した）の悪米で補填することで決着している。四月十六日、橋津・大塚両御蔵から拝借米五十石を請取、海路で岩井郡に運搬した。しかし、拝借米のうち五十俵は「至極ノ悪米」という有様であった。

享保六年の凶作は、鳥取藩の請免制の取り扱いに変化をもたらす大きな契機となる出来事であった。ただし、この点は「御用日記」からは窺えないが、とくに享保七年五月に藩内に出された二つの触書から知ることができる（「諸事控」同月条および「在方御法度」一四七〜一四九号『藩法集』二鳥取藩、創文社、一九六一年）所収）。

それまでとの大きな変更点は、①年貢不足者の追放場所を、因幡の農民は伯耆へ、伯耆の農民は因幡へとした点、②五人組の編成方法の変更および年貢納入時の五人組頭の役割の明確化など、五人組による相互監視機能の強化、③年貢納入時の隠し目付の廻村、④村遣い（村費）の削減と用途の明確化、⑤郡懸り（郡費）の削減と藩へ内容の届出の義務化などである（郡懸りについては、「御用日記」十一月五日に郡懸り帳の催促記事が見られる）。これらはいずれも、以後の農政の基調となっており、享保六年の凶作が藩に与えた影響は大きいものであった。

なお、享保七年六月二十四、二十五日にも洪水が発生し、藩内で一万二千石以上の損毛が生じ、岩井郡内では細川池や大谷沢の湖水があふれ、田畑に大きな被害をもたらしたことが「御用日記」よりわかる。この洪水もまた、同年の年貢収納に影響を与え、「御用日記」からは、取立目録の作成が遅延したほか、細川池などでは翌年、翌々年まで水位が下がらなかったことが知られ、耕作に影響を与えていた。

（2）湯村（岩井）の大火

享保七年（一七二二）二月十九日、湯村、すなわち岩井温泉で家数九十七軒を焼く大火が起こった。この火災については、一次資料が皆無のため、『岩美町誌』など自治体史により簡単に紹介される程度である。「御用日記」の内容は断片的であるが、同時代の史料として貴重で、従来の研究史では明らかでなかった点が窺える。

火事は、十九日の夜四時の下刻（今の午後十一時頃）に発生し、瞬く間に村中を焼き尽くした。「御用日記」によると、被害は家数で九十七軒、釜戸（竈）数（世帯数のこと）にすると百四十五軒に及んだ。湯村（岩井温泉）の大火として、天明八年（一七八八）の百二十八軒、文化十四年（二八一七）の百一十一軒という被害が知られるが（『鳥取県の地名』平凡社の「湯村」の項）、これらの大火と比較しても享保七年の火災の被害は大規模であった。この大火では、鳥取藩主が岩井温泉湯治の際に利用するための別荘「御茶屋」や外湯にあたる湯屋といった温泉施設、さらに村内の牢屋とそこに勤務する者たちの居宅も残らず焼失した。

大火ののち、藩は湯村に対し仮設の小屋掛けの資材、さらに被災者へ米七十石を提供しているが、いずれも貸与であり返還義務が生じた。「御用日記」

を見ると、火事の影響として三月に参勤交代で出府する鳥取藩主への御用馬を免除されている。これは御用馬の小屋が焼失したためであり、大火が山陰道の宿駅である湯村の伝馬機能に支障を与えていたことを知りうる。また、四月十七日には温泉に課せられた湯運上の半年分の延納や在中の普請役にあたる廿日役が一年免除されており、火災の影響の大きさがわかる。

(3) 田後村の海難事故

享保七年（一七二二）十二月十六日、鳥取藩を代表する漁村である岩井郡の田後村と網代村の漁師等が海難事故に遭い、百名以上の犠牲者を出すという、鳥取藩政史上における最大の海難事件が発生した。

本海難事故については、「控帳」や「諸事控」など本稿で参照した藩側の記録には、なぜか一切出てこない。これは、本件の管轄である船奉行（御船宮）の記録が現存しないことによるかもしれないが、「御用日記」には、事故発生の翌日、十二月十七日付けの岩井郡大庄屋と郡奉行小嶋惣左衛門との往復書簡の写しが留められている。それによると、十六日、網代と田後両村の猟船三十艘が沖漁に出船したところ、海が大荒れとなり、網代の漁師二十名余、田後の漁師百二十名余が乗船した船が帰港せず、海死した可能性が高いということを知らせるものであった。藩は死骸や船滓が上がるかもしれないので、沿岸の村々へ注意喚起をうながすよう申し付けている。「御用日記」には、事件後、藩から田後村に貸し付けた米百俵の返済を三年延期する決定が記される。また、海死した漁民の妻子が飢えに及んでいるので、大庄屋らは彼らに「つのじノわた」を与えたい旨藩に願ひ、許可されている。「つのじ」とは、サメのことであり（「つのじ」については、前稿「鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その六」を参照のこと）、その「わた」とは肝のことを指すと思われる。

本件については、江戸時代中期に田後村の岸本与平次が記した『古語伝実録抄』（鳥取県立図書館蔵、本稿では古泉芳穂校訂『古語伝実録抄』私家版、二〇〇八）が詳しく、『新修岩美町史』等でも同書をもとに記述されている。それにより事件のあらましを補足すると、正月二十四日、突如北風が強くなり出漁中の船二十四艘が帰港できず、次々と難破した。二十四艘という船数は、網代村船籍を除いた田後村のみの船数であった。二十四艘には百四十二人の乗組員が乗船していたが、このうち百二十四人（うち二人は但馬からの奉公人）

が海死した。海死した乗組員の家族は、田後村だけで三百三十五人にも及んだ。この残された家族に「つのじノわた」を支給したことは先に述べたとおりであるが、なぜ「つのじノわた」なのか、またそれが販売用か食用かなど詳細はわからない。

『古語伝実録抄』によると、事故発生直前、一部の漁師から、二十四艘という船数の「四」という端数はとても縁起が悪いので一艘減らし、二十三艘としたいという話が出ていたという。同書には、後日、田後村は藩から銀五貫目を拝借し、船八艘を新造したことが記されているが、造船費用や材木の入手ルートなどが詳細に記録されており、大変興味深い。

(4) 和田得中による新田開発

鳥取藩士の和田得中は、岩井郡内の大谷沢や細川池などを中心に干拓による新田開発を行ったことでよく知られている。和田による新田開発について研究している本稿の共著者・松本美佐子によると、和田の新田開発は、享保六年（一七二一）頃から開始されたというが、ここでは、享保七～九年の「御用日記」により新田開発の様相を見ておきたい。

「御用日記」によると、享保七年、和田得中は細川池の新田開発を計画していた。「御用日記」享保七年七月二十六日付けの小嶋惣左衛門書状写によると、和田得中は「流山」によって干拓を行うため、隣国の但馬の村岡（兵庫県香美町）より山師・中村久右衛門と山子を呼び寄せている。「流山（ながしやま）」とは、鉄山などで行われる「かんな流し」のことであるが、ここでは砂鉄を取るためではなく沼沢地を山土で埋め立てるため計画されたものと思われる。また、この時、平田船（艀船）を作るため、但馬の村岡から木挽らと呼ばれており、和田の新田開発に但馬の技術者が深く関わっていたことがわかる。

「御用日記」十月九日付け書状写しによると、この流し山は、翌年三月まで南田村で行われることになっていた。しかし、南田村から干拓予定の細川池までは、直線距離で約3km以上あり、流し山で土砂を直接細川池に流し込んだとは考えにくい。そこで考えられるのが、先ほど紹介した平田船（艀船）を使用したのではないかとということである。平田船（艀船）の一種に、俗に「土船」と呼ばれた土砂運搬用の「土艀船」などがあった（谷弘「江戸の町は船で造られ船で発展した」『海事交通研究』六八、二〇一九）。細川池の干拓は、南田村内で流し山を行い土砂を確保したのち、平田船により南田村の村内を

流れ細川池に注ぎ込む塩見川を利用して土砂を運搬し行われたものと考えられる。しかし、先ほど紹介したとおり、享保六、七年は天候不順による洪水が相次ぎ、細川池の水量の増加、さらに排水不良という状況が生じており、新田開発がなかなか進まなかったようである。

(5) 岡嶋五郎右衛門の取過場仕法

享保三年（一七一八）から同十年（一七二五）までの短期間、藩内に「取過場（とりすぎば）」という役所が新設され、そのトップに藩士・岡嶋五郎右衛門が命じられた。「取過場」とは、『鳥取藩史』二巻（鳥取県立鳥取図書館、一九七〇）二二九頁によると、「当時家中上下共に家禄を直納とし、借銀する者多く、中には取過と成るもの少なからず。藩の規定として、取過の者は家禄を没収せらるることなれば、之を保護する為め、当役を設け、予め取過恐れ有るものは当役に申出て、家禄を上納して負債償却の途に充て、自己は別に堪忍料を受けて生活の資となす。当役は即ち此の取過の事を作廻ふものたり」と説明されている。この文章は内容的に難しいため以下補足する。

まず「取過場」の「取過」という文言は、知行地から藩士本人に直接納入される年貢米について、定められた以上の量を徴収すること、すなわち「年貢米を取り過ぎる」ことを言い、それが露見すると藩士の知行は没収された。しかし、ここでの意味は、そうではなく、藩士自らの返済能力を超えること、つまり知行地から納入される年貢量を超える借金をし、返済不能となることを指す。この場合も、露見した場合、藩士は知行地を没収された（『鳥取藩史』二巻、「取過」の説明）。「取過場」とは、そうした返済不能に陥る危険性のある藩士を救済するため、享保三年に藩が創設した役場であった。取過場は、役所の掛りとなった藩士に所定の堪忍料を与えたうえ、藩が知行地を一旦預り、預かった知行地からあがる年貢をもとに借金の返済を代行するという仕組みであった。

このような藩士の借金返済不能状態「取過」が出てくるのは、そもそも、江戸前期から続く藩による藩士家禄の一部召し上げ、さらに物価高の影響を受け、藩士の貧困化が進んだためである。それにともない、藩士は藩が用意する「拝借」や「他借」といった公的な貸付だけでなく、任意の商人らから借金をすることが増えた（これを「請合」という）。また、「直納（じきのう）」と呼ばれる、藩士知行地からの年貢を藩の御蔵（年貢蔵）に納める方法も藩

士の困窮化の要因となった。直納となると、藩は藩士に預手形として「直納切手」を発行し、藩士はそれを商人に売却し現金を得、生活費だけでなく、借金の返済や借りかえ費用に宛てた。直納は、本来の藩士の年貢徴収法、毎年秋、知行村から株庄屋を介して直接藩士のもとに年貢が届けられる方法に比べ、早く現金収入が得られるため、多くの藩士がこの方法を利用した。直納仕法が盛んに行われるようになると、藩士等はますます現金経済に巻き込まれ、借金に頼る者が増加し、借金返済不能「取過」状態となるものが多くなったと考えられる。このような背景のもと「取過場」が創設されたのであった。

前置きが長くなったが、取過場については、関係する史料が鳥取藩政資料にほとんど含まれておらず、また、『鳥取藩史』にも簡単な記述しかないため、これまで実態が不明であった。「御用日記」には、在地の側からその実態をうかがい知ることができる記述があるため、「控帳」も適宜使用しながら、以下紹介したい。

まず、享保四〜九年の間、岩井郡の上構に知行地を有する藩士のうち、取過場掛りとなった者は以下のとおりであった（『御用日記』による。カッコ内は知行村名）。

享保四年七月

田村伊右衛門（洗井村）、羽生伊右衛門（宇治村）、赤座多左衛門（栗谷・浜大谷村）、真野次郎兵衛（浜大谷村）、三村六郎左衛門（矢谷村）

享保六年八月

絹川権之助

享保八年八月

三浦藤左衛門（池谷村）、堀六郎兵衛（浜大谷村）、二郎左衛門（洗井村）、森喜右衛門（河崎村）、名倉小兵衛（黒谷村）、鈴木庄兵衛（延興寺村）、石黒又右衛門（新井村）、尼子庄右衛門（本庄村）、吉村平右衛門（岩常村）、山脇六郎右衛門（浜大谷村）、大口角左衛門（馬場村）、瀧川平右衛門（蒲生村）、山根四郎兵衛（本庄村）、広沢重郎兵衛（浜大谷村）、河合藤兵衛（相山村）、羽生分蔵（田後村）

享保九年

塩川清右衛門（新井・白地村）、高浜佐七郎（牧谷村）、大橋重右衛門（栗谷村）、鳥羽元達（南田村）

ここで、『鳥取藩史』二巻により、「取過場」入りとなるまでの流れを整理しておきたい。まず藩士が取過場入りを藩に出願し、許可されると知行地は藩に収公され、藩士は石高に応じた堪忍料が与えられる。「御用日記」によると、藩による収公後、年貢収納前の七、八月頃、在御用場の郡奉行から大庄屋へ、取過場入りとなった藩士の名前が伝達され、知行村から藩士へ年貢を払うことがないことや年貢を藩の御蔵へ納入することが周知徹底される。年貢の収納後、御蔵に収められた「取過場」掛りの年貢米は、岡嶋五郎右衛門の売払切手と引き換えに、御蔵切手が作成され、米の売却の手続きが進められる。藩は御蔵切手を商人などに売却するなどして現金収益を得、その現金が取過場入りの藩士の借金返済に宛てられた。

「控帳」によると、「岡嶋五郎右衛門儀、役場二掛り候簡略之面々、次第多ク罷成、苦勞仕候段被遊御聞、其上作廻宜敷二付、御知行取過致候者無之」（享保九年十一月二十三日条）と、享保九年段階で取過場入りとなる藩士が多数いたことがわかる。このことで新たな問題が生じていた。「御用日記」によると、岩井郡の場合、「ひたと御家中様、岡嶋五郎右衛門様懸り」になるものが増え、「御蔵へ払米、ひたと過分二被成、御蔵詰り」という状況（「御用日記」享保九年十二月）となった。つまり、御蔵に納入される年貢米量が増加し、その収容能力を超える問題が発生していたのである。そこで、岩井郡の大庄屋らは岩本御蔵の敷地内に蔵の増築を出願したが、藩は財政難で増築不可とした。困った岩井郡の人々は、取過場入りとなった藩士の知行村から竹木を抛出させ、掘っ立ての年貢小屋を急ごしらえて作っている。

さらに、「控帳」によると取過場の資金繰りにも問題が生じていたことがわかる。岡嶋五郎右衛門は、享保九年（一七二四）十二月、取過場役の辞任を出願した。辞任願いは許可されなかったが、辞任理由に当時の状況が端的に記されている。「近年米下直、右二心シ、借り銀等不通二無御座、作廻難仕、御家中不勝手之面々、并銀主も難儀仕」とある（「控帳」享保十年十月九日条）。つまり、近年の米価の下落により、藩士らの借銀が難しくなったばかりか、貸し手の銀主も資金繰りが悪化していたのであった。こうした資金繰り悪化への藩側の対応について「御用日記」に記述がある。それによると、享保九年四月頃になると資金繰りが悪化し、借金返済業務や藩士への堪忍料の支給にも窮していることが記され、「五郎右衛門懸り之侍中必至之難義、其上御為ニも悪敷」という状況になっていた（同年四月十八日付書簡）。そこで、岡嶋

は在御用場の協力を仰ぎ、各郡から資金調達を行った。岩井郡からは、銀二貫目を在中の富裕層から借用したが、この時、取過場は同年秋に収納予定の米七十六石余の売払手形を担保とした（同年五月）。

このように、取過場仕法は藩士だけでなく、銀主や農村部など広範囲に影響を及ぼしていたことがわかる。結局、享保十年（一七二五）十一月、取過場は廃止となり（「控帳」享保十年十一月二十三日条）、取過場入りとなっていた藩士の借金は、十年間無利子とされ、各藩士が自力で返納することになったのであった。

一方で、実際に借金を返済することができた藩士たちがいたことも事実である。「御用日記」において、享保四年に取過場入りとなったことが確認できる赤座多左衛門は、取過場の協力のもと、享保十年七月に見事借金を皆済した。皆済したのち、秋には元通り知行地が取過場から赤座のもとに返納されている（「控帳」享保十年七月二十九日）。また、取過場入りとなった藩士のなかには、鳥取城下から知行村に引越し「在宅」するものもいた。河合藤兵衛は、享保八年七月に取過場人となったが、それと同時に岩井郡相山村への引越しと五年間の在宅を出願し許可されている（「控帳」享保八年七月二十四日条）。「控帳」を見ると、岩井郡のほかでも取過場入りの藩士たちが在宅している事例が多数見受けられる。藩士は取過場入りと同時に在郷入することで、城下に住むことで生じる様々な出費を削減する努力をしていたのである。しかし、受け入れ側の農村にとって、経済的に疲弊した知行主である藩士を迎えることは、人的・経済的な負担は少なからざるものがあつたと考えられる。

このように、藩による藩士救済施策といえる取過場仕法は、一定の成果も挙げつつも、米価の変動や準備銀不足という問題で、役割を十分に発揮することができないまま終了してしまったのであった。

おわりに

「御用日記」は当該期の岩井郡の農村部の様子だけでなく、藩政状況も窺える貴重なものである。ここで紹介しきれないものも数多く載っており、これまでの翻刻分とあわせてご利用いただければ幸甚である。（文責・大嶋）

中島家に関する論考

原豊二「鳥取県立博物館蔵『富士の人穴草子』」（鳥根大学法文学部山陰研究センター『山陰研究』第二号、二〇〇九年）

原豊二「中島家旧蔵書の世界」（鳥取県立博物館『新収蔵品展』図録、二〇一〇年）
拙稿「書写狂——中嶋正之の生涯と知的環境——」（『アジア遊学』一三五、二〇一〇年）

大嶋陽一、四井幸子、芝田尚子、松本美佐子、錦織真弓「鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その一〜六」（『鳥取県立博物館研究報告』四九、五〇、五一、五五、五六、五九号、二〇二二〜二二年）

拙稿「鳥取藩の大庄屋制について」（鳥取県立博物館『鳥取藩研究の最前線』二〇一七年）

松本美佐子「中島家の墓所について」（東因郷友会『郷友』二三号、二〇二二年）

翻刻凡例

・史料の解説は、鳥取県立博物館が所蔵する中島家文書「御用日記」をもとにおこなった。

・史料の中に今日の人権意識に照らし差別的な表現が含まれているものがある。しかし、これも含め歴史資料として、差別が形成された経緯を解明し、その正確な理解を得るためには不可欠なものと考え、また人権尊重について考える契機としていただく意味を込め、本稿ではそのまま掲載した。この点について、読者のご理解をお願いしたい。

・史料の解説にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。また、「より」や「して」など合字は一字ずつに直した。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「而」「之」は漢字を用いた。

③誤字、宛字、脱字、衍字は下記の通りとした。

〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に○をもって正字を記し、意味が不明確な用字は（ママ）と右側に記した。

〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。

ただし、それ以外のものは誤字に準じた。

〈脱字〉脱落していると思われる字を□で補い、右側に（脱カ）とした。脱落している字がわかる場合は（カ）として正字を右側に記した。

〈衍字〉衍字はそのままとし、右側に（衍カ）と記した。

④削除、訂正、追加、貼紙等は下記の通りとした。

〈削除・訂正〉見せ消ち等の場合、削除前に記入されている文字を（見せ消ち〜）のように明記した。

〈追加〉追加部分は該当箇所（後筆「〜」、頭注「〜」）のように明記した。
〈貼紙〉貼紙は（付箋「〜」）のように明記した。

⑤判読困難な場合は、その字数を□□□□のように記入し、右側に（虫損）（欠損）（汚損）（判読不明）等と傍記した。字数が不明な場合は「」とし、右側にその理由を記した。ただし、虫損などで判読が難しい場合でも文字が推測可能な場合は□の右側に（カ）と明記した。

⑥押印箇所には⑤と記入した。ただし、押印がなく「印」と記入してあるのみの場合は（印）と記入した。

⑦史料の改行は原文とは一致しない。

⑧句読点は適宜付した。

・解説は、芝田尚子、四井幸子、松本美佐子、錦織真弓が行い、校訂は大嶋陽一が行った。

享保七年

(表紙)

「享保七年

日記

寅ノ正月

正恒」

御家老

在御吟味役

荒尾志摩様

松井番右衛門様

松尾七郎兵衛殿

当春より

去冬より

同 右近様

不破豊右衛門様

安部金兵衛殿

鶴殿大隅様

小谷藤八殿

当春より

因幡御郡奉行

荒尾対馬様

河毛忠右衛門様

田中勤兵衛殿

小嶋惣左衛門様

田村左一郎殿

御郡代

伯州御郡奉行

青木軍大夫様

日比久右衛門様

御船手

去冬より

梶浦藏人様

竹内林次郎様

在御普請奉行

杉田久兵衛様

一 正月七日、御勘定ニ罷出、在御用場御勘定、十一日大御勘定、十三日ニ相済申候、

廿一日於御勘定所ニ御料理被為下候。

一 正月十一日、^(倉敷・出雲) 杵州様より牧谷御瀧へ御代参道筋、雪^(等)なと深く所^(掃り)ほり候様ニと被仰付、村々申渡候。一 ^(伯耆) 西郡、其外郡々より百姓非人ニ大勢罷出、殊ニ大^(勢)ぜい連立、狼藉^(勢)杯も仕候由、依之当郡なども村々遂吟味、非人仕申、さて不叶者之分ハ吟味仕、非人札ヲ遣候様ニと被仰付、正月廿三日村々庄屋中呼寄、委細ニ吟味仕申渡候。

正月廿四日

一 御郡代様、御役儀之御願被遊候へ共、御免不被遊ニ付、其ま、御勤被遊、依之被為仰談御用之儀有之間、来ル廿七日ニ罷出候様ニと被仰下候。

正月

一 細川村弥一兵衛・久^(志)し村善兵衛、立山ノ願書御聞届被遣候。

一 去年御両国水損米かケ、其上高直ニ付、津留被仰付候、湊外迄も積出不申様ニ堅可被申渡候、以上。

二月三日

入江弥一左衛門

大庄や徳兵衛殿

一 筆申入候、然ハ昨日御郡代被申渡候御條目、末々へ被申渡候哉、下々無子細御請申候ハ、早々取捌帳面可差出候、未帳面差出被申儀、少し間も有之候ハ、御請之趣可被申越候、他郡ヲ見合居被申とハ不存候へ共、若左様ニ而も候へハ、大キ成心得違ニ而候間、急々取捌可被申越候、万一組頭之内他郡ヲ見合、未取捌不申候ハ、其組頭之名ヲ書付、可被差越候、急度曲事ニ可申付候、末々請不申者有之候ハ、猶急々ニ村名ヲ書記、差越可被申候、余り返答不被申候ニ付如此ニ候、以上。

二月四日

二月四日

小嶋惣左衛門

大庄や兩人

一 去秋被仰付置候、鳥取御城御用之竹、此度払わせ候様ニと被仰付候、村々へ申付候。

覚

一 式貫六百六拾六匁六分六厘^(厘)

御用銀

一 式貫六百六拾六匁六分六厘^(厘)

八貫目三年符丑ノ十一月より

本人

一 壹貫九百貳拾目

同利銀子ノ五月より丑ノ

十一月迄貳拾ケ月分

合四貫五百八拾六匁六分六厘^(厘)

右は御用銀之内、此度御戻し被遣、慥ニ請取、夫々へ相渡シ候処相違無之御座、

追而御皆済之節御証文ニ引替可申候、以上。

岩井郡大庄や

重四郎

徳兵衛

享保六年丑ノ十一月日

佐藤儀介様

松井番右衛門様

不破分右衛門様

小嶋惣左衛門様

二月八日

一久松村伝次郎不儀有之、村方より追放願聞届、奥書仕遣候。

一筆申入候、然ハ湯山村庄や平右衛門・浜大谷村儀右衛門、先日平野村二郎兵衛米相对ニ而相払候、不届ニ付、入籠被仰付置候、御追放可被仰付、右ニ候へ共、段々貴殿方詫被申ニ付、出籠、其ま(原)、所へ御差置被成候、此已後左様成ル不届不仕様ニ、可被申渡候。

一次郎兵衛より代り米、自分統料ノ内、四斗入四拾俵ノ請取手形指出候、岡嶋五郎右衛門へ申談置候、追而五郎右衛門より委細被申越答ニ候、其節、四拾俵ノ請取も戻し可申候、以上。

二月八日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一諸口銭津出銀、此已後上銀被仰付候間、左様ニ可被申付候。

一柏木喜兵衛家来請人、湯山村五郎右衛門と申者ノ由、請状遣候間、庄や判形見届、急ニ差越候様ニ可被申付候。

覚

小嶋惣左衛門

一他国より四宝銀持参候而、御国ニ而上銀と致両替、罷帰候由ニ付、稠敷町方ニも被仰付被成御差留候、依之此已後他国より入候銀荷物、又ハ御国より他国へ出候銀荷物、相改候様被仰付候間、荷主之名、并銀子遣候先方ノ名相尋、委細書付置、早々注進可被申候、尤追而御吟味之節相違之儀候ハ、各越度ニ可相

成候間、念入相改可申者也。

小嶋惣左衛門

不破分右衛門

寅ノ二月九日

徳兵衛殿

十四郎殿

一筆申入候、然ハ此度別紙之通被仰出候間、御国境村庄屋へ被申渡、念入相改、早々注進候様可被申付候、尤札帳面書付置、追而御吟味之節、間違不申様可被申付候、以上。

二月九日

小嶋惣左衛門
不破分右衛門

一海士村庄や吉右衛門、印形此度改申候。㊦

覚

一三貫目也㊧ 但四宝也

右は牛銀其元へ三拾貫(目)御請取被成候内、慥ニ預り置候、追付返進可仕候、其内当分手形如此候、以上。

とら(享保七年)二月十六日

徳兵衛

高山村 十四郎殿

一鳥取吉方新町半左衛門と申者、当郡栗谷村桶屋平四郎弟子ニ成、近年当郡之内桶屋仕廻り申候、親は鳥取最勝院弟子ニ成、道心者善人と申候由、二月十一日半左衛門、細川村今市屋茶屋(マ)作右衛門所ニ而、南田村藤左衛門・長左衛門兩人ニ出合、酒過分ニ給、其後三人共ニ酒ニ酔候て、細川村兵左衛門ヲ頼、舟ニ而栗谷川尻り迄参、南田村兩人は所へ帰り、半左衛門ハ高江村ノ方へ参候而、池(池)ばた沢ニはまり死申候、依之早速御注進申上候へハ、段右出合申者共手前、於御用場ニ御吟味被遊候、行た(行)おれ(例)ニ付、無別条埒明申候、半左衛門死骸ハ最勝院より御越吊被申候、右半左衛門桶屋道具、細川今市屋作右衛門へ預り置申候へ共、親善入へ相渡申様ニと被仰付、二月十九日ニ惣左衛門様より御書参、安

二郎へ申遣候。

一二月十九日ノ夜ル四つノ下刻ニ、湯村出火、村中不残、御茶屋・湯屋不残焼失申候、宇左衛門長屋門迄焼ケ、本宅残り申候、外ニ籠屋・同番二郎家・といノ分六家残り申候、家数九拾七軒・寺共ニ焼失申候、釜戸数百四拾五軒焼失申候、依之御断申上、当分小屋かけ之竹木・なわ・わら・竹割符仕候、火事人ニ七拾壹石拝借仕候、岩本御蔵より請取申候。

一但馬七味郡村岡木挽理左衛門・弥惣右衛門、当郡院内村平次郎、備前木挽与右衛門以上四人、和田得中様御願ニ而、細川池新田被成候二付、平田舟御作り被成候、船板七山ニ而、五本松木御貫被成候二付、右之木挽御雇被成、浜大谷へ宿仕候。

一本浦留村作右衛門、(享保六年)丑ノ暮御年貢不足仕、村弁ニ相成候首尾ニ付、作右衛門田地、町浦留彦兵衛(世話焼き)せわやきノ講ノ質受ニ入い申候、講出米、村中より請合、右之質物ノ田地ハ外へ売、作右衛門不足ニ相立申度由、左候へハ、此度村中より弁候儀ヲ講ノ出米ニ而年々ニ弁相立申度由願候ニ付聞届、彦兵衛へ其段申渡候、村中請合ノ証文我等奥書いたし遣候、二月廿二日。

二月廿二日
一右本浦留作右衛門子仁三郎、右之田地永代ニ売、奥書仕遣候。

一栗谷村平四郎、讃州金毘羅江参詣仕候、聞届、往来遣し候、三月四日。

御運上油之覚

- 一壹石式斗五升 網代村 濟
- 一貳石七斗五升 田後村 濟
- 一三斗 岩本村 濟
- 一四斗 大羽尾村
- 合四石七斗

一海土村平兵衛、日比久右衛門様へ御奉公ニ有付、御請状之儀被仰付、請人三九郎・十三郎立申候。

殿様御発駕御先馬、三月十日ニ鳥取へ参、十一日付出し(美作)作州坂根迄参候

一御用馬八疋 内六疋 浦留

貳疋 湯村
類焼ニ付貳疋ハ御免

宰領 町浦留村 与兵衛
近江様御発駕御先番馬、三月十四日ニ鳥取より荷請仕、十五日ニ付出し、(美作)作州坂根迄参候

一御用馬七疋 内六疋 浦留
壹疋 湯村

宰領 右同人参候 此時も平福迄参由尋可申事。

一筆申入候、然ハ驚之巢見付候ハ、鳥取より三里余有之所巢懸り申候ハ、早々注進可被申越候、三里より遠キ場所ニ巢を懸居申候共、其道法ヲ書付、何村何山ニ有之由、可被申越候、伊織様御用由被仰付候、以上。

三月九日 河毛忠右衛門
德兵衛殿 十四郎殿

書状令披見候、種初拾式石在請岩本御蔵指紙相渡遣候、牛銀上銀貳貫五百(目)め分式拾文錢五百目包式拾式遣候、兩通ノ証文取置候、以上。

竹内林次郎 日比久右衛門
三月九日 兩人宛

一筆令啓達候、然ハ先頃本浦留村平七口上書御指越候ニ付、具ニ御吟味役御郡奉行中へ申達候所、願之通御聞届、可為勝手次第との事ニ候間、左様心得、根帳面付かへ、改帳ニ書載候様御指懸有之、此段拙者より可申入候ニ付、如此候、以上。

山下喜兵衛

三月九日

徳兵衛殿

源蔵殿

船運上銀払

一五拾八匁 大羽尾村 一廿五匁 牧谷村 一拾四匁 小羽尾

一五拾五匁 岩本村 一八拾四匁 湯山・海士両村 一三拾四匁 陸上

一拾匁 浜大谷村 一廿式匁五分 細川

一百三拾八匁 丑ノ年兩浦留御用馬増銀相渡シ候

三月廿日

一御蔵ノ小廻り米積せ被下候様ニと、網代村より願書ノ控

同廿三日

一田後村右同断ノ願仕、奥書仕遣候、文法あじろと同事ニ付、書写ニ不申候。

(抹消)

「奉願口上之覚

一私儀御田地作仕候所、近年山やせ候而、草木も不自由ニ而、こやしニ殊外難儀

仕候ニ付、何とぞ少しノ瀬引あミ被為仰付候ハ、いわし少ニ而も取、こやし

ノたそくニ仕度候、瀬引あミ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上。

牧谷村庄や茂右衛門

年寄伝九郎

庄兵衛

享保七年寅ノ三月廿日

大庄や 徳兵衛殿

前出之通承届候而申上候

大庄や 徳兵衛

寅ノ三月廿二日

入江弥市左衛門様

右ノ願書、いわしヶ様ニ願候而は、皆網屋へ成申ニ付、埒明不申、願書戻し申候」

一三月廿五日、平野次郎兵衛様より中林久兵衛殿と申御侍御越被成候。

一久松御新田所、三月十三日ニ杉田久兵衛様御越、十四日より御取掛り被成候、

四月廿六日ニ中仕廻ニ而御帰り被成候。

三月廿五日

一田後村舟宿市郎左衛門儀、段々不届ニ付役御免、閉門被仰付候、跡役同村市左

衛門ニ被仰付候。

(抹消)

「一牧谷村茂右衛門、瀬引鯛網、前之通奉願候ニ付、三月廿九日入江弥一左衛門様

より隣村境論、又は同村之内妨等ハ無之哉と、吟味仕候様ニ被仰下候ニ付、組

頭久四郎遣シ口書取指上申候。

覚

一当村庄屋茂右衛門、此度瀬引網壹かわ奉願候ニ付、村中妨ニ成候義も有之候哉

と御吟味被仰付候、村中何も妨ニ成候義も無御座候。

一隣村之境之儀ハ、前々より相極り居申上候、鯛網之儀は、互ニ申合引申義ニ御

座候、只今何之境之論も無御座候、

右之通りニ御座候、茂右衛門願之通被為仰付可被下候、以上。

牧谷村 孫左衛門 同勘兵衛 同平左衛門

同八左衛門 年寄喜兵衛 年寄伝九郎

寅四月朔日

大庄屋徳兵衛殿

前書之通吟味仕ル所、相違無御座候、以上。

浜大谷村徳兵衛

寅ノ四月日

入江弥市左衛門様

此通ニ仕差出候へ共埒明不申候、則願書戻し申候」

一網代村市右衛門(抹消)「彦兵衛」と申者、三拾石積之船調、浦留御番所へ御断

不仕候由、吟味仕候様ニ被仰下、安二郎・茂兵衛・次左衛門呼寄吟味仕、市右

衛門口上書為改上ケ申候。

口上之覚

一 当村市右衛門三拾石積舟老艘、但州居組村次左衛門舟亥ノ年二買、御舟宮御奉行様方へ御改仕、御焼印貫、則船御改帳面ニも書上ケ御運上指上申候、去年迄新漕キ渡世送り居申候、此度舟主市右衛門相煩、運賃ニ而も得続不申二付、但州二居組村彦兵衛と申者、市右衛門兄弟ニ而御座候、月切之給銀ニ当分雇イ、浜大谷村差やりテ、鯛積、若州江參申旨、尤往来ニ市右衛門舟と御断仕貫申候、此度荷物積出シ候節、御改も請不申、并ニ、三、四年内御番所様へ御断も不仕段、舟主私共ニ不調仕候、御法相背候段、何共申分無御座候、私御存被為遊候通、不調法者御断可申上品も無御座候、向後御法相守可申上候、此度之儀御慈悲ニ御免被為遊被下候ハ、難有可奉存候、以上。

享保七年

寅ノ四月四日

網代村 舟主市右衛門
同庄屋作左衛門

一 右之通口書いたさせ、四月四日安次郎もたせ進候へハ、市右衛門口上書外ニ取越候様ニと被仰付候故、又市右衛門口書いたさせ、五日ニあしる庄やへもたせ進候。

一 居組村彦兵衛口上書も取、御番所へ差出し申候。

右之者共四月十二日網代市右衛門ニハ手錠おろし候様ニ、入江弥市左衛門様より被仰付候、岩本喜左衛門・浜大谷善四郎兩人ハ閉門被仰付候、同十六日ニ我等浦留御番所へ御託言ニ參、埒明申候。

四月七日

一 陸上へ志摩様より御入米塩、去年払はつ所ニ、塩拾壹俵三升五合不足仕、当寅ノ年塩出来次第第二払申はつ二候、書物、筑波次介様迄庄や中ノ書付進候。

四月八日

一 当村市郎右衛門、多田嘉七郎様へ当春より御奉公ニ有付申二付、御請状之儀御頼被下、判本見届くれ候様ニと湯村新兵衛ニ被仰付候、請人忠兵衛・禅心子久七兩人判本見届進候。

四月十二日

一 一百三拾八匁 丑ノ年御用馬増銀相渡申候請取

内九拾めハ 三月十日町与兵衛宰領ニ參候節相渡ス、百五十めノ内
メテ四拾八匁 四月十二日二町与兵衛・本浦留勘十郎ニ渡ス。

一 筆申入候、然ハ佐藤金右衛門家来定助と申者、去ル六日欠落致候、生所細川村、根帳名吉介と申者之由、若所へ立帰候ハ、早々擲置注進可有之候、尤根帳面消可被申候、早々吟味被申返答可有之候、為其如此御座候、以上。

四月十二日

小嶋惣左衛門

大庄屋兩人

徳兵衛殿

源藏殿

尚々、佐藤金右衛門家来定介請人細川村孫右衛門之由、子甚九郎、金右衛門より度々呼ニ遣候へ共、不參由、請合事候間、早速罷越様子承候様ニ可被申付候。

四月十四日

一 村々作喰不通無御座、難儀仕い申候二付、追願段々仕候、外ノ郡へは御借不被遊候へ共、当郡之儀は御聞届被遊被下、橋津御藏ニ而五拾石御借可被遊由被仰付候。

一 筆申入候、然ハ頃日申渡候、橋津ニ而相渡候御借米、橋津藏ニ惡米三拾七石六斗四升八合ならてハ無之候、此分ニ而何とぞ仕廻被申間敷候哉候得ハ、仕廻被申可然存候、尤是迄ニ候へハ、此内ニ而運賃引ケ申事ニ候、是非五拾石借り不被申難成候ハ、大塚御藏ニ惡米有之間、大塚ノ藏ニ而残ル分ハ相渡可申候、有無之返答急ニ可被申越候、以上。

四月十六日

徳兵衛殿

十四郎殿

小嶋惣左衛門

一 筆申入候、然ハ頃日願被申候趣、左之通被仰付候。

一 湯村湯運上壹年分、当年半分・来年半分指出候様ニ被仰付候。

一 同村廿日役、当年壹年願之通御聞届御免被仰付候。

一 同村馬持之儀、自分居宅得度小屋懸仕内御聞届御免被遣候、浦留村ニ而振廻持

候様被仰付候、右之段可被申渡候。

卯月十七日

大庄や兩人御当

小嶋惣左衛門

四月廿四日

大庄や

不破豊右衛門

一右追願御借米、橋津御蔵・大塚御蔵兩所ニ而、願之通五拾石御借可被遊由被仰下、

四月十八日細川安二郎・高山彦大夫兩人ニ請取遣候、田後市左衛門船雇遣候。

一御借米五拾石

御かし米、追而本証文調可指上との手形仕候

大塚又左衛門様当

一運賃三石九斗式升五合 運賃ノ請取手形

右御同人様当

右之米、橋津・油良(天保の米)ノ御蔵より請取、四月廿五日ニ兩人共ニ船申候。内五拾俵至極ノ悪米ニ而候。

一江戸より被為仰付書物、別紙御書付之通、若村々へ有之候ハ、指上候様ニと被仰付候、村々所持居申者は無之、其段庄や中判形取置候。

四月十六日

一田植時分、喰物村々人々ニ結講(寄)ニ仕由伝聞候故、麦大(寄)一ニ仕候様ニと、若家頼共何角と申談も有之候ハ、急度曲事ニ可申付候段、嚴敷相触申候。

覚

一三拾人 土手長四拾五間・横式尺五寸・上り壺尺五寸

右は久松堰開所付土手請役被遣、慥ニ請取申上候、以上。

浜大谷村徳兵衛

享保七年寅ノ四月日

杉田久兵衛様

一筆申入候、来ル廿八日より廿九日晦日迄、有章院様御七回忌御法事被遊御執行候、右日限之内御郡中獵師其外殺生堅停止ニ被仰付候間、村々末々迄念入急度可被申触候、以上。 小嶋惣左衛門

一本浦留村長左衛門、五年已前、御用之儀申付候所ニ、何角と村ノ年寄役ノ者ニ

不理屈申、御吟味上ニ而、御国御追放被仰付候、此度有章院様御法事大赦ニ付、

所安堵ノ願書ニ而、願書上ケ申候。

一田後村七郎兵衛・太郎兩人、三年跡荒尾志摩様御家頼衆と口論仕、過言共申、

御船手御奉行様より御吟味ノ上ニ而御国御追放被仰付候、此度願書上ケ申候所

ニ願遅ク、埒明不申由戻り申候。

五月二日、和田得中様より御頼被下候

一拾式俵(虫掛)

右は和田得中様へ御渡し被進候(虫掛)ノ内ニ而、慥ニ請取申上ケ候、以上。

寅ノ五月二日

河嶋権大夫様

徳兵衛

右之内五俵は細川三九郎分、弥一兵衛ニ渡ス、同壺俵細川四郎右衛門分、弥一兵衛へ渡ス、同壺俵新井金太夫ニ渡ス、残テ五俵ハ自分より和田得中様へ先月取替米御返済被下候、請取申候。

五月十日 河毛忠右衛門様よりノ御書

一浜大谷村水御奉行御雇下奉行与右衛門と申人五月十日ニ御越、御勤被成候。

一此兩村雇水御奉行、五月廿三日迄被相勤候故、廿三日迄ノ手形遣候。

五月廿日 惣左衛門様(小嶋惣左衛門)より

一岩本村水御奉行御雇下奉行市兵衛と申仁、五月廿日ニ御越し御勤候。

右兩村ノ水御奉行雇ニ付、此度乾上総様御預り安大夫・茂大夫兩人、五月廿三日

ニ被參候而、岩本村安大夫被參、大谷村へ茂大夫被相勤候。

右御兩人共、八月十五日迄被相勤、日数八十三日ノ切手遣候。

海素麵割

一壺斗五升 岩戸 一壺斗五升 浜大谷村 一式斗 網代

五升別ニ請取 壺斗六升

一三斗 田後 一八升 本浦留 一壹斗 牧谷
 一八升 小羽尾 一壹斗 大羽尾 一貳斗 陸上

五月十四日

一八重原村次郎平と申者、^(兼前)豊前守新御小人ニ罷出、奥書仕候。

四月

一江戸より之御書通ニ而、書物御目録之通有之候ハ、吟味迄差上候様ニと被為
 被仰付候、村々吟味仕候へ共、左様書物所持仕候者ハ無御座、其通御用場へ申
 上候、御書写別ニ有。

一菖蒲甲之儀、金銀ノ色付ぬり^(塗り)之儀、停止ニ被為仰付候、墨ぬり^(塗り)ニ仕候様ニと御
 書出しヲ以□^(印)より被為仰付、村々へ被申渡候。

一筆申入候、然ハ当年麦年貢代銀九斗六升二付、上銀廿八匁替相究候間、来月
 十日限取立、在御用場へ払付可被申候、為其如此ニ候、以上。

五月廿四日

大庄や兩人

小嶋惣左衛門

一青木軍大夫殿、来ル廿八日鳥取御発足、御両国御順行候。

一駕籠昇之者は、此方より被召連候、暑氣之節ニ付、右之通ニ候、此儀重而之例
 ニハ不成候、左様可被相心得候、下宿可被申付置候、尤木賃ニ而候間、是又可
 被申付置候、尤わらんち^(草鞋)等出し申ニ不得候。

一宿送り人足五人出し可被申候、是ハ長持・沓籠・つづら等持人ニて、御伝馬壹
 疋宿々ニ而用意可被申付置候、

右軍大夫殿

一宿送り人足壹人歩馬壹疋

秋山半内

一同貳人 馬壹疋

荒木甚平

一同貳人 下奉行荷物

右之通御申付置可有之候。

五月廿四日

御両国大庄屋中

秋山半内

荒木甚平

一五月廿八日鳥取御発足、朝六つ時国安村・高津原村、用瀬御一宿、廿九日智頭、
 船岡御一宿、六月朔日才代村・若桜・麻生村御一宿、二日六つ時法花寺、朝五
 つ半時楠城村、八つ時蒲生村御一宿、三日朝六つ半時高山、同五つ半時浜大谷、
 八つ時秋里村御一宿 四日古海・志かぬ^(鹿野)御一宿 五日潮津・泊り村・長瀬村御
 一宿、六日本泉村・少林寺村御一宿、七日米積村・金市村御一宿、八日鮫津村・
 国信村・御厨村^(御茶屋)御一宿、九日佐陀村御一宿、十日溝口村・二部村・黒坂御一宿、
 十一日下石見村御一宿、十二日原村・柏尾村御一宿、十三日車尾村御一宿被仰渡、
 御用之儀候間、大庄屋構中村々庄屋・年寄・五人組頭、并頭立候者、一兩人ツ、
 右村付之所へ刻限之通寄置可被申候、此書付先々無滞相廻し、車尾村より留置
 可被申候、銘々罷越候節請取可申候。

五月廿四日

荒木甚平

秋山半内

御両国大庄屋中

御年貢麦寛

かん六合南田(抹消)「壹升高江」七升五合 町

六合かん 小羽尾

○二四斗三升九合 左近 一四斗六升六合 久しら^(久志羅) 一三斗四升九合 中村

○二七斗七升六合 蔵見 一四斗三升壹合 南田 一三斗八升貳合 栗谷

○二五斗七升七合 八重原 一貳斗壹升八合 矢谷 一三斗八升五合 高江

銀ニ而請取

○一壹石貳斗五升五合 湯山 一六斗六升九合 海士 一八斗七升四合 細川

銀立

内壹斗五升八代ニて

残りハ麦ニ而濟

△二六斗五升六合 大谷 一壹石壹斗六升八合 岩本 一貳石五斗八升六合町

銀立

銀立

△二八斗貳合 本浦留 一壹石四斗壹升貳合 牧谷 一壹斗貳升三合 牧谷

銀立

久四郎取

麦之請取

一三斗八升四合 小羽尾 一三斗貳升六合 大羽尾 一壹石五斗三升七合陸上

久四郎取

久四郎取

一 壹斗九升八合 田河内

久四郎取

麦惣合拾六石壹升貳合

畝数百六拾町壹反貳畝也

壹反二付麦壹升ツ、

代上銀四百六拾七匁貳厘

但、右二付貳拾八匁かへ上銀也

目安一六六七九一六六、

一 筆申入候、然は陸上村西分庄屋年寄、中嶋分庄屋年寄、蒲生村庄屋年寄、判鏡入用之由、御目付衆より申来候間、早々被申付、判鏡可被指越候、以上。

小嶋惣左衛門

五月廿八日

大庄や

判鏡

一 陸上村西村庄屋儀兵衛[㊦] 年寄四郎兵衛[㊦] 中嶋庄や伊兵衛[㊦] 年寄勘兵衛[㊦]

六月二日ニ上ケ申候。

陸上塩^{加(眞霧)}路入津通ノ控

四月廿六日 六月四日 六月十日 同日

一 四十七俵 西 一五拾俵 同村 一五十俵 西 一六十俵 中

五月廿七日分

一 六十俵 中

六月廿日 六月廿一日 七月 七月 七月四日

一 四十俵 西 一六十俵 中 六十俵 中 五十俵 中 一十拾俵 西

七月八日

一 四十俵 西

七月八日 同廿六日 七月廿六日 八月五日

一 六十俵 中 一六十俵 中 一三拾俵 中 一六拾俵 中

八月三日 同日 九月 九月

一 五十五俵 西 一五十俵 西 一五十五俵 西 一六十俵 中

両羽尾塩入津通

内五斗五升麦請取

六月十日 六月廿二日 七月二日 同日

一 五十俵 大羽尾 一五拾俵 大 一五十俵 大 一五十俵 大

六月廿二日 七月二日 同廿七日 八月

一 五十俵 小羽尾 一五十俵 小 一五拾俵 小 一五拾俵 大

一 筆申入候、蒲留村伝兵衛と申者、村方根帳切り申候哉、未根帳切り不申候哉、何頃村方罷出候哉、平生悪敷様成身持にて有之候哉、此段具二書付可被指越候、則同所香林寺旦那二而有之由にて、急々ニ吟味被申様子可被申越候、恐々。

六月六日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

六月十一日

一 湯山村惣右衛門・茂左衛門、西国順礼ニ罷出、往来手形遣候。

覚

一日用役千六百拾七人貳分

代八百八匁六分 但老入ニ付上銀五分ツ、

右之日用役、村々人別通辻目録共二、当四月ニ指上ケ置申候、賃銀之儀奉願候所ニ、此度被遣、慥ニ請取、銘々ニ無相違相渡し相済申候、以上。

岩井郡大庄や徳兵衛

享保七年寅ノ六月五日

杉田久兵衛様

此時八百八匁六分ノ通も仕上ケ申候[㊦]

御用馬、当年仕替年、只今迄湯村^(岩井)へ六疋、蒲留^(岩井)へ六疋、拾貳疋預り申候へ共、

当春湯村^(岩井)不残焼失二付、断申上、小屋掛ケニ而も落付申内ハ湯村^(岩井)へ御預

ケ之儀御宥免被遊、馬式疋御減シ、馬数拾疋両浦留^(岩井)へ被仰付候。

六月十一日ニ請取、相渡ス

一本銀・上銀壹貫四百七拾目 請取預置 町新七・分左衛門

来卯辰巳三年二本銀二而 伝左衛門・善右衛門・平右衛門・市兵衛・

返上ノ筈 八右衛門・五郎兵衛 本勘十郎・茂兵衛

合十人、壹人二付百四十七匁ツ、

一筆申入候、然ハ御借米牛銀当分手形二候間、本手形二引替可被申候、当廿日過二建部甚蔵指出候間、左様二可被相心得候、廻り口之儀ハ甚蔵へ可被相尋候、以上。
小嶋惣左衛門

六月十四日

(東郷・池田傳)
一御隠居様、今日御葬礼二付、御鷹御放被成候、只今鳥屋之時分二有之二付、(挿らへ)とらへ申者ニも可有之候ハ、稠敷被申付、(挿らへ)とらへ不申様二可被申付候、若(挿らへ)とらへ候而隱置候段相聞候ハ、捕候者ハ不及申、庄屋・年寄迄急度曲事二可申付候間、村々へ念入可被申渡候、以上。

六月十四日

小嶋惣左衛門

一杭木三千本

一柵木六百荷 栗

右新川御普請御用候間、村々割符之上二而、明日より廿五日迄二不残、日比屋七郎左衛門方へ差出し候様二可被仰付候、尤歩遣候間、其日其日二通持参候様二御申付可有候、小人無御座村ハ、日用通致持参候様可被仰付候、以上。

杉田久兵衛

六月十九日

大庄や

右之杭木被仰付候へ共、六月廿四日、洪水大水出、所々大分損所出来、土手なと普請多二付、先新川普請ハ御やめ被成候、依之出し不申候。

一浦々津留御免被遊候。

一外二江戸より御條目二而相州(相模)・志州(志摩)之浦二而、石錢御取立被成候儀被仰渡、早速村々相触申渡候。

六月廿七日

一六月廿三日、四日、五日迄、大雨二而洪水出申候、所々道橋損所多出申候、依之段御普請被仰付候、海士灘二破損舟有之候、奥二書付有。

一杭木六百本 長六尺・目通り七尺廻り 内 三百本 久郎組

式百本 安二郎

百本 善十郎

一うな竹百式拾荷 内 四十荷 安二郎

八十荷 善十郎

右杉田久兵衛様より来ル廿九日晦日迄二、岩本村へ出候様二と被仰付候。

一筆申入候、然ハ此度駅増駄賃御制札一枚遣候、湯村御制札場江懸置、来月朔日より壹分上り増駄賃取候様二可被申付候、浦留江も増駄賃之義ハ馬持共へハ可被申付置候、浦留御制札場札之内、本駄賃之御制札文言書込有之候哉、様子可被申越候。

一重四郎より水之様子、未不被申越候、いヶ様之義二候哉、様子承度候、恐々謹言。

小嶋惣左衛門

六月廿八日

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然ハ御表様子(幸主池田老(享保五年))ノ年糶摺米、不残急二相払候様二申来候間、早々払せ、拙者奥書判形戻し可被申候、以上。

六月廿九日

大庄や

小嶋惣左衛門

一御普請所為見分、明三日法美郡へ罷出、楠城村へ御止宿、翌四日銀山越二て岩井郡へ罷越、浜大谷村江一宿、五日湯山通り覺寺越二而浜坂損所見分、浜坂より秋里へ越、野坂川筋見分可申候間、道筋人夫拾八人可被申付置候、以上。

七月二日

小嶋惣左衛門

不破分右衛門

法美郡

岩井郡

高草郡

大庄や

七月九日

一 梓木百六拾八本 長四尺二式尺廻り
 一 間梓木百六拾八本 長七尺二卷尺七寸廻り
 一 貫木三百三拾六本 長七尺二卷尺五寸廻り
 一 寸立木三千九百四拾式本 長四尺八寸廻り
 右恩志村御普請所ニ益より内、指出させ候様ニと御普請奉行杉田久兵衛様より被
 仰付候、右之内寸立木式千本下構より出ス。

一 式千本寸立木 内 七百本 安二郎組
 七百本 善十郎組
 七百本 久四郎組

一 筆申入候、然ハ先頃申談候五人組頭組合帳面、急ニ可被指出候、尤判形も取可
 被遣候。
 一 わせ帳、例年之通可被指遣候。

七月十日

小嶋惣左衛門

一 今年之儀候故、盆中も御普請相止不被申、無油断被致御普請候様ニと御普請奉
 行へ申遣候間、随分小人、并日用役共ニ遂吟味指出候様ニ嚴敷可被申付候、組
 頭共少も不精無之様ニ可被申付候、以上。

七月十日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

一 四室四拾目 湯山村坂鳥御運上払付

益立参宮人

一 矢谷村市郎兵衛
 一 浜大谷村又三郎・源右衛門・平介・せん・きく・せき、以上六人
 一 細川村三九郎・三左衛門・岩戸村善六、以上三人
 一 高江村与一右衛門

一 栗谷村半次郎

一 八重原村平六

一 海士村三十郎

一 左近村甚六・平八、式人

一 陸上村勘兵衛・伊左衛門・平左衛門・佐市郎・本四郎、以上五人

一 南田村藤左衛門・伊左衛門、式人

一 湯山村与兵衛・平兵衛、式人

一 荒改ノ仕方ノ御條目壹通

先日洪水ニ付、田畑荒有之場所改候仕形、御條目ヲ以被仰出候ニ付、則御條目
 写遣候間、念入相改急帳面可被指出候、早々罷出可相改候、以上。

七月十三日

小嶋惣左衛門
不破分右衛門

大庄や兩人

七月十八日

一 六人岩本、四人本浦留、六人町浦留、六人牧谷、三人小羽尾、三人大羽尾

一 六人くが^(陸上)ミ、壹人田河内、五人大谷

右之人夫、七月十九日より高山村御普請所へ毎日出候様ニ、安二郎・久四郎状
 ニして廻し申候、外二三拾人浜大谷より出させ申候。

一 六月廿四日、風雨洪水ニ付、所々浦々ニも破損船も多有之候、加路灘^(賀露)・伏野浜

ニ船式艘破損仕、灘沖ニ米刳捨有之候所ニ、米掛ニ盜船参候由、網代・田後ノ

船ノ由、加路御番所より鳥取^(賀露)・梶浦藏人様へ御断被仰上候由、依之段々御吟味

被仰付候、此方より両村吟味仕候所ニ、網代船ハ壹艘も不参由、田後村清左衛

門・藤十郎兩人、水主藤介・半六・六藏・岩藏以上六人、七月朔日ノ夕加路沖へ

鯰^(延州カ)なわはへニ参候所ニ、加路より御奉行様方御出、盜船と 被仰、右式艘ノ帆

ヲ御取被成候由申候、其通御断申候へハ、七月十一日梶浦藏人様より右之者共、

組頭安二郎へ連させ致候様ニと被仰付、鳥取へ遣候、右口上書之通ニ、鳥取ニ

而も申由、六人共ニ七月十四日岩井湯村入籠被仰付候。

一 筆申入候、然ハ此度和田得中、流山被致候ニ付、但州^(但馬)より山師中村久右衛門呼

越被申候、依之山子共之儀ハ拙者手前へ右久右衛門より宗門之請合取来申候、当分但州(但馬)より召抱候家来分二日用呼寄申儀ハ、貴殿・源藏兩人当テ之証文取置可被申候、是ハ但州(但馬)より呼寄ても不勤二候へハ、一兩日遣候而も、早速暇遣候故 度々此方へ罷出、判形致候而ハ遠方致難儀候故断聞届候、則案文遣候間、此通二度々請合手形取置可被申候、越年も致候者有之ハ、其節山子と一所二請合取申様二可致候、不審成御儀も候ハ、組頭成り共可被差越候様子可申聞置。

七月廿六日

德兵衛殿

源藏殿

小嶋惣左衛門

御請合申上候宗門之事

一何拾何人 内 何拾何人男何拾何人女

右は岩井郡鉄山所へ抱置申上候家来二而御座候、切死丹宗門、并非田宗不受不施・転之類族二而も無御座候、若宗門之儀二付、御不審之儀も出来仕候ハ、何時二而も罷出、急度申分ケ可仕候、為後日宗門請合状如件。

山師但馬国七味郡村岡

中村久右衛門

請人岩井郡細川村

七月廿六日

弥一兵衛

享保七年寅

一田後村・網代村右之書付通り、詮議又吟味候様二と藏人(倉平・藤通)様より被仰下、七月十四日ニ安二郎被帰候故、十五日、六日網代・田後二而、又吟味仕候へ共相知不申、村中口書取差上ケ候へ共、とかく加路(貫徳)へ参候船、網代・田後より数艘有之候間、御横目様へ御渡し御吟味可被成間、あじろ(網代)・田後庄や共被仰候由、庄や共より願候而、今一応吟味之儀被仰付被下候様申上候由、又今一応吟味候様二被仰付、網代・田後・本浦留・岩本四ヶ村、七月廿四日、五日兩日於私宅詮議致し友吟味いたさせ申候へハ、田後村二而茂兵衛・忠助・権七三人壹艘三三人乗以上九人、網代清右衛門・七郎兵衛式人三人乗以上六人、右之者共破損所へ参候段白状仕候、依之右之者迷惑申付置、浦留御番所へ其段御断申上候、梶

浦藏人様より船頭五人ハ岩井へ入籠被仰付候、水主ノ分ハ手錠二而押籠二被仰付候。

一右茂兵衛・権七・網代村清右衛門・七郎兵衛、外ニ水主八人以上十式人、口上未御聞被遊ニ付、九月廿八日梶浦藏人様より御水主衆式人召連ニ被下、組頭安二郎へ召連させ進上仕候。

酒御運上之覚

一百五拾目 町浦留村住屋九右衛門

一百目 同村太郎助

一七拾五匁 新井村又右衛門

一百目 湯村庄次郎(岩井)

合九百六拾五匁

内 四百八拾式匁五分

メテ四百八拾式匁五分

一御借米牛銀人別判形為御見届、建部甚藏様八月六日法美郡より御越、高山村へ御泊り、七日ニ灘手御仕廻、私宅へ御泊り、八日ニ小田谷御仕廻、黒谷へ御泊り、九日ニ塩見谷御仕廻すぐニ鳥取へ御帰り被成候。

八月七日ノ請取ニして

一上銀四百目④ 杉田久兵衛様当 御用銀返納進候。

早稲方

一四番拾貳町三反九畝拾九分

盛米百七拾四石式斗壹合

一五番六拾町五反八畝廿九分

盛米八百拾三石七升

畝数合 七拾貳町九反八畝拾九分

米合 九百八拾七石式斗七升壹合

内 百五拾四石式斗三升三合 御給所 四番

八月晦日限

九月廿五日限

同 六百七拾九石四斗五升八合 同断 五番
 同 八石三斗八升 岩本御蔵入四番
 同 三拾式石壹斗七合 岩本御蔵入五番
 同 拾壹石五斗九升 鳥取御蔵入四番
 同 百壹石五斗五合 右同断 五番

八月廿四日

重四郎殿
徳兵衛殿

一 当六月廿四、五日ノ洪水ニ、灘手・池廻り・沢廻り分田地久敷水ニ(怒り)いかりい
 申候ニ付、は(孕み)居申時節ゆへ、其内ニ(廣り)くさり水行申候而、い(稲)ねノ節々より
 ひ(生)つしはへ出、穂ニ出申候、依之早稲方殊外悪作仕、外ハ自分加損などニ而立
 用仕候へ共、浜大谷・岩本大分ノ捨リニ付毛取仕候、細川村沢廻り三ヶ村毛取
 仕、八月十九日ニ河毛忠右衛門様・小嶋惣左衛門様、并秋山半内様・荒木甚平
 様為御改御越被遊候、浜大谷へ十九日廿日二夜御泊り被遊候、廿一日湯村(若せ)へ御
 泊り廿二日ニ鳥取へ御帰リ被遊候、海士・高江・矢谷も池廻り毛取帳出候へ共、
 過分之儀ニ而も無之ニ付、御断申、帳面引申候。

八月十九日

大庄や

小嶋惣左衛門

一 筆申入候、然は浜大谷村・岩本村、今度之改帳面引合可申候間、明後廿六日何
 れ成共、帳面之様子存候者壹人ツ、可被指越候。

岩井郡人改奥メ

数合式千三百六拾九人

内五百九人

所々出ル奉公人別帳有

残而千八百六拾人

内

一千四百八拾七人

御百姓

一 壹人

医師

一 四人

山伏

一 五人

神主

一 拾壹人

大工

一 四人

鍛冶

一 四拾五人

商人

伯樂

一 壹人

非人頭

右之外ニ

一 廿八人

他所より参候奉公人

内五人

他国之者

同三人

他郡之者

一 湯村金二郎・庄二郎、酒御連上断り申遣候通、延引大不埒二候、急度取立一両

中ニ可指越候、以上。

一 成徳院様御鷹、先日も御放被成、近日又御放し被成候、今年中ハ惣而鷹捕候不

申様ニ、御郡中江可被申付置候、恐々謹言。

小嶋惣左衛門

同廿人 当郡上構之者
一千石馬壹疋 一丸馬 一雜役馬

奉公人奥ノ

合式百九拾壹人 内 百八拾壹人 居懸り
拾人 新奉公人

内

一 式拾壹人 御表様御小人 一 壹人 御表様御小人
(奉主池田家)

一 四人 同 御中間 一 壹人 同 御押
(奉主池田家)

一 三人 同 御手廻り 一 式人 同 御駕籠

一 壹人 同 御膳立 一 三拾三人 豊前守様御小人
(東船・池田家)

一 壹人 同 豊前守様御中間 一 壹人 同 御道具
(東船・池田家)

一 壹人 同 御駕籠 一 式人 同 小遣

一 壹人 同 御煮方 一 壹人 同 同御茶屋守
(西船・池田家)

一 四人 近江守様御小人 一 壹人 近江守様御中間
(池田家)

一 壹人 采女様御手廻り 一 拾五人 御預り御鉄炮
(池田家)

一 百拾三人 御家中 一 四人 寺方

一 拾人 江戸他屋敷 一 百八人 居懸り
合式百拾八人 内 拾人 新奉公

内

一 六拾九人 鳥取町方二出ル 一 三拾式人 他郡二出ル

一 四人 寺方二出ル 一 壹人 大坂

一 百拾式人 当郡村々二出ル

惣合五百九人

御年貢船二而鳥取へ積廻し申候通控

九月四日

一 拾七俵[㊦]壹艘 本浦留 一 ㊦式拾式俵壹艘 同村[㊦]合三拾九俵

右御郡様より御通未參我等手形遣し申候。

毎年岩本御蔵敷藁繩筵之割

一 蕨拾六枚 内 拾三枚 上構

三枚 下構 内 壹枚陸上 壹枚岩本 壹枚大谷

一 繩拾束 内 八束 上構

貳束 下構 七わ町 四わ本浦留 藁五束牧谷
三わ小羽尾 三わ大羽尾 三わ田河内

一 藁三拾束 内 貳拾五束 上構

五束 下構 牧谷村

九月九日

湯山村坂鳥札願書控

一 鳥取愛宕寺ノ末庵、亥ノ年御類焼後、未得建立不被成二付、此度惣方且中之
(享保四年)

多力ヲ以、庵室・仏且建立被成度御願望二而、村々御廻り被成候、村之内
(世話焼き)

せわやき被申、信心次第二御寄進可有之候由、為其如此候、以上。

徳兵衛

九月九日

下構村々庄屋中

御年貢船二而積廻し候加路入津通、小嶋惣左衛門様より
(賀露)

五枚被遣候内、貳枚上構・高山へ遣候

九月四日 九月十日 同日

一 拾七俵 本浦留 一 廿貳俵 同村 一 四拾三俵 同村

九月十日 九月十五日 同十六日

一 八拾五俵 牧谷 一 式百六拾俵 牧谷 一 廿貳俵 本浦留村

廿日 廿七日 廿八日

一 四拾七俵 本浦留 一 百七拾俵 牧谷 一 式拾俵 本浦留村

同日 晦日 十月二日

一 廿四俵 町浦留 一 七拾五俵 牧谷 一 式拾俵 町浦留

十月十六日

一 四拾俵 本浦留

一筆申入候、然ハ豊前守様御庭御用之根付小松、先日申付候外ニ、五拾本御入用之由、又々被仰付候、松ハ小かニ候ても根ヲ痛不申様ニ掘、豊前守様御屋敷ノ内、山根加六と申役人へ相渡候、請取手形御用場へ指參候様ニ可被申付候、嘉六宅ハ御裏門之近所ニ而候、先日申付候松不残指出候哉、尤椿も申付候、未相払候ハ、急ニ払わせ可被申候、御庭御作り被遊候ニ付、急御用之由ニ有之候、以上。

小嶋惣左衛門

九月六日

徳兵衛殿

前ニも植松四拾本、椿式十本被仰付、安二郎・善十郎組ニ申付候故、此度ノ五拾本ハ上構へ申遣候。

九月五日

一三三拾式（地）わ 杉田久兵衛当日用通ニ判形仕候。

一筆申入候、然ハ御蔵へ米何程も納り不申由にて、被指出候早稲帳面引合可見申候へ共、先申入候、弥数納殿敷可被申付候、弥御役人指出し可申と存候へ共、御吟味役（西）西へ罷出、下役中も尚御用多未指出し不申、近々指出候間、数納帳面入候間、調置候様ニ組頭共可被申付候、以上。

小嶋惣左衛門

九月八日

大庄や

一筆申入候、然ハ未取立目録差出不被申候、先達而御郡代被申渡置候通、秋先より子細も有之者ニハ、手懸りさせず候様ニ、五人組共へ被申渡候得と被申渡候、早米も段々ニ払込候へハ、只今至下々差支は有之間敷候間、急々ニ御取立目録差出可被申候、以上。

河毛忠右衛門

九月十三日

大庄や兩人

一取立目録之儀、十六日ニ又忠右衛門様より被仰付候、御控高山へ有之。

一岩本村七郎兵衛・吉兵衛、外ニ岩本ノ者御奉公ニ罷出、近年ハ御台所より御取

上ケ

九月廿二日

一塩廿八俵、井村縫殿様御請塩、浜大谷村勘介船ニ而積廻し、加路御番所へ入津ノ手形遣ス。

（享保六年）

一筆申入候、然ハ丑年田畑買入之儀、御郡代より追而可被相触旨、先頃被申渡置候、然先達而從公儀被仰出通被申付候間、此段拙者共より申入候様ニと之事ニ候間、御條目引合之筋無相違様ニ可申付候。

一熊野権現奉加、從公儀被仰付、日本国中武士・寺社・百姓・町人不残奉加被仰付旨、自江戸申来候、何程と申銀も不被仰付候間、村々末々迄不残被申聞、心次第ニ取集メ、右之銀子上銀ニ而も四宝ニ而も、来月中頃迄ニ御用場へ可被差越候、尤壹錢、貳錢ニ而も人別帳面相添可被差越候、則勸化帳遣候、以上。

小嶋惣左衛門

九月廿三日

徳兵衛殿

十四郎殿

勸進帳壹冊參候

尚々相達候ハ、早々返答可有之候。

一筆申入候、然ハ豊前守様子ノ年分御膳米三石、急々相払候様可被申付候、為其如此候、以上。

小嶋惣左衛門

九月廿七日

徳兵衛殿

十四郎殿

一当春牛銀拝借之内、四宝銀相渡申分、上銀取立ニ申付候ハ、歩合も引候て取立可遣と申聞置候へ共、下ニ而上銀買替候ハ、間銀も出来、迷惑可申候間、四宝ニ而相渡し候分ハ、其俣四宝ニ而、御法之通元利取立、上納可申候、右四宝元利御法之割合ニして上銀ニ而、上納申分ハ、勝手次第ニ可被申付候、

以上。

九月廿九日

小嶋物左衛門

大庄や

一筆申入候、然ハ福田筑前知行所恩志村物成米、只今迄ハ恩志村物成米ハ岩本御藏へ払、塩見谷村々より筑前へハ払来候由、此度ノ数納吟味ニ而、各へも差留被申候哉、右之通ニ得払不申、恩志村百姓致迷惑候而、筑前迄なけき候由、前々ハ貴殿方聞届、右之通払来候や、又ハ百姓相對ニ候哉、弥恩志村より鳥取へ差出し候てハ致難儀筋ニ候哉、しほ^(塩見谷)ミ谷何ケ村より払来候哉、此方承届右之筋ニ申付候儀聞届難成筋ニ候、貴殿ノ方聞届被申、紛敷筋無之候ハ、只今迄之通払候儀候哉、然共、米ノ善悪ニ寄、追而とかく之儀も有之候様成儀ニてハ、重而之吟味候節、妨ニも罷成可申哉、存寄之儀、具ニ返答可被申越候、百姓之為宜敷義ニも候ハ、其通申付可致様ニも被存候、然らば筑前ニ不限、方々より右之筋之儀、頼来居申候、左候へハ、大勢払替ニ相成、追而紛敷儀も出来可申候、とかく存寄具ニ可被申越候、以上。

小嶋物左衛門

九月廿九日

大庄や

(表紙)

「享保七年

日記

寅十月日

中嶋正幸

一鳥取愛宕山末庵持性院^(享保四年)亥ノ年類焼ニ付、此度惣^(惣)且中ノ他力ヲ以、建立被成度由

御頼ニ付、村々へ状廻し進申候、九月五日尤浜大谷村数多帳面付申候。

十月二日

一栗谷村惣次郎年罷寄、禪門ニ罷成度願聞届遣候。

十月三日

一南田村藤左衛門・長左衛門・十次郎三人、讃州金毘羅へ参詣仕度と願、聞届往来遣候。

九月末頃

一邑美郡古市村御普請所ニ、塩見谷より杭・梓木出候ニ付、賃金可被遣由、田上源四郎様より被仰下、湯山村善十郎へ申付、取ニ遣候、湯山庄や遣候由。

一筆申入候、然ハ給所払替米被申越候趣、遂評儀候所、銘々承届払替申付儀ハ成りかたく筋ニて、百姓為ニ成候儀ニ候ハ、キ殿方聞届払替可被申付候、其方聞届被申儀も承知申置候、弥右之通ニ被申付候ハ、キ殿方より割被申付候、納紛敷無之様ニ被申付、嚴敷払候様ニ可被申付候、払替前之通ニ被申付候ハ、書付被越ニ不及候、若割送候ハ、書付可被請候。

一三步御借米ノ内、物米利合之儀尋被越候、其郡ニ不限候間、近日相究可被遣候様ニ、可被相心得候。

別紙ニ而參候

一邑美郡田ノ嶋村穢多頭孫次郎儀、病氣ニ付役儀断申候段、聞届、此度差免候、跡役同村勘三郎申付候、

然共孫二郎通ノ名ニ候故、名孫次郎と改候様ニ申付候、此段穢多共へ可被申付候、以上。

十月三日

大庄や

小嶋物左衛門

十月三日被仰付候

一鶏丸尾四千本

内式千本上、式千本下

内七百本安二郎組

七百本善十郎組

六百本久四郎組

一同引尾六百本

内三百本上、三百本下

内百廿本安二郎組

百拾本善十郎組

八十本久四郎組

南田村流山小屋御入用御新田下奉行次郎右衛門殿より被仰付候
一 栗木式拾四本長九尺 一同三本 長式間半・目通壹尺
目通壹尺五寸
六、七寸廻(又)また木

また木

一同拾本 長式間・目通壹尺 一同三本 長式間壹尺目通り

式三寸廻り 壹尺式三寸廻り

一同五本 長式間壹尺・目通 一同廿六本 長式間・目通壹尺廻り

壹尺式三寸廻り

一 杉五束 すりと甘本(結) 一 土佐繩壹束五(巻)わ

未有合

木数合七拾壹本 外二すりと(繩)なわ

右十月八日、九日二出候様ニと被仰付候

十月八日ノ御状

一 錢払役細川村弥市兵衛ニ被申付候由被仰付候

一 筆申入候、然は先頃被申越候三步追借惣米利合之義、此度別紙之通被仰付候間、取立上納可被申候、

一 南田村流山御上より来三月迄被仰付候間、左様可被相心得候、若田地障(若止)ニも罷成候ハ、其段委細可被申越候、湯村廿日役之義、兼而火事ニ付、御免之義奉願置候、遂評義半分御免被遣候、残分ハ只今より来春迄、湯村御普請御用ニ指出し候様可被申付候、遠方江ハ得罷出間敷候間、来春之御普請も仕可遣候、然共随分只今之御普請ニ指出し候様可被申付候、

一 廿日役不足ハ、上銀五分之御取立、小人役不足ハ壹人役納壹升五合ツ、之御取立候間、右之通可被申付置候、尚々、追而早々、然は其構南田村之内、杉谷ニ而御上より流山被仰付候、小屋懸ケ竹木、并在人夫等無滞差出し候様ニ可被申付置候、

一 右山子扶持方米被遣候間、南田村御藏納之内ニ而、米足三拾石残し置、庄屋江御預ケ置候様ニ被仰付候間、数納米ヲ以、念入可被申付候、別紙一利五歩、右ハ他郡より指出し候、惣米追借りニ奉願、御借シ被遣候間、利米格別ニ御下ケ被遣候、此旨借り主へ申聞、元利取立可申候、別紙御膳(箱)すり米、左之通ニ御

勘定所江申来り候、可被申付置候、
一 初(箱)すり米七石、右会所御用ニ候、山中彦大夫より案内次第ニ可申入候間、其節
一 拵せ可被申候、別紙之通預り手形相調、彦大夫方へ遣し、彦大夫手形取置、御
勘定ニ可被相立候、恐々謹言。

十月九日

小嶋物左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一 筆申入候、然は矢ノ竹御用ニ候間、例之通先壹、式荷、三年竹伐らせ、在御用場へ指出し可被申候、拵所ハ其節可申付候、以上。

小嶋物左衛門

十月十六日

御塩手御入米覚

一 九石

一 拾石

一 式石八斗八升

一 拾六石三斗八升

一 九斗六升

一 四斗八升

一 四斗八升

一 九斗六升

一 九斗六升

一 六石六斗

一 六斗

一 四斗八升

一 式斗四升

一 筆申入候、然は二ノ丸御普請御用別紙之通

御表様

豊前守様

近江守様

御部屋様御用

松井番右衛門様

小嶋物左衛門様

御同人様より御頼

御同人様より御頼

青木軍大夫様

人見左一右衛門様

小村市右衛門様

後藤勘右衛門様御切手請取

中嶋

中嶋

中嶋

竹御用二候間、早々申付、相払可被申候、竹持參致候ハ、拙者方迄送り相
添可被差越候、払方下知可申候、以上。

一五本結竹拾束 上 一拾本結竹拾束 上

一貳拾本結竹拾束 下 一三拾本結竹拾束 下

十月十九日 日比久右衛門

一貳拾本結竹 五束 安二郎組

五束 善十郎組

一三拾本結竹 七束 善十郎組

三束 安二郎組

一筆申入候、然は御取立目錄不殘相濟、其御郡迄罷成候間、急ニ被致取メ、
御目錄可被出候、若不埒之村々も有之候ハ、早々可被申越候、罷出可遂吟味候、
一熊野奉加之義、是又外郡ハ不殘相濟候、何とて有無之返答不被申越候哉、指出
不申不叶義ニテハ無之候、若志之者も有之候ハ、帳面相添、早々可被出候、
余り延引故又候申入候。

一重四郎へ申入候、銀山村へ御用、真野二郎兵衛へ借し置候諸道具、先日、真野

二郎兵衛預り手形遣候、無相違改、洗井村庄や受取候哉、左候ハ、庄や預り

手形被指越候様ニ申入候置候、未被指越候、いか様之義ニ候哉、承度候、無相

違請取候ハ、念入次郎兵衛手形戻し可被申候、恐々謹言。

小嶋惣左衛門

德兵衛殿

重四郎殿

新御小人差紙判形仕候覚

十月廿九日

一高江村源六

廿六日

一矢谷村勘右衛門

(東館・池田屋) 豊前守様へ新御小人二出奥書仕候

御同所様へ新御小人二出

一筆令啓上候、各弥御無事可為御勤と珍重存候、然は此度平帳差出し候間、御

帳面之通取立可被申候、今年ハ指急平帳差出し候間、匱抹可有之候哉と無寛束
存候、不審之儀も有之候ハ、早々可被申越候。

一直納御切手、名宛帳口之通取可被申候。

一直納相濟候分、又ハ物成渡し方替義も有之候ハ、直ニ差紙指出し可申候間、

直ニ差紙之通取立可被申候。

一江戸御番之面々、別紙之通借文取可被申候。

一岡嶋五郎右衛門、直納切手御表御支配切手ヲ以相立可被申候、(東館・池田屋) 豊前守様・

近江守様御切手、又は御藏奉行切手ニ而ハ、岡嶋直納請込不申候、此段可被得

其意候、去暮此段申入候得共、御郡ニ寄、心得違ニ而御藏奉行切手被為立ニ付、

則日御定米切手と振替、段々隙入、御勘定指支ニ罷出候義も有之候間、右之通

可被得其意候、勿論此書状之返事可有之候、猶追々可申入候間、早々申留候、恐々

謹言。

宮川左市郎

田中藤内

十月廿六日

德兵衛殿

重四郎殿

預り申米之事

一物成何程

外二何程

何程

三口合何程

右ハ来年江戸御番罷越候付、此方ニ而免沓つ成、懸り物共ニ御借、慥ニ御取申候、

然上ハ御家中四つ成御戻し被成候、翌年より御法之通返上可仕候、為後日証文

如件。

享保七年寅年十二月

佐藤義助宛

一筆申入候、然は平シ帳出来候由ニ而、御勘定所より来候付、遣候、并藤内書状

遣し可有御請取候、尤相達次第二早々可有返答候、恐々謹言。

十月廿六日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

候ハ、急ニ帳面可被差出候、恐々謹言。

十一月五日

嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然ハ此頃平帳面差出し候村々、払米平シ帳面引合見被申候哉、給人上ケ米払込不申様ニ可被申付候、平シ帳面之通、給人江払米之内、直納米取過候分ハ不若候、上ケ米之内只今迄若給人江米払込候ハ、給人付候米、何石何村平シ免之外払込候と、書付可被指越候、若シ此已後上ケ米之内、給人望候共、米払と被申間敷候、万一米払込候者於有之ハ、百姓ハ不及申、庄屋・組頭曲事ニ可被申付候、延引被申候得ハ、払込米可有之間、此書状相達次第、早々給所村江被申付、平シ帳面引合見被申、払過米候ハ、急ニ書付可被指越候、恐々謹言

十一月二日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

細川村百姓之覚

一茂兵衛・兵左衛門・勘七・善六・源兵衛・四郎右衛門・源次郎・吉郎兵衛・甚四郎・三九郎・弥市兵衛・彦三郎安次郎・次郎平・夫兵衛・弥兵衛、百姓分合拾六人役人共

一筆申入候、御鳥毛之御さ(精)や新敷被仰付候、鶏之引尾不足申二付、此度七百式拾本を割申付候間、当十五日限集、御用場江払せ可被申候、右之御鞆出来懸り居申候へ共、引尾不足二付、出来不申二付、急御用二候間、少も(早く)やく取集差越可被申候、恐々謹言

十一月四日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然ハ当夏御條目ヲ以被仰付、御郡懸り米割符有之候ハ、帳面ヲ以拙者迄相伺被申様ニ被仰付置候、于今何共不被申間候、当年ハ無之候哉、若有之

一筆申入候、然ハ兼而被仰出通、四宝銀通用之儀、来卯正月より四宝取遣堅停止二候間、末々迄急度可被申付候。

一四宝銀引替之儀、從御上、公儀(幕府)へ御願被成候所、当月中大坂着候様致候ハ、御引替可被仰付旨被仰渡候、右四宝今以所持いたし、引替不申者有之、銀高も所持いたし候者ハ、大坂ニ而引替所へ致持參、引替可申候、役所より書状相添可遣候間、銀高可被申越候。

一四宝銀高少しニ而大坂へ持參候儀、難儀ニ存者も有之候ハ、在御用場へ右之銀子差越可申候、此方ニ而致忝所遣し有之、引替可遣候、尤雜用銀は右之引替銀之内ニ而指引、残り銀相渡し可申候、此旨村々ニ急々ニ被申付、当月中二役所迄差出シ不申候而ハ、大坂引替、年内ニ難成候、来正月より四宝通用稠敷御停止ニ候間、此旨得度、末々へ可被申付候。

一三職手間賃銀、来ル十六日より壹分下り被仰付候、上大工老人壹匁三分二候間、此段末々へ可被申付候、以上。

十一月十二日

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

大庄屋

預り上ル銀子之事

一三百目

但四宝銀也

右は、御寺禪堂、葺か(葺)や御請合申上候二付、御請被遊、慥ニ請取申候、壹匁二付、右たは(束)式十(把)わツ、ノ御約束ニ相極、只今立申候、銀四百目分(把)かや八千(把)わかり立、来正月中雪さ(消え)えへ次第二持參申上候、其節かや御改被遊、若たは(束)ほ(細)く(悪)悪敷候ハ、御意次第第二直させ指上可申候、其節殘銀百目御渡し被遊可被下候、右如此ニ御座候、以上。

寅十一月日

左近村庄や 甚右衛門

前書之通、私慥ニ存届申候、代銀御渡し可被遣候、以上。

大庄や
徳兵衛殿

大庄屋

徳兵衛

景福寺御納所様

十一月十七日

一牛銀平シ直段、上銀四拾式匁替ニ被仰付候。

同十八日

一御塩手三石六斗、荒尾但馬様御内森尾喜左衛門殿より御かし^(貸し)被成候由、借り主陸上村八右衛門・市介・兵介借り申由、奥割之儀被仰付候へ共、難成旨返答申上候。

一筆申入候、然ハ四宝銀当年中ニ大坂引替有之ニ付、御家中・町共ニ来月十日限ニ四宝通用、十一日よりハ、上銀致通用候様ニ被仰付候間、来十日ハ四宝銀致通用候共、勝手次第第十一日よりハ相互ニ上銀取遣致候様ニ被仰出候間、下々へ急ニ相触可被申候、以上。

十一月廿日

小嶋惣左衛門

十二月七日

一岩本村善六・又次郎・長介・甚三郎、村借米願遣候、礼ニ参候。

瀬引鯛網御運上之覚

一瀬引鯛網御運上上銀五匁 本浦留村甚右衛門

一同断 御運上五匁 同村久兵衛

一同断 御運上五匁 同村次兵衛

一同断 御運上五匁 同村五郎右衛門

一田嶋網壹 御運上拾五匁 濟○ 牧谷村孫左衛門

一鯛網、并ニ瀬引共ニ御運上五匁 陸上村儀兵衛

次右衛門

一同断 御運上五匁 濟○ 同村勘兵衛
勘七

一同断 御運上五匁 濟○ 同村権九郎
伊左衛門

一同断 御運上五匁 岩本村岩助

一同断 御運上五匁 濟○ 同村兵右衛門
市兵衛

御運上仕合六拾目新銀也

右之通十二月廿日より内ニ払申答也。

十二月六日

使久四郎ニ而上ケ申候。

一塩抔手形之

覚

一餅米式俵岩本村

右御請取被遊可被下候

来春御借米之節

当米ニ引替可申上候、以上

十二月十一日

廿四日 廿五日

一三俵 平野又二郎^印 一式俵 岩本^印 一拾式俵 大谷 一九俵 岩本

長介分

十二月十五日

一米高式拾六石町浦留村仁右衛門、質物借証文奥書又遣候写、又証文調有之、来

卯^(享保八午)ノ春立申約束ニ苟仕候。

一申上候、然ハ昨十六日ニ網代・田後ノ獵船、両村ニ而三拾艘余沖獵ニ罷出候所ニ、俄ニ海大荒罷成、網代ノ獵師式拾人余、田後村ノ者百廿人余于今上り不申、海ニて相果申候物と察入苦々數儀ニ奉存候、依之灘筋村へも急度申付、死骸共上り候か、又は船滓等上り候ハ、念入取揚、注進候様ニと申付候、先為御注進、

以飛脚申上候、委クは跡より可申上候、以上。
宗旨庄や新井村

十二月十七日

大庄や

源藏

徳兵衛

小嶋惣左衛門様

書状令披見候、然ハ昨十六日網代・田後両村獵船三拾艘、沖獵ニ罷出候所ニ、
俄ニ海荒れ、網代村獵師貳拾人余、田後村ノ者百貳拾人余于今上り不申、海ニ
テ相果申物^(物)と被存候間、苦々敷儀共ニ候、灘筋へも死骸・船^(船)かす之儀被申付置
候ニ而承知申候、得度様子相尋被申付、跡委細可被申越旨尤ニ存候、人別等自
跡書付可被越候、以上。

十二月十七日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

源藏殿

十二月廿日

一 田後村船道具申度由ニ而、拝借米百俵奉願、梶浦藏人様より御頼被遊、百俵田
後村へ拝借被仰付、来三月中ニ返上仕候御約束ニ而候所ニ、十二月十六日獵船
沖獵ニ罷出候所ニ、俄ニ大荒二成、網代・田後之獵師、右ニ書付候通、大分水
死仕、船もめけ申候ニ付、もはや拝借も難成旨被仰付候様へ共、跡ニ残りい申
候妻子共及飢い申候ニ付、右拝借米弥被為仰付、返上之儀三年符ニ被仰付被
下候ハ、船五、六艘俄ニ調、沖獵ニ出候、死家ノ妻子共ニつのじノわた成り共
給させ申度由願ニ付、其通願書調させ奥判仕上ケ申候、前拝借米来三月ニ取立
差上可申との願書ニも私奥判仕上ケ置有之候。

御蔵かざり物

一 ^(御蔵)ミ^(御蔵)びい木七拾貳本

一 ^(飾り)かさり竹五拾本

外ニ六本御圍蔵分

外ニ貳本

一 ^(ユズリハ)いつり葉

一 繩壹束小たくり

右通上構より出し申候

一 門松貳拾四本

内八本大谷 四本町浦留 貳本本浦留

外ニ貳本

四本牧谷 貳本小羽尾 貳本大羽尾

四本^(陸上)くがミ

一 ^(義組飾り)ミのぐみかさり人夫共ニ岩本村より例年仕候。

一 大根三拾本 陸上 一^(裏)うら白 田河内

右下構十二月廿五日迄ニ御蔵へ持参候様ニ申渡候。

十二月

一 貳拾石

町浦留村住屋九右衛門、酒米ニ

仕度由願ニ付拝借被仰付候、

証文差上、請人鳥取鹿野海道

住屋善右衛門請ニ立、卯正月廿日切ニ

返上仕は^(差)づ也。

内九石九斗八升 高山十四郎当ニ手形遣候、十二月廿日

メテ拾石貳升 九右衛門手形米ニ立遣申候。

享保七寅年

享保八年

(表紙)

「享保八年

日記

卯正月吉日

(後筆)「去ル寅二及」
(享保七年)

中嶋氏正幸」

御家老

御郡代

御普請奉行

荒尾志摩様

青木軍大夫様

佐桐是兵衛様

同 右近様

御吟味役

鶴殿大隅様

松井番右衛門様

乾 上総様

不破分右衛門様

御郡奉行

気多・高草・八上・知頭

河毛忠右衛門様

河村・久米・八橋

日比久右衛門様

岩井・法美・八東・邑美

小嶋惣左衛門様 永野利左衛門

汗入・会見・日野

竹内林次郎様

一 正月七日、御勘定ニ罷出、十一日ニ在御用場、御勘定仕候、十三日大御勘定仕廻、

同廿一日ニ御家老中様御目見へニ廻り、於御勘定、御料理被為成下候、廿二日

ニ御郡代様より御料理被下候。

一 法美郡大庄や楠城村甚左衛門、鳥取鹿野海道住屋善右衛門へ米百六拾石余構之内より替シ米仕、善右衛門より得立不申ニ付、善右衛門迷惑被仰付候、甚左衛門ニも閉門被仰付候、正月十六日、五月初ニ御免被遊候。

一 河村郡大庄や穴鴨村茂右衛門、御勘定ニ被出候得共、三百式拾石引負有之、手錠ニ而入籠被仰付候、類中より米相立候由、御免被遊候、二月朔日。

二月二日

一 栗谷村与兵衛妹、近年鳥取ニ罷有、善兵衛と申者ノ妻ニ成りい申候所ニ、旧冬

善兵衛相果跡、及飢申ニ付、子共兩人有之由、兄伝吉と申者八才ニ罷成候ヲ、栗谷村へ去年十二月廿六日ニ召連參、兄与兵衛方へ頼置、近村乞食共仕居申候所ニ、正月晦日昼時分罷出、栗谷村向四町斗出、大井手ニすべり込相果申候、同日晩ニ兄与兵衛尋出シ断ニ參候故、右之通奥判仕候、御家老中様まで被仰上、埒明申候。

一 筆申入候、然ハ御破損方御用ニ候間、三十本結竹式拾束、五拾本結竹式拾束、六月十五日限ニ小細工ニて、吉村喜兵衛・四宮奎左衛門へ相払候様可被申付候、以上。

二月四日

小嶋惣左衛門

大庄や

右五十本ゆい竹廿束、下構ニ割申候。

一 筆申入候、然ハ湯村^(岩井)・岩本・浦留三ヶ村御制札之内、人足荷物賃銀有之御制札写シ、此書状相達次第ニ可被差越候、先達而式通写シ被指出候、定而浦

留・岩本兩村と存候、其内駄賃荷物書込有之候、是ハ浦留御制札ニ而可有之候、湯村^(岩井)之儀ハ、其節御制札場無之ニ付、書写不參と存候、早々書写シ可被差出候、以上。

二月八日 小嶋惣左衛門

二月八日

小嶋惣左衛門

大庄屋兩人

二月十五日

一 陸上村多市郎、去冬御年貢不埒ニ付、酒道具売払御納所仕候ニ付、寒作少も得不仕ニ付、此度酒得作り不申由、則願書酒株御差紙も返上仕候、二月十五日ニ御断申上候、御聞届被遊候、当年御運上半分七月払ヲ差上候様ニと被仰付候、暮ノ払ハ御免被遊候、御返書有。

一 細川村平九郎儀、去冬十一月ニ、同村ニ居申候医師三粒と口論いたし、三粒ヲ追廻り、村中ニ迷惑いたさせ、其上、和田得中様御子息九郎三郎様へも慮外ヲ申候、御吟味被遊、岩井へ入籠被仰付候、二月十七日御兩國御追放被仰付候、在御目附様御下奉行角大夫殿御^(越)被成候。

二月十五日

二月十五日

二月十五日

二月十五日

二月十五日

一去春払申候、御運上油四石七斗八抄御手形一枚ニ書替取、御勘定所返抛ニ引替、取置候様ニと被仰付候。

二月十九日

一蔵見村勘七、御表方新御小人ニ出、奥書致候。

一筆申入候、然は今年御銀殊外不自由ニ而、牛銀御手支ニ付、御郡々立米多ク、大坂江御登^(荷力)七米ニ被成候へとも、急ニ埒明不申候、御銀指支候へハ、下々迷惑可致候間、身持之者共より銀子指出し候ハ、証文遣し、牛銀ニ可相渡候、左候ハ、元^(利)いか様之義ニても、当暮無滞取立可相渡条、此度可被申渡候、為其如此候、恐々謹言。

二月廿日

小嶋惣左衛門

不破分右衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然は当春より御当地へ参居申候、播州万歳、時今爰元発足罷歸り候、例之通道筋ニて留置芸抔致させ候義、堅御法度ニ候間、郡中可被申触候、多少ニ而も立留り芸致候段、後日ニ相聞候共、急度曲事可被仰付候、御郡之内徘徊候ハ、道筋迄村送りいたし、御領分之内へ不致足留、無滞罷返り候様ニ可仕旨、急度可被申付候、為其如此候、恐々謹言。

二月廿日

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一陸上村清三郎と申者、山下喜兵衛様江御奉公ニ有付、御判之義被仰下、請人同村兄庄兵衛判形見届進上仕候。

(金保四年) (治平)

一町浦留村助右衛門子又九郎、田地五年跡多ノ暮湯村茂右衛門江永代ニ売、尤七年之内請戻し申約束ニ而売渡し置候所ニ、去年、去々年兩年之地利米、又九郎より払不申二付、茂右衛門より口上書指出し候二付、御用場江御断申上候へハ、弥地利米払不申候ハ、又九郎手前闕所いたし、右之返抛も取上ケ、茂右衛門江相渡し候様ニと被仰付候。

二月廿七日

一本浦留村五郎右衛門、去暮御年貢米段々不埒ニ仕、当春迄も埒明不申、八石八斗程村弁ニ至り申首尾ニ罷成候二付、闕所仕御断申上候、御追放ニ被仰付筈ニ相成候所ニ、一家之者共右不足米弁、村弁ニ不成候様ニ可仕候間、御追放之義、御赦免被遊被下候様ニと奉願候二付、其通りニ御免被遊候。

一右五郎右衛門より、去冬高山重四郎返弁米有之二付、当庄や源兵衛作廻ニ而、九石三斗三升七合越米手形ヲ出シ、高山江渡し候二付、五郎右衛門手前大分之不足ニ罷成候、尤右源兵衛手形出し候米ハ、本浦留小百性より払候御年貢米ヲ以返弁仕候置候二付、高山重四郎手前江戻し被申候様ニ申渡し候、右之米五石ハ五郎右衛門田地売上ケ仕候由、残り四石三斗余ハ四年符ニ仕、五郎右衛門より返弁之節、庄や年寄判形有。

去春

一大羽尾伝左衛門より銀子貳百目、庄や年寄借請ニ而、五郎右衛門借居申候所ニ、是又庄や作廻ニ而伝左衛門江戻し置候二付、当春取戻し、五郎右衛門不足ニ為立申候。

三月四日

一岩本村源左衛門・網代三郎兵衛・八三郎・吉兵衛・孫右衛門・平介・透庵、以上七人讃州金毘羅参詣仕候、往來遣候。

一海土村清二郎・藤兵衛・作右衛門、以上三人右同断。

三月六日

一岩本村瀧助と申者、山辺図書様へ奉公仕い申候所ニ、於江戸不届有之、二月十九日因幡一國御追放被仰付、若立歸り候ハ、捕、御注進申上候様ニと被仰渡候、御追放ハ御横目様より申参候由ニ候。

一当年御上へ銀子御不自由ニ付、村々牛銀郡中へ割出させ申候。

一壹貫五百^(目) 湯村茂右衛門 一壹貫^(目) 同村宇左衛門

一九百目 池谷村十郎兵衛 一壹貫百^(目) 外村与三兵衛

一三百目 外村兵左衛門 一五百^(目) 荒金権七

一壹貫^(目) くら村三右衛門 一四百^(目) 八重原平右衛門

一五百^(目) 細川四郎右衛門 一壹貫^(目) 牧谷孫左衛門

一五百^(目) 小羽尾市右衛門 一五百^(目) 新井平兵衛

一五百目 久松 多吉 一式百目 馬場 又八
 一三百目 長谷 長兵衛 一式百目 本庄彦右衛門
 一式百目 太田村茂兵衛 一式百目 高住村喜平次
 一四百目 大羽尾伝左衛門 一四百目 陸上善三郎
 一式貫目 高山十四郎

合拾四貫目

一高草郡野坂村光明寺及破損候二付、御願被成候而、御両国相對之託鉢御赦免被遊候、村々通り被成候、依之志次第二御寄追可被致候、尤廻宿申候処二而は、宿等せわ賄宜敷取持可被申候、以上。

三月廿一日

徳兵衛

下構村々庄屋中

覚

一上銀廿五匁

龍岩寺掛り銀、鹿野讓伝寺より

周防泰雲寺輪番住二当り、

当八月朔日限本光寺へ遣又はつ、

一同八匁六分

総持寺勸化銀、惣録所より

当三月切

同新銀壹匁五分 周防泰雲寺開山忌掛り銀、

去年掛り申候由

合三拾五匁壹分

四月

一寅ノ年分、浦留御用馬増銀式百目相渡申候。

船御運上払候覚

一五拾貳匁

大羽尾

一廿五匁

牧谷

一八拾壹匁

湯山

一三拾四匁

陸上

一四拾貳匁

本浦留

一拾貳匁

海士

一五拾四匁

岩本

一九拾七匁

網代村

一筆申入候、然は三職作料四月朔日より壹分下り、上大工壹匁式分被仰付候間、

左様二可被相心得候、以上。

三月廿九日

小嶋物左衛門

大庄や

四月二日

一蔵見村平七娘とめ、年々親へ不孝者、其上奉公いたさせ候而も前銀など借り、途中二走り、度々親へ難儀ヲかけ申候二付、親類共二不通仕、所根帳も張り申度由奉願、奥判いたし候、以上。

享保八卯ノ春本

一上銀五貫目

当卯ノ四月二田後村二拝借

八年符二被仰付

新船七艘作立候代銀

壹年分六百貳拾五匁

外二七拾五匁 月壹歩ノ割ニして

合 七百目ツ、八年ノ間ニ払済又はつノ証文

右為質物

一田後村中家数百廿軒、同村松林七拾ヶ所、百石積船壹艘市郎右衛門・三拾五石積源介・三拾五石積長次郎三拾五石積助左衛門・四拾石積市郎左衛門、此奥判仕候。

(頭注)「拝借米ノ質も此内ニ有」

御運上油之覚

一三斗 岩本村若州獵師より立ル

一五斗 網代村

一三斗 田後村

一四斗 大羽尾村

四月九日

一海素麵三斗

右近江守様御用ニ被仰付候。

一鳥取鹿野海道住屋善右衛門、去冬高草郡・法美郡より御年貢米之内大分替米仕、替りノ御切手得不差出、其外御家中より米銀大分請込置、返弁不仕候二付而、迷惑被仰付候、依之右御年貢御上よりハ取立被遊候、善右衛門手前闕所等迄被仰付候へ共、不足仕候、町浦留村しかのや仁右衛門、六年跡西ノ年三拾石ノ講仕、善右衛門も人数二而罷有、六番口、去寅ノ暮、善右衛門取番之所二連中より出米、于今払不申候二付、取立候様二と被仰付候、右之米、住屋九右衛門へ善右衛門より頼候由にて、請込二成りい申候二付、壹番仁右衛門、式九右衛門、三小泉弥平太様、四鳥取松や茂右衛門、五町浦留彦兵衛、右五人分此度払申候。

一松や茂右衛門儀は四取之節、米拾三石鹿野や仁右衛門へ頼相渡シ置、此利米三石九斗ツ、仁右衛門より以後出候約束・証文共取置、御断申上候故、仁右衛門より相立候様二と被仰付、三石九斗茂右衛門分、此度仁右衛門より払申候。

口上之覚

一当村辻堂へ昨朝非人参相煩申二付、罷出様子見分仕候所二、年頃五拾八、九二相見、食傷仕候哉、至極腹痛仕候二付、色々薬拵給さ七候へ共、不相叶、夜前相果申候、何国之者と相尋候へ共、兎角一言も得不申、尤非人札も無御座、往来も所持不仕、身二破レ拾壹つ着シ、外二所持之物無御座、目録通迄二御座候、依之御注進申上候、以上。

右非人所持之物

一古キ浅キのやふれ拾壹着仕居申候

一念仏鐘壹つ 一破袋四つ 此内二米式合有 一きせる壹本

四品

此外二ハ何も無御座候。

南田村年寄

享保八年卯四月十一日

十次郎

庄屋 理兵衛

大庄や 徳兵衛殿

宗旨庄屋 源藏殿

前書之通早速罷越吟味仕、見届、相違無御座候、以上。

卯四月十一日 岩井郡宗旨庄屋新井村 源藏

大庄や 徳兵衛
小嶋惣左衛門様

一筆申入候、然ハ豊前守様御用二候間、^(盛)のじこの子・巢籠り巢共二御用二候間、見付次第二取せ可被指越候、羽尾辺二多ク有之候様二承知申候、別而両羽尾・陸上辺二念入可被申付候、以上。

四月十三日

小嶋惣左衛門

大庄や

一筆申入候、然ハ昨日高草郡松神村傍所之内、天神之宮江非人親子四人居申處、親兩人共二相煩居申ヲ、村之者見付、生所相尋候所二、岩井郡陸上村茂兵衛と申者、七年以前江妻子召連非人二罷出、伯州江罷越居申處二、頃日罷歸り申所二、道筋浜二而鯛貫給申所、夫婦共二食傷仕、相煩居申由申二付、村方江引取養生致ス所二、夫婦共二昨日相はて申由相断候、右之茂兵衛陸上村之根帳面之者二而有之哉、幼名替り候義も可有之候間、七年已前二村方を出候者有之候や、子共式人、姉とら十三・弟長太八つ二成申由、因州御追放之者二而も候や、^(因幡)兩國御追放之者二茂兵衛と申者有之候哉、但根帳切り之者二有之候や、類も有之者二而候や、具二此段吟味被申、急々二返答可被申越候、恐々謹言。

四月廿一日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

源藏殿

四月廿八日

一四分钱式百目 御用馬増銀、兩浦留寅春

平福迄参候増銀二渡ス

本浦留村勘十郎二相渡申候

陸上村塩入津通写

五月廿三日

五月廿三日

同日

一五拾俵 西 一五拾俵 中嶋 一七拾俵 西 一六拾五俵 西

六月廿八日

廿九日

七月三日

一七拾俵 中嶋 一五拾俵 西 一五十俵 西 一五十俵 西

六月廿八日 七月三日 同十日

一五拾俵 中 一六十俵 中 一五十俵 西 一五拾俵 西

同十日

五拾五俵 中

六月廿日 八月十六日 八月四日

一五拾五俵 中 一五拾俵 大羽尾 一五拾俵 大羽尾 一五拾俵 中

九月三日 九月三日 九月

一五十俵 中 一五十俵 西 一五十俵 中 一五十俵 小羽尾

八月十六日 九月十日 九月十七日

一五十俵 大 一五十俵 大 一五十俵 大 一五十俵 中

一四十俵 中

一筆申入候、然は豊前守様、来月八日勝負へ御入湯被遊候、依之荷馬九疋被申付、

七日二鳥取へ罷越、馬指へ相達、八日二付遣候儀二可被申付候、尤馬罷越候節

書状相添、只今到着候段注進申様二可被申付候。(後筆)「馬入不申由、又御書

参候」

一御両国在酒株古株ノ分、近年運上高直候由、迷惑仕旨年々願有之候得共、古
来より何郡何ほとと申銀高、相きわめ請合罷成候二付、運上引下ケ遣申儀難成、
尤郡二より新株候ハ、運上銀増申郡も有之候得共、又古株酒屋、古来より多
所近年絶、減少申郡も有之、惣辻二而は御運上銀高よほと減少有之候、近年之
新株運上、古株銀高二引合候得は、成ほと新株ノ方下直二相見二付、此内二も
人別二より甲乙有之候得は、古株共貴殿方内意了簡二は、古株誰々は只今身上
向衰へ、只今ノ運上二而は得相続申間敷候間、運上何程位二も可被仰付哉、誰々
二は只今勝手も取廻シ、酒商売も快仕候得は何程御増シ可被成旨見分、存寄内
意書付ケ指出可被申候、尤他言有之事二は無之候、尤此方二而も大形見分存寄
も有之候得共、いさい内意ノ趣打合不申候而は、不同二も可被成哉と如斯二候、
急候て存寄内意可被申越候、恐々謹言。

四月廿七日

徳兵衛殿

小嶋惣左衛門

十四郎殿

水御奉行

一和田遠江様御預り角大夫殿、浜大谷村水御奉行二、四月廿八日ノ御状二而廿九
日二御越候、五月十二日日数十四日被勤候、病氣ノ為断二付、鳥取へ被帰候。

一乾上総様御預り宅右衛門殿、岩本村水御奉行二四月廿八日ノ御状二而廿九日二
被参候。

一浜大谷村水御奉行右之通被帰候二付、御願申上、定御下奉行半六殿五月十二日

二御越被相勤候、六月九日二御帰候、右半六殿替り秋田与三左衛門様御預り金

兵衛申仁、六月十日二被参候、尤惣左衛門様より九日ノ御状二而候、又金兵衛

殿ハ前役さん用と聞有之由二而、七月六日二替り被参候、長谷川平蔵様御預り

助次郎と申仁被参候、金兵衛殿ハ六日二被帰候。

八月十五日限二而御水奉行上り申候。

五月五日

一上銀七百目

御普請奉行

佐桐是兵衛様より御用銀請取通ノ写

一浜大谷村、次二岩本村日干二而、得植付不申、植田も干われ申候、就夫岩常村
之上綱原之関、先年より水半分ツ、は落申候所二、何角と申、水落シ不申候二
付、両村より五月八日二御断申上候へは、同九日二御新田奉行秋山半内様へ為
御見分被為仰付御越、浜大谷村田地之様子、其より段々御見分御上り、川崎・
岩常村之田地不殘御見分被成、綱原之関一日夜ル共二替り二落候様二と被仰付
候、鳥取へ御帰り被遊、御郡代様其外御頭様方へ、下大分之御田地日燃申様委
細ハ被仰上候、弥此已後は一日一夜川崎・岩常ノ田地川向ニかけさせ、翌日ハ
又一日一夜浜大谷・岩本田地二下地ノ水ニ相添かけ候様二と、御郡奉行小嶋惣
左衛門様より十一日二又御書参候、其後は右之通ニ水落シ植付も仕候、此已後
若綱原之せき水落させ不申候ハ、在御用場へ御断申上候様二と被仰渡候、水
御奉行二ハ同十二日二定御下奉行半六殿在御用場より被仰付御越被下、水下ケ
被成候。

一岩本村川向ノ田地も水下り不申、得植付不申候二付、秋山半内様岩常よりすぐ

二新井村へ御越、高山より下田地之様子御見分被成、本庄村二(植え)うへ田も干われ(割れ)不申分ニハ水かけさせ不申、岩本田地ニ水下ケ候様ニと被仰付候、うへ田も干われ申分ニは水かけさせ申候。

五月十五日河毛忠右衛門様より御書参候

一御用馬三疋

右豊前守様、五月十九日勝見より御揚湯被為遊候二付、十八日ニ勝見迄参込、

中嶋久兵衛様へ相断、荷請十九日朝二付出候様被仰付候、さいりやう銀四宝拾(貸し)匁かし渡候。

六月三日

一矢谷村権次郎、讃州金毘羅へ参詣仕、往来手形遣申候。

同日

一久志羅村平兵衛・作右衛門兩人右同断

一左近村十郎右衛門、右同断

一町浦留村半九郎、八藏・仁左衛門・長大夫四人

一栗谷村惣右衛門

一上銀式拾目 湯山村坂鳥御運上払付

御用馬指拝借銀覚

一本銀上銀壹貫四百七拾目

去寅ノ六月本(字庚七年)

内四百九拾目

当五月廿九日ニ夫町浦留(能)

善右衛門ニ而払付申候。

残り九百八拾目

(抹消)

〔預り申上ル御米之覚

合九石五斗壹升五合五夕

但足石也

右之御米榷預り申上候、当秋御定之加利足元利共ニ急度返上可仕候、為念御

証文如件。

享保八年卯六月五日

預り主南田村庄や

利兵衛
大庄屋 徳兵衛殿
前書之通榷御取斗申上候、当暮元利共ニ急度取急返上可仕候、以上。
卯六月五日 大庄や 徳兵衛

此手形ハ戻り、我等預り手形上ケ御借米ノ内ニ入申候。」

一筆申入候、然は当夏年貢、銀ニ而指出し申分、九斗六升二付、上銀廿目(替)かへニ而取立被仰付候間、右之代銀六月廿日限、銀子在御用場江可有上納候、為其如此候、恐々謹言。

六月五日

徳兵衛殿

重四郎殿

小嶋惣左衛門

六月九日

一陸上村源介・文次郎・いち・長以上四人、御伊勢参宮願申候二付、聞届、往来遣シ候。十日

一大羽尾村仁三郎、御伊勢参宮仕、聞届、往来遣候。

御年貢麦覚 欠 壹升五合 本浦留 壹斗七升 町浦留

△二四斗三升九合 左近 △一四斗六升六合

(久志藩)くしら

麦ニ而請取

○二三斗四升九合 中村 △一七斗七升六合

蔵見

五升

△二四斗三升壹合 南田 △一三斗八升貳合 栗谷

○二五斗七升七合 八重原 △一貳斗壹升八合 矢谷

△二三斗八升五合 高江 △一壹石貳斗五升五合 湯山

△二六斗六升九合 海士 △一八斗七升四合 細川

○二六斗五升六合 大谷 △一壹石壹斗六升八合 岩本

一貳石五斗八升六合 町

内壹斗七升不足

○一八斗式合 本浦留 △一壺石四斗壺升式合 牧谷
 ○一壺斗式升三合 相谷 △一三斗八升四合 小羽尾
 代二而請取

△一三斗式升六合 大羽尾 △一壺石五斗二升七合 陸上
 △一壺斗九升八合 田河内

麦惣合拾六石壺升式合 畝數百六拾町壺反式畝

壺反二付、麦壺升ツ、

右二付、式拾めかへ上銀也

代三百三拾三匁五分八り三毛三 目安二下八三三

六月廿日岩常村彦七払付遣し申候、

御手形上下壺所ニ參、高山へ遣候。

一去冬、目安差上ケ申候、岩本村佐兵衛・源兵衛兩人、当春御詮儀之上ニ而、吉
 成入籠被仰付候、弥被遂御吟味、本人ニ相極り候へは、御刑罰も可被仰付者ニ
 候へ共、此度成徳院様御法事大赦二付、其料御免被遊、因幡一國御追放被仰付候、
 妻子ハ何之無別条被仰付候。

六月十二日

一小羽尾村市右衛門西国巡礼ニ巡り申度旨、願二付聞届、往来手形遣候、以上。

一筆令啓達候、然は来ル十六日、其御跡急キ普請所為見分、松井番右衛門殿・
 不破分右衛門殿、覚寺通、海士新川、并細川筋見分、夫より大谷辺見分、日比
 屋砂流し見分之上、急御普請等見分候間、人足遅々無之様ニ可被申付置候、為
 其如是候、以上。

六月十二日

山根幸左衛門

大庄や

一当年四月十七日より廿三日ニ少ふり申候より、五月十九日迄ノ日干ニ而、村々
 田地植付得不住、五月十七日牧谷御滝ニ而雨乞仕候、早速十九日ニ雨ふり、惣
 方へ付仕候、依之六月朔日ニ願開仕候、兩構不残之立願ニ而相輕・おとり願
 開ニ而、銘々罷越申候、大庄や・宗旨庄屋・組頭・村々庄や、此分牧谷龍王寺
 ニ而御仕出し支度いたし候、以上。

上銀百目

御祈禱料

同百五拾目 雜用
 同米四俵 右同断
 右之通兩構より寺へ上ケ申候。

一筆令啓達候、然は今日松井番右衛門殿・不破分右衛門殿罷出候儀、先達而申
 遣候処、今日相延申候、十五日ニ不破分右衛門殿・小嶋惣左衛門殿罷出候間、
 左様ニ御心得、道筋人足之儀、右申遣候通式拾式人指出し置可被申候、道筋泊
 り之儀候間、前廉申遣候通ニ有之候、恐惶謹言。

六月十四日

山中又右衛門

山根幸左衛門

徳兵衛殿
 十四郎殿

尚々、十七日ニ其御郡江移りニ被申次第、左様ニ御心得可有之候、以上。

一御普請所為御見分、不破分右衛門様・小嶋惣左衛門様、并山根幸左衛門様・山
 中又右衛門様、六月十七日ニ御越被遊、高山村御一宿、十八日ニ小田谷・上野
 山通御帰被遊候。

一左近村甚右衛門田地、九年跡未ノ年、池谷村十郎兵衛四宝銀壺貫めニ本物売、
 五年間為利米式石ツ、甚右衛門より相立申約束、五年めニハ請戻し可申との証
 文ノ所ニ、初未ノ暮利米式石得払不申、其後は払申候、依之去々年丑ノ暮ニ請
 戻し可申と、甚右衛門より申遣候へ共、十郎兵衛より右未年利米不足ニ付、請
 戻させ候事難成候、出入ニ罷成候二付、組頭細川安次郎・湯山善十郎・岩常彦七・
 黒谷茂兵衛四人扱埒明申候。

一先日被指出候酒屋共願書、此度返進申候、惣而他国酒之儀ハ地酒有之内ハ入津
 御法度ニ候、然所風相ニより浦々へ罷越、風待候とて入津申儀有之候、左様之節、
 樽ニ而銘々給料調候儀は、在宅之面々・百性之内ニも可有之候、此段は売商仕
 儀ニ而も無之、御当地ニ而も此等之儀は不苦候、銘々共ニ調申事ニ候、商々ニ
 仕候儀も不通ニ難成候、右之通ニ候間、此段酒屋共ニも可被申聞候、以上。

六月廿三日

小嶋惣左衛門

大庄や

海そうめん請取覚

一 三升式合 大羽尾

覚

一 御与力

覚

一 御与力衆并同心上下式拾壹人。

一 宿三軒、御厨(御業)・大坂(遠)両村拵置可申事。

一 料理別紙聞合書之通二候間、其所之有合候具を以見合、龜抹二無之様ニして、其宿々より拵出し可申候、尤酒も出し申事、旅籠賃ハ弘被申程請取置可申候、若何程と尋被申候ハ、晩朝旅籠賃八拾五文と可申事。

一 駕籠七、八挺・階具馬五疋・荷馬壹疋、右一宿所へ致用意置、翌日之止宿迄通し可申候、若先々止宿迄馬・駕籠共ニ不足有之候ハ、入用ノ程、又先々止宿所迄相届可申事。

一 人足駕籠壹挺二四人積り、并馬口外、余慶人三、四人も寄置可申事。

一 役人送り迎、尤出合ニ不及候、若用事候も有之為ニ候間、泊村近所迄罷出相話居可申候、宿主ハ参掛り被申候、暮漸取合之風情ニして戸口外迄出向可申候、見立之節ハ見合程能所迄罷出可申事。

一 泊り所村之内、道筋能々致掃除可申候、但、(一)ほうき(二)め付候ニハ不及事。

一 道筋道橋損候村々傍示限ニ早速繕可申事。

一 先々通り被申候道筋、其外聞合候而も、何事もはなし不被申候由、自然家来など咄仕儀有之由、是を宿々亭主承、先々へ内通仕由ニ候間、亭主亭主へ此段申聞置、聞合ニも成候義承候ハ、早々潜ニ役人へ相達可申候、役人より早速其趣、并泊り所作廻之仕方・模様共ニ書付、先々へ通達可申事、右之通作廻可有之候、若不時之儀ニ候ハ、其段ハ右之趣准シ時宜取捌可申候、以上。

一 筆申入候

一 此度大坂与力衆罷通り被申候、一昨廿七日は雲州之内へ被致止宿、昨廿八日会见郡尾高村辺へ一宿可被申哉と申来候、(大山寺)大山へ被致参詣筈ニ候、夫より因州之方へ罷通り被申候様ニ相聞候、御通り筋相尋候得共、何方へ御通り共相知不申

候、宿々より相尋申来ル筈ニ候間、相聞次第ニ、追々道筋泊り所之義ハ可申入候、則別紙書付遣候、(西郡)西郡江も別紙之通申付置候、兼而此通り作舞可有之候。

一 御人数式拾壹人、料理一汁二采、其所之有合之物、龜抹二無之様ニして可有、其心得も何分ニも諸事委細可申入候、恐々謹言。

六月廿九日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一 御与力 田坂十左衛門様

一 御同心

人見重内様

田中仁左衛門様

横川乙左衛門様

御家来拾壹人

御家来式人

内老入休円と申医師

一 御目明し 先生金右衛門

松尾伝左衛門

はりまや又兵衛

岡本清左衛門

上下合式拾参人

右七月朔日、因幡へ御越、気多郡潮津村御泊り、二日賀路村へ御泊り、同三日細川村ニ而御昼休被遊候、御与力様御宿四郎右衛門・御同心様御宿次郎平・御目明し四人御宿安次郎、別帳之通料理出申候、旅籠代御弘立被遊候、御目明し四人ハ、三日ニすく二但馬ニ御越被成候、御与力・御同心様方ハ、三日ノ晩(岩井)湯村へ御泊り被遊候、駕籠壹挺・馬式疋御雇、人足式人御雇被成、則賃銀も請取申候、其外ニ此方よりかこ三挺・馬式疋、尤人足添人共ニ出し申候、四日ノ朝但州へ御越ニ付、諸事作廻ニ組頭黒谷村茂兵衛・南田村利兵衛兩人、尤庄や三人用心人夫相そへ遣申候、(添え)二方郡知谷村迄参御昼休被成候ニ付、組頭兩人も人馬共ニ知谷村より帰り申候、四日ニ和田村迄御越可被成由申渡候。

村々参宮人覚

一 浜大谷村分次郎・佐兵衛・六次郎・次介・セキ以上五人

一同村

一 矢谷村平左衛門老入

一 海士村分介・忠次郎・源右衛門以上三人

一湯山村七郎右衛門・源左衛門・源二郎・分二郎・長右衛門以上五人

一蔵見村林大夫

一左近村次兵衛

一細川村藤九郎・三太郎・勘介・利介・吉郎兵衛・七右衛門以上六人

一栗谷村茂兵衛・佐十郎・甚九郎以上三人

一本浦留村次兵衛・半七・分四郎・源六・庄二郎

一岩本村喜平次・平左衛門・長介・三右衛門・忠大夫・平四郎・ふう以上七人

一町浦留村半十郎・勘四郎・つね・ふり以上四人

一浜大谷村勘六・平左衛門・新七・勘介・七郎兵衛以上五人

一牧谷村孫三郎・平左衛門・女もよ・与七郎・庄兵衛・久兵衛以上六人

一町浦留村吉左衛門儀、此度弟助大夫より帰参候願書指出候、難被成御免者二候

へ共、此度清源寺様御法事大赦二付御免被成、所へ御戻し被成候、其段被申渡、

根帳面ニも書込可被申候。

七月十二日

小嶋惣左衛門

大庄屋 徳兵衛殿

宗旨庄屋 源蔵殿

人帳奥

都合式千貳百拾五人

所々へ出候奉公人

メテ千七百三拾七人

百性

内千四百七拾九人

同貳人

同六人

同貳人

同九人

同六人

同三人

山伏

神主

医師

大工

木挽

桶屋

鍛冶

同壹人

同五人

同三拾九人

同百八拾貳人

同壹人

同壹人

外廿七人

内六人

同壹人

同廿人

千石馬貳疋

九馬壹疋

雑役馬合拾七疋

奉公人帳

合式百六拾八人

内十九人

同貳人

同壹人

同壹人

同壹人

同貳人

同貳人

同貳人

同三人

同壹人

同壹人

同壹人

同壹人

鑄懸師

紺屋

商人

獵師

伯樂

非人頭

所々より参い申奉公人

他国之者

他郡之者

当郡上構之者

内十四人新奉公人

御表方御小人

御煮方

御押

御道具

御中間

御駕籠

御馬飼

御小使

御手廻り

御小人

御手廻り

預り鉄炮

無頭御鉄炮

同五人 寺方
合式百拾人 内廿五人新奉公人

内老人 大坂

同六拾老人 鳥取町方

同三拾九人 他郡

同百九人 当郡上構

惣合四百七拾八人

七月廿日

一 蔵見村権左衛門、(東館・池田仲次)豊前守様新御小人二罷出、指紙奥判致シ遣候、横山久左衛門様当。

一 邑美古高下村惣右衛門、牛ノり(兼)やう治仕候、町浦留へ住宅仕候二付、村々ニ状ヲ付遣候。

七月廿六日

一 湯山村安兵衛、(東館・池田仲次)豊前守様新御小人二出、指紙奥判致し遣候。

八月四日

一 久志羅村善七、(東館・池田仲次)豊前守様新御小人二出、奥判仕候。

十月四日

一 八重原村与八郎、(東館・池田仲次)豊前守様新御小人二出、奥判仕候。

酒御運上之覚

町浦留村

一百五拾(目)め

同村

一百目

多郎介

同村
同村
陸上村
多市郎
多市郎
当春より作り不申酒株指上ケ申候、
御運上当夏分ハ払候様ニ、当冬よりハ
御免被遊候旨被仰渡候。

合四百九拾(目)め

内式百四拾五匁

内五拾(目)め

七月払
小村市郎右衛門様ニ御手形参候

一 三百九拾五匁 矢野安右衛門様御請取手形参、

高山へ遣候、此内二百九拾五匁此方ノ

払込申候。

一 田後村忠介、去年御吟味ニ付岩井入籠より、又鳥取へ御籠舎被仰付候処ニ、此度清源寺様御法事大赦ニ付御免被遊、所ニ御戻し被遣候、七月廿日ニ。

七月廿六日

一 矢谷村権次郎・与左衛門兩人、雲州大社へ参詣ノ願ニ而、往来手形遣候。

一 江戸より御触書、村々遂吟味候様、七月廿七日ニ御用場より被仰付、相触申候。

八月朔日

一 御水帳渡し申覚、牧谷村へ使四兵衛ニ渡ス。

一 湯山村坂鳥御免札奉願候書物。

一 おきのだいと申鳥羽、并油迄御用ニ御座候間、参次第二取候様ニ江戸より被仰付候、常々夏海ニ近辺ニ参候、沖ノだいニ而ハ無之候、外ニおきのだいと申鳥

有之由申参候、白ニ黒のま(交せり)セリ候羽有之、見事成鳥之由、尤大鳥之由全躰かも

めニ似候哉、秋冬江かけ浦々へ参候由、随分心懸見付次第二取、差出候様ニ可

被申付候、取候術無之候ハ、退不申様ニ、おとし不申置急注進候と、御鉄炮

打御差出可被成由ニ候、当月之事ニて無之、秋冬ニかけ参候事故、定而油断可

有之候条、堅申付置可被申候、以上。

八月二日

大庄屋

徳兵衛殿

一 筆申入候、然ハ近江守様御用ニ候間、山椿拾五本元三、四寸廻り根能掘せ、急ニ可被指出候、為其如此候。

八月二日

大庄や 徳兵衛殿

小嶋惣左衛門

一 筆申入候、然は当年岡嶋五郎右衛門懸り被仰付候而は左之通ニ候間、早米より御蔵払可被申付候。

一 池谷村 三浦藤左衛門 一 浜大谷村 堀六郎兵衛

一 洗井村 二郎左衛門 一 河崎村 森喜右衛門
 一 黒谷村 名倉小兵衛 一 延興寺 鈴木庄兵衛
 一新井 石黒又右衛門 一本庄 尼子庄右衛門
 一 岩常 吉村平右衛門 一 浜大谷 山脇六郎右衛門
 一 馬場 大口角左衛門 一 蒲生 瀧川平右衛門
 一本庄 山根四郎兵衛 一 浜大谷 広沢重郎兵衛
 一 相山 河合藤兵衛 一 田後村 羽生分蔵
 右之通二候、早米より御蔵へ払候様可被申付候、右五郎右衛門手前受除候由申
 来候間、物成・早米より御蔵方へ相払候様可被申付候、恐々謹言。

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一 筆申入候、然ハ水奉行未戻り不被申者も有之候、此書状相達次第早々揚り可
 被申候、為其如此候、恐々謹言。

八月十二日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

早稲方帳奥ノ

一 四番惣合式拾町式反式畝拾式歩

盛米式百四拾壹石九斗五升九合 九月十日限

一 五番惣合九拾式町七畝拾壹歩半

盛米千百式拾石九斗五升九合 九月晦日限

四、五畝^(番)合百拾式町式反九畝廿三步半

米合千三百六拾式石九斗壹升八合

内式百拾五石式斗四升壹合 御給所四番

同九百四拾式石九斗壹升五合 同断五番

同拾九石八斗壹升七合 岩本御蔵入四番

同六拾六石五斗五升四合 同断五番

同六石九斗壹合 鳥取御蔵入四番
 同百拾壹石四斗九升 同断五番

一 筆申入候、然ハ御両国酒屋共近年絶株多有之二付、当寒作より別紙之通造り高
 割替被仰付候、御運上来夏払より別紙造り高之通取立可有上納候、当暮御運上
 ハ当夏払之通二候、右之通早々被申渡、急ニ返答可被申越候、若造り高減少之
 願など申者有之候迎も、聞届不申間、取次被申間敷候、得造り不申者ハ、株永々
 被召上候間、直ニ願書取可被差越候、酒屋共減し候間、御郡酒不自由ニ而致難
 儀候ハ、他国酒御入可被遣候間、左様ニ可被相心得候。
 一新株之分ハ差紙調直シ可遣候間、取集返答^(番)所ニ可被差越候、以上。

八月廿七日

小嶋惣左衛門

不破分右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

覚

古株二而候

浦留村

一 高拾石 運上二百目

九右衛門

新株差紙返上仕候

同村

一 同八石 運上百六拾目

半九郎

右同断

同村

一 同六石 運上百式拾目

多郎助

同断

池谷村

一 同八石 同 百六拾目

十郎兵衛

同断

湯村^(岩井)

一 五石 運上 百目

庄次郎

同断

同村

一 同六石 運上百式拾目

又右衛門

同断

馬場村

一 同六石 運上百式拾目

又四郎

同断当年より作り申候

湯村^(岩井)

一 同拾石 同 式百目

物右衛門

右之通当寒造りより割替被仰付候間、被申渡、来夏扨より御運上取立可有上納候、以上。

卯ノ八月廿四日

小嶋惣左衛門
不破分右衛門

内四石 網代より立ル
本浦留村
一拾四石五斗九升
内四石五斗 田後村より立ル

一筆申入候、然ハ丑ノ年^(享保六年)糶米四石、当十五日切ニ御会所へ扨候様ニ急度可被申付候、以上。

九月五日

小嶋惣左衛門
德兵衛殿
十四郎殿

御年貢船ニ而積廻し申加路川口通控
九月十九日 廿日 同日

九月九日押切

一拾六石四斗八升

四番米

小羽尾村

奉願口上之覚

一いはら谷本浦留村分荒田、此度御新田ニ仕度奉願候。

一砂かけ之土手西式拾間、^(寝起)ねをき^(寝起)壱間半、上ノ廻ほり壱間高サ四尺斗ニ被為成留、

此所ニ被仰付下ノ水ぬき^(抜)之井手、能ク^(抜)さらへ^(抜)被為下候様ニ奉願候。

一田地壱町余も出来仕候様ニ奉存候、御免之儀ハ印田ニ被為成、式つ五分ニ被為仰付被下候様ニ奉願候、右之通宜被為仰付被下候ハハ、難有可奉存候、以上。

卯九月八日

御新田方御下奉行

町浦留村 三右衛門

福本次右衛門

前書之通承届候、被仰付可被下候、以上。

卯九月日

大庄や 德兵衛

細川村 毎年立来

一拾三石八斗三升七合 諸役米

内三石五斗岩常より立ル

岩本村

一拾石五斗九升四合 諸役米

一四十七俵 牧谷

一御取立目錄九月十六日ニ上ケ申候。

一田後村・網代村ハ、去ル丑ノ年^(享保六年)、鱈生ニ而鳥取へ遣候へハ、生物問屋へ遣、口

銭八步出候ニ付、塩^(鹽)いらノ外ハ不残かけなかしニして、塩物問屋へ遣、口銭

五步出候様ニ願申候由、其後西村儀介殿御廻り、弥塩物問屋へ遣シ、鱈生ニ

而鳥取へ不出候様ニ被仰付候由、私共ハ不及存申候、然ル所へ先日しいら生

ニ而鳥取へ網代・田後より売ニ參、生物問屋へ持参売り申候由、田後村三四郎・

茂十郎・惣五郎・市藏・勘七、網代村与一郎・とら、右之者追込ニ被仰付候、

尤両村庄や共ニも表口ヲ閉、急度引籠い申様ニ被仰付候。

尤両村庄や共ニも表口ヲ閉、急度引籠い申様ニ被仰付候。

享保九年

(表紙)

「享保九年

三冊ノ内

日記

辰正月吉日

中嶋氏正幸」

一 御勘定ニ正月七日ニ如例罷出、十一日ニ在御用場御勘定、十三日ニ大御勘定相済、

同廿三日ニ罷帰候。

一 正月廿一日御家老中様御目見へ、^(結構)結講成御意御褒美被下候、則於御勘定所ニ御料理被下候、同廿二日ニ御郡代青木軍大夫様より御料理被下候。

一 二月五日七つ頃ニ、八重原村兵右衛門炭部屋より出火、本宅焼、其他徳左衛門・

安兵衛・善右衛門・源兵衛・佐兵衛・佐右衛門、以上七軒木部屋・^(音)せつちん共

ニ焼失申候、早速吟味仕、鳥取へ御断申上候。

一 当状令披見候、然ハ八重原村兵右衛門炭部屋より出火依之早速被罷越、段々吟

味被申候所ニ、弥手過と相究り、口書取被指越、令一覽候、大分ノ類火氣之^(マ)とく存候、兼而火ノ元之儀稠敷申付置候処ニ、^(マ)麁抹なと存候、兵右衛門儀、追

込置被申旨尤ニ候、^(マ)厳敷可被申付置候、以上。

二月六日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

源蔵殿

一 右兵右衛門儀、二月十二日ニ御免被遊候。

一 右火事人七人之内、^(元)火本兵右衛門^(マ)二八、^(マ)残り六人ニハ御願申上、五斗ツ、^(マ)拝借

米被仰付候、合三石也

御勘定所横山忠大夫様御差越、三石余四月廿日ニ八重原村ニ相渡し申候。

一 筆申入候、然ハ青木軍大夫御郡代役、願之通首尾好、昨六日御免被遊候、先

年米村所平御郡代御免之節、青木軍大夫・二宮幸介へ被仰付通松井番右衛門・不破分左衛門へ在中取捌之儀被仰付候、尤御請被申上候、然上は請免御法只今迄ノ通全相違無之間、其旨被相心得、末々心得違不申様取捌、開作等急度可被申付候、先右之段為可申入如此ニ候、以上。

二月七日

小嶋惣左衛門

一 細川村組頭安次郎、近年御役儀願申候ニ付、当二月十二日ニ御免被遊候、跡役

南田村利兵衛ニ被仰付候、高江村より奥九ヶ村、利兵衛組ニ仕、湯山・海土・

細川・岩本・本浦留湯山善十郎組ニ仕申候。

一 高江村庄や安兵衛願ニ付差免、跡助六・孫吉六ニ申付候、当二月ニ。

一 西陸上庄や儀兵衛差免、跡役同村加右衛門ニ申付候、去冬。

一 小羽尾村庄や彦右衛門差免、跡役同村市右衛門申付候、同断。

一 栗谷村庄や十右衛門、不作廻有之、御役儀取上ケ、跡役同村長兵衛当春申付候。

^(若狭)若州小浜獵師岩本村ニ出獵ニ參候

一 船頭弥次兵衛・同九兵衛・同万五郎・同佐右衛門・同善十郎・同又四郎、右大船六艘。

一 小船之船頭四郎助・同喜兵衛・同孫左衛門

右は若州^(若狭)三方郡小川浦より如例年、岩本村ニ出獵ニ正月廿二日ニ參候。

^(享保八年)鰯網御運上去^(享保八年)卯ノ年分当春申候所ニ、

此書付之通増し候而、^(音)払候様ニ被仰付候。

(付箋)「此^(音)す^(音)付ハ、子共わやくニ仕候、此通違なく候」

(以下カッコ内、本文には墨書によるイタズラ書あり)

岩本村

同村

一 上銀拾匁 岩介 一同拾匁 兵右衛門

本浦留村 同村 市郎兵衛

同村 同村 久兵衛

一同拾匁 甚右衛門 一同拾匁

同村 同村 同村

一同拾匁 次兵衛 一同拾匁 五郎右衛門

牧谷村

陸上村

恐々謹言。

小寫惣左衛門

一同四拾三匁

孫左衛門

一同拾匁

儀兵衛

二月十八日

德兵衛殿

一同拾匁

勘兵衛

一同拾匁

伊左衛門

追而申入候二ノ御丸御庭御用ニせきしやう大株五株被仰付候、八重原辺ニ有之様二覚候、早々吟味被申、明後共廿日迄在御用場へ為持可被指越候。

勘七

権九郎

小寫惣左衛門

合百三拾三匁

卯ノ年分、辰ノ二月十日ニ申候。

二月十八日

德兵衛殿

一上銀三貫め壹匁三分

二月十二日出府牛銀

二月十八日

德兵衛殿

御用場より請取申候

德兵衛殿

内壹貫五百壹匁壹分

上構ニ請取

一筆申入候、然ハ二ノ御丸御庭御用御植木(榎木)の木大小ニ無構差上候様ニ被仰付候、尤代銀ハ被遣事ニ候、御郡中吟味被申、木ノ模様委細ニ書付急ニ可被仰付候、掘候節ハ追而可申入候。

同壹貫五百目式分

下構ニ請取申候

一梅もどき、是又有之候哉、右同事ニ候、有之分、委細書付可被差越候、以上。

一新川ノ下、川筋砂流御普請ニ御下奉行九大夫殿被仰付、正月十二日ニ被參勤候

所ニ、又会見郡二九大夫殿ハ被遣由ニ而、替り役同与一兵衛殿二月十一日ニ被

參候。

二月十九日

小寫惣左衛門

大庄や

一筆致啓上候、弥御無事ニ御勤之由目出度奉存候、然ハ御鷹用ニ被仰付候間、

御講(講)之村々急ニ御吟味ニ而此方へ御返答可成候、則書付進申候、御覽候而(念)ん

ニ入御吟味被成、有無之返答可被成候、為其如此ニ御座候、恐々謹言。

一筆申入候、然ハ先達而申遣候通、松井番右衛門・不破豊右衛門儀、先年青木軍大夫・二宮夫兵衛へ被仰付候通御兩國作配仕候様被仰付候処、兩人共ニ存寄有之御断申上候処ニ、願之所御聞届被成、此度番右衛門儀御吟味役御免、先年軍大夫へ被仰付通御兩國長役ニ、段々結構成御意ヲ以被仰付候、依之豊右衛門儀は其俣只今迄之通御吟味役相勤候様ニ被仰付候、然上ハ弥以請免之御法只今迄之通無頭相違無之候間、左様ニ被相心得、末々江も猶以只今迄之少も無違背、全相守候様ニ可被申付候、為其如此候、以上。

福永惣兵衛

二月十七日晚七つニ出ス

德兵衛様

重四郎様

一(榎木)なきの木三本

大小構無之候

二月十九日

小寫惣左衛門

一柵

高サ何程

二月十九日

小寫惣左衛門

右之通被仰付候、小寫惣左衛門殿私より申遣候様ニ被仰付候故、如此御座候、以上。

一同廿一日ニ御請ニ罷出申候。

大庄屋

一筆申入候、然ハ此頃御下奉行九大夫罷歸り、日用賃金致指引銀子取置候間、

庄や請取ニ指越可被申候。

一御普請奉行若林八郎右衛門様御下奉行平八殿・加平次殿、二月廿日ニ御郡ニ御出被成候。

一頃日申遣候、但州(但馬)より調候(別り)くり丸太急ニ御用ニ候間、于今可被下も、浮次第積

廻らせ可被申候、若未太田迄不出候ハ、急ニ成し候様二十四郎迄可被申通候、

二月廿日

一 栗拾五本 長三間末口指渡り五寸 大羽尾村

一 同 九本 長三間半末口五寸 田後村

一 同 五拾壹本長式間式尺末口六寸 内廿八本 網代村

廿三本 田後村

合七拾五本

右ハ高草・邑美樋御用ノ材木、但州(但馬)より御調被遊、太田村関下ニ出イ申候間、雇船申付、高草郡古海村迄進させ候様ニ被仰付、右之通三ヶ村ニ割符申候、運賃御用場より御渡し被遣候、則此書付ノ通請取、相渡し申候。

一 筆申入候、然ハ平米所持之者有之候へ共、津留ニ付、得払不申致難儀段候ハ、承知候ニ付、津出し之儀御伺申上候間、致津出度と申者有之候ハ、石高相突、人別書付、早々可申聞候、其上ニ而下知可申付候、御郡中相尋可被申聞候、以上。

二月廿三日

大庄や

小嶋惣左衛門

一 二月廿一日より廿二日迄大風ニ而、高草郡加路村伊兵衛船

(後筆)「実ハ鳥取塩や分次郎船之由」

百式拾石積船頭水主共ニ五人余、網代村ノ前ニ而破損仕候、積荷物米三百四拾俵積居申、不残海ニ捨申候、船滓諸道具共ニ不残取集させ、番人付置申候、鳥取より為御奉行梶浦藏人様より被仰付、林竹右衛門様廿四日御越被成候、掛ヶ船共ニ被仰付、かけさせ申候。

一 筆申入候、然ハ此度松井番右衛門儀、長役被仰付候ニ付、御條目御指出被成候、依之則御指出し之御條目遣候間、奉得其意、早速末々小百姓共迄ニ具ニ致合点候様ニと急度可被申渡候、尤末々迄御請之儀、飛脚ヲ以可被申上候、御家老中迄申達候義ニ候、為其如此候、以上。

二月廿六日

小嶋惣左衛門

一 御條目壹通参候

不破分右衛門

大庄や

一 筆申入候、然ハ頃日大風ニ御郡中村々ニ吹潰候家、又ハ吹返候大木杯有之候ハ、吟味被申、早々書付ヲ以可被申越候、尤牛馬等損シも候ハ、一所ニ書込可被出候。

一 頃日遣候御條目、末々迄具ニ可被申聞と存候、何れも奉畏可申と存候、左候ハ、開作之儀時分ニ罷成候間、無油断可被申付候、開作道付候ハ、其段早々可被申聞候、尤同役一紙ニ可被申越候、恐々謹言。

二月廿七日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

陸上・田河内村ニ大分つふれ家有之書上申候。

讚州金毘羅へ参詣之者往来遣候

一 栗谷村伝右衛門・分四郎・兵右衛門・佐兵衛、四人

一 浜大谷村五郎右衛門・分五郎・市右衛門・茂平次・新四郎十郎兵衛、以上六人

一 岩戸村幸右衛門・半兵衛・はる三人

一 筆申入候、然ハ但州(但馬)ニ方郡前村正楽寺鐘鑄之御望有之、依之当郡之内をも御通り被成度由ニて此度正楽寺御越被成候間、村々御通り候節、日暮申候所ニ而ハ、御宿等世話能進可被申候、為其如此候。

十四郎

三月二日

徳兵衛

岩井郡

村々庄や中

一 筆申入候、然ハ例年通もくさ(文)御用ニ候間、左之通可被申付候もくさ(文)、五月節句ニ取せ、かけ干(除)にして能もませ(採ませ)、貴殿方手前ニ集置、左之通払せ可被申候。

一 鶏ノ引尾・丸尾是又左之通払わせ可被申候、例年之尾ハ痛損ニ候間、竹ニ

は(扶み)さ(み)念入可被指越候、以上。

一 もくさ(文)式貫目、内志貫め上構 七百(目)め利兵衛 六百(目)め善十郎

六百(目)め久四郎

- 一 鶏ノ丸尾 四千本 内式千本 上構 九百本善十郎 八百本利兵衛
- 一 引尾 六百本 内三百本 上構 百五十本善十 百廿本利兵衛
- 百本久四郎

右之通念入払候様ニ可被申付候、以上。

三月二日 小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一（一）もくさ

三月十三日

一 一百目 上銀也

兩浦留御用馬増銀二

相渡申候、三大夫二渡ス

一大仙・仏教院よりノ状、当春觀了と申僧廻り被申、御札当秋より配渡被成度申、断ニ付、前々より且那寺有之候哉、但近年札配渡も御越不被成故、此方ニも不存候間、大仙中御吟味之上、弥只今迄極りたる且那寺も無之候ハ、成（程）ほと当秋御相談可申段返答申置候、其後又此状被下候。

一 筆申入候、然は諸色高直ニ付、此度従公儀別紙御書出式通被仰出候、依之先各迄致拝見させ置可申旨、御家老中より被仰付候ニ付、則式通遣候、郡々在中より出シ候、諸色直段其ノ元ニ而相究メ候儀は追々可被仰付候間、左様ニ被相心得、先拝見仕置可被申候、為其如此候、恐々謹言。

三月十四日 河毛忠左衛門

不破分右衛門

浜大谷村徳兵衛殿

高山村十四郎殿

尚以、惣左衛門直ニ出候付、忠右衛門より申入候、以上。

一 筆申入候、然は三ノ御丸御用ぶく木五（程）つほと御好被遊様、貴殿方構未木ヲ植

不申、ぶく所持申者有之候哉、若所持之者々無之候ハ、久敷伐り候根・木掘出シ、雨さらしニ成居申木有之候ハ、出させ可被申事、久敷伐り候根木有之ニても唯今掘り候木ハ、御用ニ不立申様、兎角（業）しおれ不申候而ハ御用ニハ不立不申候、村方ニ而ふくヲ作り、何角草木ヲ植置候ハ御用ニハ不立不候へ共、何村何と申者所持致い申候哉、若所持之者も有之候ハ、書付可被差越候、先木植不申ぶくニ而も、何（程）ほと有之由可被申越候、其上ニ而出候様ニ可申付候、以上。

三月十四日 小嶋惣左衛門

大庄や

尚々、ぶく大小ニ構無之候書付可被指出候、以上。

御運上油之割

一 九百疋油九斗

田後村濟

一 同 七斗

網代村濟

一 同 五斗

岩本村濟

一 同 四斗

大羽尾村濟

合式石五斗

酒御運上払

一 六拾六匁 大羽尾

一 拾匁 小羽尾

一 五拾壹匁 岩戸村

一 三拾式匁 陸上

一 一匁 大谷

一 廿五匁 牧谷

一 四拾六匁 本浦留

一 一八拾六匁 網代

一 廿式匁 細川

一 拾式匁 岩本

三月廿日

一 網代村藤兵衛・与四郎・七右衛門・源七・長右衛門・与右衛門・三郎兵衛・はる・なつ・しも以上拾壹人、御伊勢參宮仕、往來手形遣候。

一 小嶋惣左衛門様、三月廿二日法美より銀山越二而、血判御改ニ御越被遊、湯村へ御一宿被遊候、廿三日（連）なだ手御仕廻、岩常へ御一宿被遊、廿四日小田谷御仕廻、南田村御昼休八つ時二湯山より覺寺村へ御越被遊候。

一 三月廿五日、御新田方次右衛門殿御越、浦留三右衛門預所いばら谷三右衛門新

田ノ場ニ土手被成被遣候、人夫三拾人ツ、廿六日ニ出候様ニと被仰付、四人陸上、四人小羽尾、式人大羽尾、四人牧谷、四人本浦留、六人町、四人岩本、四人大谷村、右之通割符申候。

四月七日

一網代村七三郎儀、去々年(高瀬・浦留)宍州様米買申候処ニ、問屋岩本村兵右衛門手前二口錢遣シ不申ニ付、兵右衛門より浦留御番所へ断仕候由、依之手錠ニ閉門被仰付候、手錠ハ五日仕候而、御詫仕候へ共、浦留御番所より御免被成候、閉門ハ閏四月六日ニ被遊御免候。

(別紙)

「尚申候

一筆啓上仕候、愈御堅勝之由承、珍重ニ奉存候、隨而拙家無異ニ罷在候、乍憚御休意可被下候、然ハ日中は可來賀被下候処、何之風情も無之、御残多奉存候、昨日は親父方江預り書翰候得共、折節御用ニ付、丹後・久美浜表江罷成候ニ付、何分親父帰次第早速御返答可申上候間、左様ニ思召可被下候、并ニ秋山より之御書翰御見せ被下、以之留置可申候間、左様ニ思召可被下候、乍末書憚殿方様へも可然御伝達奉頼入、恐々謹言。

丸尾為藏

二月廿四日

中嶋音左衛門様

貴下」

一四月八日昼前ニ、鳥取(台)下たい町黒川(宮)より出火、たんご町不残、下大隅様御下屋敷迄不残焼失、上は川土手切り町屋分不残、古大工町ノ上、土橋限ニ焼失申候、内三軒ハ惣門切ニ残り申候。

一当年三月廿一日より廿三日迄、大坂北・南・天満三郷焼失ノ書付。

四月四日

一浦留御番所より灘筋之村々、人数相改男何百人、内五歳より下ノ者何人、女右同断ニ改候而、帳面差出候様ニと被仰付、帳面上ケ申候、控有、細川より湯山迄(前巻)二八賀路御番所より、庄や中へ被仰付候由ニ候。

一筆申入候、然ハ在中大工、并在へ参居申備前大工共、鳥取へ罷出、細工相勤申者へハ、此已後、御大工頭より免札相渡候様ニと被仰出候、依之別紙御書出之余、免札之写遣候之間、早速職人ともニ委細ニ被申渡、別紙之通堅相守、鳥取へ罷出候者ハ御大工頭罷越候而、何郡何村何某と申上、大工又ハ中下之大工と相断、免札取候而職相勤候様ニ急度可申渡候、備前大工ハ何郡何村迄罷越居候大工何某、并ニ在上下相達、免札取候様ニ可被申付候、先達而鳥取へ罷出い申大工へハ、早速役人指図右之通申渡、免札取候様ニ可被申付候、為其如是ニ候、恐々謹言。

四月十六日

小嶋惣左衛門

不破分右衛門

岩井郡大庄や

一筆申入候、然ハ当町名代屋敷此度類焼いたし、今度御用ニ被召上替地被遣候、定而在中ニも町江屋敷所持町人名代ニ致置候分可有之候間、其段可被申渡候、其内御役人所持候て、鳥取へ罷出候節御用宿ニもいたし候由、早々其段可被申聞候、其旨御老中江も申達、不被召上様ニいたし可遣候、然共延引有之候てハ埒明不申候間、其筋も候ハ、早々可被申聞候、恐々謹言。

四月廿三日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

源藏殿

政右衛門殿

四月廿三日

一海素麵三斗

近江守様御用ニ被仰付候

閏四月廿四、五日之頃近江様へハ御用ニ無之候間、(西條・池田宛)御表方御会所へ急払候様ニ被仰付候。

一筆申入候、河毛忠右衛門・日比久右衛門、病身ニ付、御役儀御赦免之願被申上候所、今日願之通首尾好被成御免、跡役吉村覚左衛門・内海甚左衛門へ被仰

付候、覚左衛門江は久右衛門跡、甚左衛門ハ忠右衛門跡役作廻被仰付候、諸事御用向只今迄之通可被申達候、為其如此候、以上。

四月廿三日

小嶋惣左衛門

大庄や

追而申入候、当四月限御支配切手、閏四月晦日迄相延申候、然共御勘定所にて致裏書申事にて、裏書無之候へハ、流可申候、右之切手所持之者有之候ハ、御勘定所へ持参にて裏書取候様ニ可被申付候、以上。

一筆申入候、然ハ豊前守様(重徳・池田仲忠(享保六年))丑ノ年より御膳米三石、急ニ相払候様ニ申来候間、早々払候様ニ可被申付候、一塩宿早出来可申候間、急ニ式、三艘積出し候様ニ可被申付候、恐々謹言。

閏四月晦日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

- 一式斗六升 大谷 一式斗 岩本 一壹斗 本浦留
- 一式斗式升 町 一式斗五升牧谷 一壹斗 小羽尾
- 一五升 大羽尾 一壹斗五升西陸上 一壹斗七升中嶋
- 合壹石五斗 丑年預り申候
- 外二壹石五斗上構 豊前様御膳米也
- 合三石

右之通払銘々預り手形取戻申候。

一筆申入候、然ハ岡嶋五郎右衛門家、来湯山村之者根帳之名茂左衛門、当名定助、先月八日致欠落候、若此後所へ立帰候ハ、擲置、注進申候様ニ可被申付候、尤根帳面消可被申候、以上。

閏四月二日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

源蔵殿

一筆申入候、然ハ小嶋惣左衛門儀、今日、松井番右衛門跡役、在御吟味役被仰付候、

惣左衛門跡、赤坂庄兵衛へ被仰付候、左様ニ相心得可被申候、右之段為其申入如此、以上。

閏四月三日

内海甚左衛門

大庄や

宗旨庄や

一上銀三拾式匁式分四(匁)り四毛 岩本村佐兵衛去卯ノ年、吉成村籠賄銀

一同廿壹匁五分三(匁)り壹毛 同村源兵衛分

合五拾三匁七分七(匁)り五毛

右取立閏四月二日ニ又湯山村善十郎ニ而御用場ニ払付申候。

一筆申入候、然ハ浦々ニ而、米壹俵ニ而も津出被致候節ハ、岩本問屋兵右衛門・孫右衛門兩人へ相断、其上ニ而津出ニ被致候はづニ候、只今迄其村々より届無之由、此度右兩人手前へハ其辺より遠方ニ付、右兩人衆より町浦留浦本や源介へ頼被申由ニ候間、此已後米壹俵ニ而も津出被致度節ハ、源介へ相断出し可被申候、為其如斯候、以上。

閏四月四日

組頭善十郎

同 久四郎

本浦留・町・牧谷・両羽尾・陸上庄や中

一筆致啓上候、各弥御無事御勤之由珍重存候、然ハ最前申遣候通、今年ハ下札替りニ付、荒指引帳面壹冊、并五ヶ年之内取立申候別取立之内ニ荒も有之候ハ、是又差引帳面壹冊指出候様ニと申遣候処ニ、今ニ不被指出候、荒之指引も別取立、荒指引も無之候へハ、其通りニ有之候、下札指引ノ仕方指図可申候ニ付、其段不申入候、此書状届次第ニ、早々帳面差出可被申候、為其如此候恐々謹言。

閏四月四日

秋山半内

山根幸左衛門

重四郎殿

徳兵衛殿

一筆申入候、然ハ左之通り裏判方御用ニ候間被申付、出来次第ニ進之、当秋迄二指出、拙者山根平六へ払候様ニ可被申付候。

一上莖五拾枚 一中莖五百枚 一小莖三百枚

右之通りニ候、急ニ百枚斗指出、残ル分秋迄ニ出させ可被申候、恐々謹言。

閏四月四日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

右莖、中莖式百五十枚 下構 下莖百五十枚 下構

久四郎組

内百枚 利兵衛組

上莖廿五枚 利兵衛組

同百五十枚 善十郎組

陸上塩加路入津通ノ控

閏四月三日

同廿八日

一六拾俵 中嶋 一六拾俵 同村 一六拾俵 西 一六十俵 西

五月七日 五月十日 六月四日 同日 六月七日 六月七日

一六十俵 西 一五十俵 一六十俵 一五十俵 西 一六十俵 西

六月七日 六月

一五十俵 西 一五十俵 西 一五十俵 西 一五十俵 西

一筆申入候、然ハ御鳥之餌粉米、来月より七月迄式石御用ニ候間、可被致用意置作替米之儀、追而致評儀遣可申候、以上。

四月十一日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一初米式石 内壺石 上構

壺石 下構

一筆申入候、然ハ去年之萩苜置有之候ハ、三尺ニシテ拾把御用ニ候間、急ニ可

被指出候拾把迄無之候ハ、少ニ而も有次第ニ可被指出候、以上。

閏四月十一日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

十四郎殿

尚々御用ニ候間、いなこ枝付ニシテ籠ニ入、来ル十四日四つ半時迄ニ、御用場迄可被指出候、委細組頭彦七へ申渡シ。

一浜大谷村水御奉行石原伊豆様御預り豊大夫殿、閏四月九日ノ御付状ニ而、同十日ニ被参候、赤坂庄兵衛様より御添状八月五日迄被相勤、切手相渡申候。赤坂庄兵衛様当

一岩本村水御奉行乾上総様御預り十平次殿、閏四月九日ノ御添状ニ而同十日ニ被参候、八月五日迄被相勤、切手相渡申候。

一筆申入候、然ハ取過場岡嶋五郎右衛門手前借り銀相調不申、五郎右衛門懸り之侍中、必至之難儀、其上御為ニも悪敷候ニ付、御家老中よりも御助力御加、御免足被成候へ共、相調不申候、然所在中ニも銀子不自由之段は当春より拙者度々申達、御家老中御聞届被成候へ共、右之趣外ニ可被成様無之二付、在中身持候者共より借り請候様ニと被仰付候間、其郡にて式貫目各見込次第被申付、身持候者より指出、御用ニ立候様ニ致度候、利目式歩ニして、元利共当暮返済ハ少も聊無之事ニ而、御用立申者は銀高何程誰々と人別書付、并断申者ニハ、其品口上書被申付、急ニ相究可有返答候、為其如件、以上。

四月十八日

大庄や兩人

松井番右衛門

右御用銀式貫目 内壺貫四百目 上構

残テ六百目 下構 内式百目細川四郎右衛門 同①式百目牧谷孫左衛門

同百目②大羽尾伝左衛門 同百目③小羽尾市郎右衛門

一壺貫四百目 上構

合式貫目 五月三日ニ払付ニ遣候。

一例年之通、鳥取へ廻り大豆、此度拾四俵壺斗五升七合廻シ申答ニ御座候、一兩

日之内二、馬二而も舟二ても可被仰付候、為其如此候。

閏四月廿日

内山作大夫
河崎権大夫

徳兵衛殿
十四郎殿

浦留馬七疋申付遣候、作廻人ハ湯村より参候。

右運賃式斗三升式合壹俵二付、壹升六合壹夕式才ツ、請入手形、権大夫殿当ノ由、八月二。

一閏四月十三日未ノ刻、岩本村三四郎と申者ノ妻、雷ニ打レ死申候、鳥取へ相聞申候由にて、様子申越候様ニと、庄兵衛様より被仰付候故、書上いたさせ申候。

閏四月廿四日

一但州氣多郡地下村七左衛門と申者、細川村へ家内六人引越申度由、細川より断書聞届申候。右岩本村へ雷ニ死申候者、御断延引二付、岩本庄や閉門被仰付候、閏四月廿六日二閉門被仰付候、五月二日ニ御免被遊候。

海素麵村々之割

一壹斗岩戸 壹斗大谷 壹斗式升網代 壹斗五升田後
六升本浦留 八升牧谷 八升大羽尾 五升小羽尾 壹斗式升陸上
一壹斗大羽尾請取

一筆申入候、然ハ寅ノ年糶米七石、今月十日迄御会所江払候様ニ申来候間、不残払可被申候、恐々謹言。

五月二日

徳兵衛殿
重四郎殿

内三石五斗下構
同三石五斗上構

両構共払、銘々預り取度申候

五月三日

五月二日

一但州^(但馬)二方郡諸寄村六兵衛、岩本村二郎兵衛養子智二呼入申候、願書奥書いたし候、源蔵方へ遣候。

同日

一同二方郡居組村安左衛門・同女・俸市以上三人、陸上村長四郎跡入百姓ニ参候、願書奥判いたし候。

閏四月末

一同氣多郡地下村長左衛門と申者、家内六人細川村へ住宅ノ願書ニ奥判いたし候。一血判取分帳奥判仕候。

一細川池、去年より水引不申、御田地^(怒り)いかり、当春ニ至り候^(怒り)もいかり申二付、御願申上、御普請奉行若林八郎右衛門様御掘被遊候所ニ、閏四月十四五日之頃より、雨天ニ而又^(怒り)いかり、池廻り御田地植付成り不申所、三町余有之二付、閏

四月末ニ組頭中へ申付、近在^(揺らせ)二ほらせ申候へ共、植付成り不申二付、村々より願書出し、五月三日ニ組頭善十郎・南田利兵衛兩人御用場へ御断ニ遣候。

一筆申入候、然ハ御鳥之餌粉、先日被致用意置候様ニ申遣候内、当月分壹石式斗鈴木所左衛門ニ払付可被申候、以上。

五月三日

赤坂庄兵衛

一粳米壹石式斗

内六斗 上構より払申候

同六斗 下構 内 御手形上構壹所ニ参、高山へ参不申候

メテ八斗 内四斗 下構より払筈、八月二払候様ニと被仰付

一式斗九升 久四郎組より払、八月十八日鈴木所左衛門様へ払、御手形上

構と壹所ニ参、十四郎方へ八月二日ニ遣候

一筆申入候、然ハ御家中之面々衣類着用之儀、先年被仰出候御法之通、弥御改被遊候ニ付、此度町御目附御指出被成、若御法相背候ものも有之候ハ、衣類^(剥ぎ)はき取候様ニ被仰付候、依之御百姓之内下着帯、并^(襟)り・袖口等、絹布御免被

成置候者共、妻子御城下へ罷出候節、供召連不申、歩行候ニおゐてハ、見合次第衣装(剥ぎ)はぎ取候様ニ被仰付候、且又男子之分ハ自身ニ何ニ而も持候歟、又候(担い)にないニ而歩行仕ニおゐてハ、是又衣類(剥ぎ)はぎ取候様ニ被仰付候間、此旨早々村々へ可被申渡候、尤不見苦とて、縦少々之ものたり共持居申ニおゐてハ、(剥ぎ)はぎ取候間、心得違不申様ニ急度可被申渡候、恐々謹言。

五月三日

赤坂庄兵衛

小嶋惣左衛門

大庄や

両羽尾塩鳥取へ廻ス加路入津通

六月四日

一五拾俵小羽尾

一五十俵大

五月七日

一上銀六拾四匁式分 湯山村善十郎ニ渡ス

内六拾(目)め八(目)り 去年、去々年善十郎組・利兵衛両組ノ払竹ノ代ニ渡ス

メテ四匁(目)分式(目)りハ、牛銀ニ、すぐニ善十郎へ(貸し)かし申候。

五月七日

一町浦留村彦左衛門夫婦・佐兵衛母・与兵衛・伝兵衛、以上五人、本浦留次郎兵衛以上六人、伊勢参宮仕度由願ニ付、聞届、往来手形遣候。

八日

一矢谷村与左衛門・女せん以上式人、依立願、西国順礼ニ罷出度、願聞届、往来遣候。

九日

一浜大谷村夫左衛門・女ちやう以上式人、右同断往来遣候。

五月十七日

一中村仁右衛門母・同かな以上式人、西国へ罷出、往来遣候。

五月廿日

一湯山村兵左衛門母・同甚右衛門女以上式人、西国順礼ニ出往来遣候。

借用申銀子之事 写・本書ハ高山へ遣候
合新銀式貫目 但包銀也

右之銀子、在御用場より之取次ニ而借用申所、実正明白也、然上ハ壹ヶ月式歩ツ、ノ利足ヲ加へ、元利共ニ当暮牛銀返上代米、九月・十月・十一月三月平シ直段ヲ以米ニ直し、則御年貢ニ相立候、取過場切手ヲ以、当十一月晦日限ニ少も無滞令返済、此証文并為質物相渡し置候物成米足七拾六石八斗之売手形引替可申候、此銀ハ各別ニ借用申ニ付、縦如何様之御新法、又は簡略懸り之面々子細有之候共、聊有之間敷候、若返済右之日限遅々候ハ、相渡置候売手形売払、差引可有之候、仍而証文如件。

享保九年辰ノ五月元

岡嶋五郎右衛門

岩井郡大庄屋

浜大谷村 徳兵衛殿

高山村 十四郎殿

右之通存届申候、以上。

御目附

大野八右衛門

覚

一足七拾六石八斗

但地御蔵米也

右は取過簡略懸り之面々、当辰ノ暮物成米之内売払候間、此手形持参次第御切手渡し可申候、仍而売手形如件。

享保九年

岡嶋五郎右衛門

辰五月日

岩井郡大庄屋

浜大谷村 徳兵衛殿

高山村

十四郎殿

右之通存届申候、以上。

大野八右衛門

一筆申入候、然ハ此度取過場為御用差出候銀子、岡嶋五郎右衛門、并御目附大野八右衛門奥書之証文壹通、米売手形壹枚、外ニ銀主人別書付一通 差遣候間、

請込置被申、銀主共へ早々可被申達候、為其如此二候、恐々謹言。

五月十日

松井番右衛門

大谷村 徳兵衛殿

高山村 十四郎殿

一筆申入候、然ハ馬之尾御用之由、御用人衆より申来候間、四百筋急ニ取調、那須甚五郎へ相払候様ニ可被申付候、尤甚五郎へ相払候段、御用場へ相届候様ニ可被申付候、恐々謹言。

五月十日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

十四郎殿

一竹腰又兵衛様より尼子庄右衛門様、并ニ牧谷孫右衛門へ参候御状式通、飯島宗庵様より河崎伊右衛門へ被遣候御状式通、外ニ沢次右衛門様より町仁右衛門へ御状式通、右之通庄兵衛様より被遣、早々相触申候。

五月十日

御年貢麦覚

直段石ニ付拾四匁(替七)へ二被仰付候

一四斗三升九合 左近

一四斗六升六合 久(志)し(置)ら 一三斗四升九合 中村

代六匁四分

六匁五分(置)式り 五匁九(置)り

一七斗七升六合 蔵見

一四斗三升三合 南田 一三斗八升(置)式合 栗谷

拾壹匁三分(置)式り

六匁三分(置)式り 五匁五分(置)七(置)り

一五斗七升七合 八重原

一武斗壹升八合 矢谷 一三斗八升五合 高江

八匁四分(置)式り

三匁壹分八(置)り 五匁六分(置)式り

一壹石式斗五升五合湯山

一六斗六升九合 海士 一八斗七升四合 細川

拾八匁三分

九匁七分六(置)り 拾式匁七分五(置)り 四五八

一六斗五升六合 大谷

一壹石壹斗六升八合岩本 一武石五斗八升六合 町

九匁五升七(置)り

十七匁三(置)り 三拾七匁七分(置)式り

一八斗式合

本浦留 一壹石四斗壹升式合牧谷 一壹斗式升三合 相谷

十壹匁七分

式拾(目)五(置)分九(置)り

壹匁七分九(置)り 四

一三斗八升四合 小羽尾

一三斗式升六合 大羽尾 一壹石五斗三升七合陸上

五匁六分

四匁七分五(置)り

廿式匁四分(置)式り

一壹斗九升八合 田河内

式匁八分九(置)り

麦物合拾六石壹升式合

畝数百六拾町壹反式畝

代式百参拾三匁五分(置)式り

石ニ付拾四匁(替え)かへ

一筆申入候、然ハ此度御当地ニ而、御小人五拾人御召抱被成候、此節開作之砌

ニ候へハ、何も作ニ懸り、只今罷出候ものハ有之間敷と奉存候、然共、作方ニ

構も無之、御用なといたし、渡世之もの共御小人奉公ニも罷出申候者有之候

ハ、人別・年・名書付可被指越候、其上ニ而相極可申付候。

五月十二日

大庄や

赤坂庄兵衛

書状令披見候、然ハ昨日番右衛門より遣候、岡嶋五郎右衛門証文、并売手形相

達候ニ付被申越趣、令承知候、先達而銀子被差出候節、分右衛門・惣左衛門よ

り遣置候、当分手形被指越請取申候、以上。

五月十二日

赤坂庄兵衛

一五月十三日、所々為御見分、不破分右衛門様・小嶋惣左衛門様・秋山半助様御

越被遊、大谷沢・細川池・南田流山・上野山御見分、其日鳥取へ御帰り被成候。

一細川村之川埋り、水引不申候ニ付、御普請被仰付、御新田方御下奉行松岡安大

夫殿、五月十五日ニ御越被成候、人夫割十六日ニ出し申候。

人夫四拾人被仰付候

内拾人上構小田谷へ申遣候

メテ三拾人 内 十四人 善十郎組

同 十四人 利兵衛組

同 式人 久四郎組大谷

同 式人 久四郎組大谷

一筆申入候、然ハ御年貢麦取立之儀、九斗六升ニ付拾四匁替ニ被仰付候間、此段被申渡、代銀六月晦日限ニ在御用場ニ上納皆済可有之候、為其如此ニ候。

五月十五日

大庄や

赤坂庄兵衛

一筆申入候、然ハ頃日申触候衣類之儀ハ、御城下へ罷出候節と申遣候、惣而在中衣類兼而被仰付置候通相守候儀は勿論ニ候、別而米子・倉吉・知頭・用瀬・わかさ宿、右之所々ハ、鳥取同事ニはぎ取候様ニと御目附へ被仰付置候間、左様ニ被為心得、弥以被入念可被申触候、以上。

五月十六日

大庄や

赤坂庄兵衛
小嶋惣左衛門

福松屋紙請取渡し覚

一上鼻紙四拾束

一中下ノ鼻紙四拾束

合八拾束

三拾束 上十五束

善十郎組

内 廿六束 上十三束

利兵衛組

廿四束 上拾壹束

五月十七日ニ渡ス
久四郎組

粉子 三百五十袋三浦氏分

式百袋杉村様より御頼分

一貳百袋 南田利兵衛組五月十七日ニ渡ス

一貳百袋 湯山善十郎組

一貳百袋 大谷久四郎組

内五拾大谷未

一御蔵米積廻可申候運賃、極メの事、あじろ庄や願の事(細代)

一御下札五月廿日ニ、両構壹所ニ上ケ申候。

一筆申入候、然ハ去月廿九日、寺西久之丞小頭岡田平右衛門と申もの、於江戸致欠落候、岩井郡田後村根帳面忠八と有之者ニ而候、則浦留村妙躰寺旦那ニ而有之由ニ候、根帳消し可被申候、尤其元へ立帰候ハ、押置、早速注進可被申候、以上。

五月廿日

大庄や徳兵衛殿

小嶋惣左衛門

一筆申入候、甚暑ニ候へ共、替事も無之候哉、一御会所へ払付候糊摺米、松井弥一兵衛自分手形、本手形へ近キ内ニ引替可被申候、頃日申入候通、塩追々ニ可被指遣候。

五月廿三日

赤坂庄兵衛
兩人御宛

書状令披見候、甚暑ニ候へ共、替り無之珍重ニ候、一御用馬拝借銀年賦返上仕、百九拾目被差越請取手形引替遣候、一岩本御蔵払近年多ク候付、別紙願書御取置候、追而致評儀、自是可被申入候。

一村々ニ而、此節御小人奉公ニ罷出候者、無之由令承知候、是又別紙書状相調置候ニ付、任幸便ニ遣候。一先日より段々申入候、塩之儀追々差出候様ニ可被申候、恐々謹言。

五月廿六日

赤坂庄兵衛

尚々、本浦留駄賃銀裏判切手被払付段御座候。

享保九辰年

(表紙)

「享保九辰

三冊ノ内

日記

辰六月

中嶋徳兵衛

正月末より

御長役軍大夫様御跡役

御普請奉行

松井番右衛門様

若林八郎右衛門様

御吟味役

不破分右衛門様

岩本御藏奉行

明ル巳ノ春鳥取御藏

小嶋惣左衛門様

利左衛門

河崎権大夫様

奉行ニ御越被成候

日野・会见・汗入

辰ノ秋より巳春迄

竹内林次郎様

桂吉右衛門

長谷部源八様

河村・久米・八橋

吉村覚左衛門様

八上・知頭・高草・気多

内海甚左衛門様

岩井・邑美・法美・八東

赤坂庄兵衛様

米原省次

一上銀壹貫四百七拾目

浦留御用馬持共、寅ノ六月二拝借銀

内四百九拾目

卯ノ五月二払

同四百九拾目

当辰ノ五月廿六日二払

残り四百九拾目

一貳拾目

湯山村坂鳥御運上銀

五月廿七日二払申候

牛銀本証文上ケ申控

一拾三貫五百壹匁三分

御用場より請取銀兩構分

内七貫五百目貳分

下構

一九貫目

御郡村々より出候銀

内四貫貳百目

下構二

合貳拾貳貫五百壹匁三分、此通ニ証文上ケ申候

右九貫目ニハ御用場より御預り手形被下候、高山へ遣ス

五月廿七日

御本書ハ高山へ遣ス

書状令披見候、然ハ牛銀証文被指越、則引替遣候。

一湯山村坂鳥御運上貳拾目被差越、則請取手形遣候。

一昨日被申越御藏継足願之儀被申越候へ共、其元迄ノ儀ニ而も無之、外も致難儀

候段相聞へ候、容易ニ難成筋ニ候間、左様ニ可被相心得候、夫故昨日之願書返

し申候、以上。

五月廿七日

大庄屋兩人

赤坂庄兵衛

五月二日

一牧谷村孫左衛門讃州金毘羅へ參詣仕、往来遣候。

一矢谷村市兵衛・徳左衛門、式人

一海土村加兵衛・彦四郎、式人

一町浦留村甚介・喜平次、兩人

一左近村治左衛門・伊左衛門、式人

一小羽尾村彦右衛門・儀兵衛・十三郎女、三人

一浜大谷村忠左衛門・夫左衛門・夫右衛門、三人

一本浦留夫右衛門・分左衛門女・町浦留村八右衛門・七兵衛・久左衛門・伊三郎

以上六人西国順礼ニ罷出、往来遣候。

五月廿八日

一浜大谷村益右衛門・平右衛門・藤三郎・くり・市右衛門女・本浦留久兵衛女・

田後彦四郎後家、以上七人西国順礼ニ罷出、往来遣候。

一筆申入候、然ハ因伯郡々御普請ハ格別之儀、殊丑・寅兩年之洪水損所、于今

御普請無之場所も相残り居申、旁以御城下廻り御普請相残り捨置、其外御減少

成候ほと之儀ハ、御減被遊候而も、在方御普請ハ願次第 被仰付筈之儀、難黙

候候ほと之儀ハ、御減被遊候而も、在方御普請ハ願次第 被仰付筈之儀、難黙

止被苦候得共、当春御條目ニも被仰出候通、御勝手方必至ニ御差詰り被遊候ニ付、
 当分之御銀御手問、依之いかほとニ被思召候而も、当年之儀ハ御普請難被仰付
 候、併用水向之儀ハ取捨置候儀難被成ニ付、此段先当分普請ニ成共可被仰付候間、
 左様ニ被相心得、末々へも、右之趣奉得其意、御上一智之志ニ罷成、先当年之
 儀ハ随分凌申候様ニ可申渡旨、御家老中被仰渡候間、被得其意、末々江も委細
 可被申渡候、田地開・御普請格別之訳ハ具ニ申達候ニ付、御家老中段々重々御
 評儀被成候得共、何分ニも御銀御手問ニ付、右之趣被 仰付旨ニ候故、指当
 り可申上様無之、御普請奉行江も右之通申渡候間、左様ニ可被相心得候、猶御
 用場江罷出候節可申聞候、恐々謹言。

六月五日

赤坂庄兵衛

小嶋惣左衛門

不破豊右衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

六月十九日

一岩本村内嶋根土橋落申ニ付、御懸直し被成候、長式間余式尺五寸廻り之松木三
 拾本上構へ被仰遣候所ニ、此方より十本 出させ候様二十四郎より被申越、此
 方ニも平野山ニ而拾本ほど出し申答ニ候へ共、右之通被仰越候故、壹本牧谷、
 壹本小羽尾、式本陸上へ申付遣候。

兄喜兵衛と申由

一丹後國中郡河部村由兵衛と申者、去卯ノ年町浦留へ浪人仕罷越、同村彦右衛門

所へ居申由、尤庄や仁右衛門ハ聞届指置申由、当三月ニ町浦留ヲ追出し、其後

牧谷村庄兵衛、小羽尾儀兵衛、陸上神主左近方へ逗留仕い申由、然所ニ町浦留

左一右衛門妹すなど申女と右之由兵衛、密通いたし申処ニ、六月十一日二喧

嘩仕出シ、鍛冶長大夫方へ彼女ヲ追込、由兵衛狼藉いたし候ニ付、近辺打寄、

由兵衛ヲ打擲繩ヲ懸、しばり申候、其後遂吟味、六月廿一日ニ但州境ニ追放申候、

左一右衛門妹儀ハ御断申上、三里四方追放申候。

六月廿八日

一町浦留村与兵衛、西国順礼に罷出、六月八日ニ国本ヲ発足、六月三日ニ紀州熊
 野路本宮ノ湯より七町計山道ノ參神嶋仕、雷ニ被打死申候、則湯峯村役人ニ断
 申、其所ニ而弔申候由、同行者同村彦左衛門・伊兵衛・平蔵・半左衛門・次郎
 兵衛、右作廻埶同行候ニ湯峯ヲ罷立、札打消し、六月廿六日ニ町浦留へ帰り
 申候、其段別紙口上書取、廿八日ニ御断申上候。

人帳奥ノ

惣都合式千式百四拾壹人

内 四百四拾式人

残而千七百九拾九人

内

一千四百九拾六人

一五人

一式人

一四人

一四人

一拾壹人

一五人

一八人

一壹人

一三人

一五拾八人

一式百人

一壹人

一壹人

右之外ニ

一式拾式人

内三人

同式人

所々江出ル奉公人別帳有

御百姓

神主

山伏

医師

鍛冶

大工

紺屋

桶屋

木挽

酒屋

商人

獵師

伯樂

非人頭

所々より參候奉公人

他国之者

他郡之者

右之通、宗旨庄屋牒ヲ以相改、從十四、六拾迄ノ者、并馬壹疋ニ而も不殘相印、少も相違無御座候、若相違御座候か、又ハ他国江罷越、行衛不知走申歟、御追放欠落・病死・他国へ縁付申節は、急度御断可申上候、私共不屈御座候ハ、越度ニ可被仰付候、仍而書物如件。

同十七人

当郡上構之者

一千石馬

壹疋

一丸馬

三疋

一雜役馬

貳拾壹疋

享保九年

辰ノ六月日

宗旨庄屋新井村

源藏

大庄屋浜大谷村

徳兵衛

武田太郎右衛門様

奉公人帳(奥)おくメ

合貳百五拾人

内 貳百四拾七人

三人 居懸り 新奉公

内拾九人

御表方(藩主池田忠)

御小人

同壹人

同

御料理

同壹人

同

御膳立

同壹人

同

御仕込

同壹人

同

御水主

同貳人

同

御中間

同壹人

同

御駕籠

同拾四人

同

御道具

同壹人

同(池田宗忠)

御預り御鉄砲

同壹人

若殿様(池田宗忠)

御手廻り

同壹人

御門番

同貳拾三人

同(東前・池田仲忠) 豊前守様

御小人

同貳人

同

御中間

同壹人

同

御小使

同壹人

同

御駕籠

同貳人

同

御下屋敷

同三人

同(西前・池田忠) 近江守様

御小人

同壹人

同

御手廻り

同壹人

同 土佐守様

御手廻り

同壹人

同

伏見御番所

同百六拾九人

同

御家中

同貳人

同

寺方

同壹人

同

江戸他屋敷

町在江

合百九拾貳人

同

不殘居懸り

内壹人

同

大坂

同五拾四人

同

鳥取町方ニ出ル

同貳拾三人

同

他郡ニ出ル

同百拾四人

同

当郡村々ニ出ル

都合四百四拾貳人

右紙面之通り、村々遂吟味、奉公人壹人ニ而も相違無御座候、為念之奥書如件

享保九年辰ノ六月日

宗旨庄屋新井村

源藏

大庄屋浜大谷村

徳兵衛

武田豊右衛門様

一筆申入候、然ハ鳥取大善院、此度相对之勸化御廻り被成候、尤御郡奉行様より御書付も廻遣候間、村ニ而宜敷取持、日暮申所ニ而ハ御宿等可被申越候、以上。

七月四日

徳兵衛

下構村々庄屋中

尚々、当春御類焼ニ付、右通ニ候間、村々ニ而宜敷取持、若庄や衆留守等ニ而ハ、年寄中取持被進可被申候、以上。

七月二日

一上銀壹匁五分 七月二日、庄兵衛様より湯山村より(享保七年)寅年か出候

矢野竹之代(子)ニ被遣、請取申候

七月五日

一筆申入候、然ハ当春御庭木御用ニ被召上候、度々之請取手形有之候間、不殘急ニ可被指越候、為其如此候、以上。

七月五日

赤坂庄兵衛

大庄や

一(浦)かま三尺メニ五束、松井番右衛門様御用ニ被仰付候、則細川村ニ申付、組頭善十郎へ申遣候。

村々御伊勢參宮

七月六日

一小羽尾小左衛門・佐一右衛門・はる・せん、以上四人手形遣ス。

同日

一岩本秀庵・安右衛門・喜兵衛・徳四郎・多三郎・与一右衛門以上六人、外勘右衛門、往来遣候、七人共ニ。

九日

一本浦留村孫之進、往来遣ス。

一町浦留村与一右衛門・左一右衛門・なつ、以上三人往来遣ス。

一細川村孫四郎・つぢ・しゅん・岩戸儀右衛門・庄兵衛、以上五人。

一八重原与平二・与左衛門、式人。

一左近村重郎右衛門・茂平次

一矢谷村彦八

一湯山村七郎右衛門・八右衛門・徳右衛門、三人

一(久志郡)久しら村平兵衛・万吉・分四郎・半三郎、四人

一高江村儀右衛門

一浜大谷村善四郎・権大夫・善二郎・善六・新介・ふう、以上六人。

一海士村半七・善六・孫右衛門、三人。

一蔵見村九郎兵衛・平介・多平次・平八・伝右衛門、五人。

一中村半兵衛

一栗谷村伝二郎・久四郎式人。

一南田村次右衛門

一西陸上村久三郎・同つく・たね・しも・なつ・しも・きく・こま、以上八人。

一中嶋陸上甚四郎・升兵衛・与八郎・多四郎・本次郎、以上五人。

一筆申入候、今年ハ別而御銀御手支ニ付、大切之地方御普請さえ不被仰付候ニ付、郡々御蔵ノ破損御繕之儀、在方よりハ得申付間敷旨、御断申所ニ、左候ハ、御蔵ノ御繕迄之儀ハ、田畑(開)かこい之御普請とハ格別之儀、在御役人、此方作廻之妨ニ成可申儀とハ不被思召候ニ付、今年ハ先御勘定所作廻ニ而、軽ク御繕可被仰付旨被仰渡候ニ付、御蔵御繕之儀ハ地方御普請ニハ誤違之儀ニ付、何れ成共被仰付候様ニと御請申上候、依之今年ハ在方より御繕不申付候間、左様ニ可被相心得候、御蔵御繕之儀、例ニ違候儀故、下々ハ、若此方御普請も、此已後ハ在方よりハ不被仰付候様ニ心得違、我俣ノ風聞仕間敷ものニ而も無之候故、御繕之外、此方之儀ハ少も相違無之事ニ候間、末々心得違不申様ニ可被申付、為其如此候、以上。

七月三日

赤坂庄兵衛

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

酒御運上之覚

一高拾石 運上式百目 町浦留 九右衛門

一同八石 同百六拾目 同村 半九郎

一同六石 同百貳拾目 同村 多郎助

一同八石 同百六拾目 池谷村 十郎兵衛

一同五石 同百目 湯村 庄次郎

一同六石 同百貳拾目 同村 又右衛門

一同六石 同百式拾目 馬場村 又四郎
一同拾石 同式百目 湯村 惣右衛門

合壹貫百八拾目
外二五石 同百目

外村 益右衛門
卯ノ年(字保八年)より作り申候由

合壹貫貳百八拾目

内 四百八拾目

下櫓

此内貳百四拾目(目)

辰ノ七月二払(字保九年)

同 四百八拾目

辰ノ十二月二払(字保九年)

一筆申入候、然は八橋郡下市村江居住候、梅里梅庵と申医師、名譽之牛薬覚居申候、御両国村々ニ而相對ニ而売申度ノ旨、旧冬願候ニ付、在方ニ而ハ第一重宝之薬之儀故、御聞届被成、願之通相對ニ売被成御免、則免札も調遣候、置、漸薬調合致候ニ付、頓而之内、村々江為持差出候由、依之当地ハ初而之儀故、薬功能、并用方等之儀、梅庵先達而村々江廻り、咄し置申度旨申候ニ付、勝手次第ニ可致旨申渡し候間、左様被相心得、庄や共江も右之趣可被申聞置候、尤望之もの相對ニ調候義ハ勿論、勝手次第之御法之通、御役人請込世話焼遣候儀ハ、決而難成事ニ候之間、此段も可被申聞置候、為其如此候、恐々謹言。

七月廿日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然は先頃被指出候、岩本御藏明キ地之内江掘立ニ小屋かけ仕度、村々より之願書横山忠大夫江申談、御藏方御役人江被相尋候処、別紙之通返答申来り候、右之通ニ而も弥願申事ニ而哉、御藏方御役人江も被申談、弥村々より願候ハ、早々可被申越候、御家老中江申達致埒明候様ニ遣可申候、為其如此候、恐々謹言。

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

御藏之内明地江掘立小屋、大庄やより願申上、依之明地間数見立可申上様ニと

被仰付候、惣別広キ明地ハ無御座候、責而(三) 西南之間川(編)はたニ壹ケ所御座候へと申、石垣年々ニ損シ、無心元所ニ而御座候間、下地より石つき直し、礎ニ仕候様被仰付可然奉存候、右御窺申上儀、急ニ御差図被遊可被下候、依之当村之者進上仕候、猶期後音時候、恐々謹言。

七月十三日

河崎権大夫

内山作大夫

横山忠大夫様

一其後村々より建させ候儀ハ、勝手次第と被仰付之御状ノ写、同月十六日ニ埒明参候。

一筆申入候、然は別紙書付之通、当年より岡嶋五郎右衛門懸被仰付候間、早米より御藏江払候様ニ可被申付候、為其如此候、恐々謹言。

赤坂庄兵衛

七月廿四日

徳兵衛殿

重四郎殿

一新井村・白地村塩川清右衛門 榎谷村高浜佐七郎(三)

一栗谷村大橋重右衛門 南田村鳥羽元達

右之通、当辰ノ年(字保九年)より岡嶋五郎右衛門懸リニ被仰付候、以上。

赤坂庄兵衛

一筆申入候、然は当年御藏御普請之儀、御勘定所より御繕被仰付候様ニ、先頃申遣候得共、古法之通、御破損方江被仰付候、繕仕筈候間、左様かと相心得候、右御普請御用ニ而、村送り遣候儀、并、明松等持出候儀ハ、請免御法ニ而難成段、小泉藤二郎とも申談置候、然は為心得違罷出候御役人申付候義も有之候ハ、御法ニ而村送り、并明松等指出候義難成段相断、出し不申様ニ村かた江(方)も可被申置候、右為可申入如此候、恐々謹言。

赤坂庄兵衛

不破分右衛門

七月廿四日

徳兵衛殿
重四郎殿

追而申入候、御蔵御普請御用ニ、在日用、并ニ竹・木・繩・藁等御破損方より被出候、御役人申付候通り無指支指出候様ニ可被申付候、尤日用ハ御定之通り賃金請取、竹繩藁は手形取置候様ニ可被申付候、材木ハ人夫ニ而伐セ、日用銀請取り候様ニ可被申付候、以上。

七月廿四日

赤坂庄兵衛

七月廿日状

一 町浦留大工半兵衛娘、常々心入悪敷、親ノ申付候儀も用不申候ニ付、親子類共ニ義絶仕度願、尤所ノ根帳御帳ニ付候様ニと願、奥書遣候、御聞届被遊セ申候、赤坂庄兵衛様より返書參、宗旨庄や源蔵方ニ遣候。

田畑高

一 高百石

真野次郎兵衛

物成三拾八石

右之通被召上、御蔵入ニ被仰付候間、左様被相心得清帳有之可被申候。

七月廿九日

山根幸左衛門

秋山半内

一 筆申入候、然は当春類焼之侍中、小屋懸ケ材木御渡可被遣候、別帳書付之通、急ニ伐り出シ、在樋小屋へ廻し、福谷忠助へ可被相渡候、恐々謹言。

八月六日

赤坂庄兵衛

大庄屋

兩人

一百七拾五本栗・松 長式間より九尺迄、目通壹尺四寸より壹尺七寸迄
一百七拾五本栗・雜撫(ママ)ニ成る木、長九尺より式間迄、右之通ニ、以上。
尚々当月限ニ樋小屋へ払付可被下候。

内式間より九尺迄ノ木七拾五本下構

三拾本利兵衛組

廿五本善十郎組

式拾本久四郎組

同撫木七拾五本 下構 三拾本 利兵衛組
廿五本 善十郎組 式拾本 久四郎組

同月八日

一 岩本御蔵御繕ニ、鳥取御破損方小細工より足立甚太郎様御下奉行式人、八月八日ニ御越被成、そうし(雑事)、并すい□ろこかし薪木共ニ申付候、八月八日岩本、九日町、十日日本浦留、十一日牧谷、十二日小羽尾、十三日大羽尾、十四日陸上、右之通ニ申付候、十五日より上構より持參候様ニ申遣候。

一 筆申入候、然ハ岩本御蔵御繕ニ日笠甚太郎罷越候、并下奉行・職人共宿被申付、尤甚太郎へ例之通雜事苟可被申付候、是又木竹御用ニ候ハ、是又例之通ニ作舞可被申付候、以上。

八月八日

赤坂庄兵衛

兩人

夜前御返事令披見候、八日出人遅參候ニ付、今日ハ用ニ立不申、其上繩等も不參候逆、今日成不申ニ付、出人式人返し申候、明日出人十人御申付可有候、別紙之通、急ニ持參候様ニ御申付可有候、在大工壱人明日罷出候様ニ御申付、何れも明六つ時ニ到着候様ニ御申付可有候、出人ニ子共ハ請取不申候。

一 うな五十束三尺廻り

八月九日

日笠甚太郎

一 杭木八拾本八寸廻り

一 松板式間

一 三十本ゆい(結)から竹五束

右四品、急ニ御申付可有候。

七月

一 田後村拝借米払手形爰ニゆい付有。

一 筆致啓上候、先以御堅固ニ被成御座候は、目出度奉存候、爰元相替候儀無座候、扱ハ此度被仰付御材木之儀、四年以前村々吟味仕御帳面ニ、指出し申分ハ伐申

事難成候、左様色々可被成候、御帳面二指上り申分より外ニハ無之と申、村割之米出不申候ハ、拙者罷出、吟味可申候、左様色々可被成候、其内面上ニ可被申候、以上。

八月十日昼八つ二遣ス

福永惣兵衛

徳兵衛様

重四郎様

一筆申入候、然ハ当四月ニ申遣置候、小鳥ノ餌粉米式石之内、先頃壹石式斗相払、残テ八斗古粉ニ而候ハ、鈴木所左衛門へ一兩日中払候様ニ可被申付候、新粉ニ而候ハ、中い太兵衛へ払わせ可被遣候、尤八斗ノ内五斗急ニ払付ケ可被申候、以上。

八月十三日

赤坂庄兵衛

兩人当

一下構鳥之餌払残り四斗内式斗九升久四郎組、九升善十郎組、式升利兵衛組、右之通致し可申、八月八日ニ払ニ遣候様ニ申付候

享保九辰年

一岩本御蔵、近年(直と)ひたと御家中様、岡嶋五郎右衛門様懸りニ被為仰付候故、御蔵へ払米ひたと過分ニ被成、御蔵詰り申候ニ付、御願申上、御上よりハ御手廻り不申由得、御蔵建添も被成不被下候ニ付、米払申村々より竹木出し、自分(揃)ニほり建申答ニ御願申上、埒明候ニ付、竹木割寛

掘立小屋入用、下構之分

一合掌木廿六本 内式拾本久四郎組 同六本善十郎組

長壹丈四尺壹尺三寸廻り

一五拾本結竹拾束 南田利兵衛組

一藁八拾束 湯山善十郎組

一土佐縄壹束 南田利兵衛組

一御蔵

八月十九日

一七月十三日ノ夕、御家中ニ而盗物有之由、吟味仕候様ニ被仰下候事

一筆申入候、然ハ御軍用御道具ニ成候間、六寸七歩より七寸迄之竹、長四間半元末共ニ太サ揃候様成竹式本、四寸より四寸四、五歩迄ノ竹、長四間九太サ元末とも揃候様成竹六拾本御用ニ候、然共平地之竹ニ而ハ難成候、山竹石地ニ而無之候而ハ、御用ニ立不申候間、石地之山竹被致吟味、右寸合之竹、何村何と申所へ何(程)ほとツ、有之と申儀、先早々可被申越候、其上ニ而伐り様之儀は追而指図可申候間、早々遂吟味有無之儀、可被申越候、御軍用之竹ニ付、性悪敷候而ハ難成候、三年竹より古キ竹能候、去年竹(折れ)かれ竹(後)なりハかり不申候、恐々謹言。

八月廿二日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

十四郎殿

一筆申入候、然ハ横山忠大夫、四斗入拾式俵之指紙遣候間、大黒又右衛門へ忠大夫指紙之通、何方ニ而も米宜敷所、中田米より払付ケ候様ニ可被申付候、則忠大夫指紙遣候、以上。

八月十五日

赤坂庄兵衛

廿二日ニ御状ハ参候

徳兵衛殿

右請取手形ニ而廿三日ニ返答申上候。

八月廿四日

一湯山村坂鳥御免札奉願候控。

(綴じ込み)

一 奉願坂鳥札之事

一 御札壹枚 金兵衛

平兵衛

八右衛門

太郎兵衛

平介

一同 壹枚 善四郎 善右衛門

七兵衛 七郎右衛門

七兵衛 七郎右衛門

甚兵衛

一同 壹枚 与一兵衛 夫兵衛

七郎左衛門 善五郎

勘兵衛

一御運上銀式拾め、明ル五日切、御札三枚

右は例年之通坂鳥札奉願候間、被仰上可被下候、御運上銀ハ御定之通、急度取立指上ケ可申候、以上。

享保九年 湯山村年寄

辰ノ八月日 伝三郎

同

分左衛門

庄屋

平左衛門

大庄屋徳兵衛殿

前書之通承届候而申上候、以上

大庄や 徳兵衛

辰ノ八月日

赤坂庄兵衛様」

一伯州^(伯州)日野郡眼角村禪宗龍福寺隱居、回国ニ被廻、八月十日ニ当村甚五郎方ニ一宿被致候所ニ、痢病相煩被申、殊外気分悪敷ニ付、甚五郎より養育仕、近在より医師呼色々養生仕候所ニ、無本復、八月廿五日明六つ半時ニ死去被致候、尤病体重ク相見へ申候ニ付、十八日ニ御断申上候、尤其節所持之道具も書上申候、廿五日ニ又甚五郎口書いたさせ、宗旨庄や源藏・私兩人奥書ニ而死去被致御断ニ遣申候、早々葬可然仕候様ニと埒明參、其通申渡し相濟申候、宗旨庄やより寺社御奉行様へも御断仕候。八月廿六日

一筆申入候、然は御蔵払米俵之小口か、り鹿^(鹿)抹ニ而、俵取なや^(掴み)ミニ米^(溢れ)こほれ候様ニ相聞候、此後小口か、り、米俵取扱^(溢れ)こほれ不申様ニ致払候様ニ可被申付候、恐々謹言。

八月廿八日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆致啓上候、然ハ此頃被為仰付候、御軍用之竹、両構共段々

吟味仕候所ニ、長サ四間半ニ廻り六寸七分より七寸迄、本末共太サ

揃申候竹ハ無御座候、本口七寸廻り四間半ノ末口ニ而、五寸廻り之竹ハ

重四郎構ノ内ニ御座候、且又長サ四間廻り四寸より四寸四、五分本末共

揃申候竹、是又段々吟味仕候へ共、本末共ニ揃申候竹ハ無御座候、

左様ニ答被遊可有之、恐々謹言。

八月晦日

重四郎

徳兵衛

赤坂庄兵衛様

書状令披見候、然ハ頃日遣候御軍用之竹之儀、委細被申越令承知候、伐出候節ハ自是遣候指図可申入候、左様ニ可被相心得候。

一加藤太兵衛、岩本村へ当分住居致度ニ付、居宅建申度儀願書被差越受取候、近

日小村市右衛門、浦留迄御用ニ指出候間、見分之上ニ而埒明候様ニ可申越候、

以上。

赤坂庄兵衛

八月晦日

徳兵衛殿

十四郎殿

一殿様牧谷権現へ御參詣被為遊、浦留村ニ而、大隅^(大隅)様御茶屋へ御一宿被為遊候、御噂ニ付、八月五日小村市右衛門様、宿所万々御相談ニ御越被成、私共兩人へ

浦留へ罷越、御宿割万々、委細等相談相極メ申候。

荒尾駿河家来吉谷金八歳十九、小男、色青黒ク中びん、左か右かびん(髮際)ぎわ二腫物之跡之様成ル疵有り、惣而年来より八歳若二相見男、右之者八月晦日之夕鳥取致出奔候、御尋之者二候間、村々遂吟味何方二而も罷有候ハ、留メ置、早々注進可被申、并右之者往還道筋二而見合候者ハ無之候哉、是又遂吟味見付候者有之候ハ、具二其旨早々書付可被指出候、以上。

九月三日

一筆申入候、然ハ別紙之通御尋之者有之候ハ、早々村々入念嚴敷吟味可有之候、為其如此候。

九月三日

赤坂庄兵衛
不破分右衛門

徳兵衛殿
十四郎殿

預り申米之事

一合四石

但足石也

右は小田大谷村早稲御勘定ニ御立被遣可被下候、御蔵払米ヲ以指引可仕候、以上。

享保九年辰(享保九年)ノ九月七日

浜大谷村 徳兵衛

高山村 重四郎様

質物上銀百目

請取置申候内、廿五匁五分、七十式文(錢)に請入置九月七日。

一藁三百束 三尺ノ

一土佐縄 拾束

一松木 壹本 長式間三尺廻り直成ル木

右浦留御番所御繕二付、若林八郎右衛門様より被仰付候。

右之内(裏)わら百束 上構

同式百束

下構

百式拾束 善十郎組

八拾束 久四郎組

同土佐縄拾束

利兵衛組

同松木壹本

久四郎組牧谷

一九月六日大風雨ニ而、余程洪水ニ而候、其御注進、又ハ先日被仰付候吉谷金八御尋之者ニ而、村々吟味仕候へとも、村毎ニ而見付申者も無御座候ニ付、其通兩人状ニして九月八日飛脚ヲ以申上候、

御返事高山へ遣候写

書状令披見候、被申越通、一昨日より風雨手前屋敷替儀も無之候、其辺夥敷風雨洪水ニ而候所ニ大痛も無之由、珍重ニ候。

一細川村橋杭流候由、往来之儀候間、則若林八郎右衛門へ申遣候、

一御尋之吉谷金八事、村々被致吟味候所ニ立宿いたし候者も無之、通り懸ケヲ見存候者も無之、此已後見候者も有之候ハ、早速注進可被申越候、以上。

九月八日

赤坂庄兵衛

大庄や兩人御宛

九月十一日

一加藤太兵衛様、但州(但馬)浜坂へ被成御座候所ニ、御国御赦免被遊、岩本村へ御住居

被成候、依之庄や・年寄願書、我等奥書ニ而断書、御用場へ指上ケ申候、小村

市右衛門様屋敷御見分ニ御越被成候、其上右多兵衛様在中法も御勤被成候儀、書上之文法ニ無之候、御法之儀故可被得其意候へ共、我等より書状ニ而、其様

子申越候様ニ而被仰下、太兵衛様へ其様子(兼書)かち忠左衛門ヲ以申進候へハ、成程

被得其意候由、私より宜敷申上くれ候様ニと、太兵衛様より被仰下、九月十一日書状ヲ以、被得其意候段、庄兵衛様へ御断り申上候、以上。

一古(綱)つな、竹内林次郎様より式番大羽尾、壹番牧谷、式番小羽尾。

一九月十二日、牧谷村傍示之内吉田尻りニ、悪病人道心者老人相煩い申、急病ニ而同十三日相果申由、宗旨庄や源藏被參、見分被致候、口上書奥書仕候、其処

二埋置、札立置候様ニと被仰付、相濟申候。

九月十三日

九月廿日

徳兵衛殿
重四郎殿

一 陸上村西ノ方浜ニ破損船有之候

御年貢船ニ而積廻し申候覚

本浦留

九月十五日

同日

小切手出置

一廿五俵

本浦留

一廿七俵

町浦留

小切手出ス

小切手出ス

徳兵衛殿

九月廿二日

赤坂庄兵衛

重四郎殿

九月廿四日

九月廿五日

一四拾九俵[㊦]本浦留村

一四拾俵[㊦]

相谷村

小切手遣ス

一 初^掃すり米七石之手形参候高山重四郎殿方江遣ス

一 申入候、其御郡より御小人奉公ニ出候者共有之候ハ、急々人別書付可被指出候

一 御取立目錄も近々可被指出候、以上。

赤坂庄兵衛

九月廿三日

徳兵衛殿

重四郎殿

九月十九日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一 筆申入候、然ハ高サ四尺より五尺迄之木立^{南天}なんてん三株御用ニ候間、早々被申付置、念被入可被指出候、御庭木ニ成候ニ付、随分宜木被致吟味、可被指出候、為其如斯候、恐々謹言。

右之趣、只今ニ而御小人無御座由、返答申上候

一 九月廿四日暮九つニ、高江村与一右衛門^{灰部屋}はいへ屋より出火仕候、其外江ハ類火無御座候由、断ニ参候。

一 筆申入候、然ハ来ル廿八日、牧谷江殿様御参詣被遊候、尤廿七日之夜之内ニ、御出駕ニ而御日帰りニ候、浦留・香林寺ニ而御弁当被召上、御日帰り故、松明御用可有之候間、御先供より惣供迄式拾丁明ニ候ハ、能可有之候間、持人式拾人被申付、代り松明御手支無之様ニ、段々指出申様ニ村々江被申置候、尤組頭罷出、右之取揃御手支無之様ニ可被申付候。

一 御道筋^{強く}つよく馬^{振り}ざくり□之そけ居申所なと有之候ハ、口づり^{平し}ならし、御駕籠之者共つまづき^{置き}不申様ニいたし置候様ニ、可被申付候、急度道筋掃除道作り申儀ニ而ハ無之候、此段ハ見分次第ニ可被申付候、恐々謹言。

赤坂庄兵衛

一 四拾余り、一着類絹一左之鬢先生疵有、右之通之侍、并下人彦人召連、此間倉吉町江罷越、家々を廻り候て申候ハ、我等儀因州岩井郡ニ罷有候浪人者ニ候、然所ニ一昨年同郡田後村之灘ニ而、俄ニ難風ニ而、獵師共老若大分致水死候得共、獵師共之義故、疔と弔等可仕様無之ニ付、拙者打廻り彦人前鳥目拾文ツ、取集致、追善遣候様ニと松井番右衛門被申ニ付、打廻り候間、右之通鳥目可指出、若及違背者有之候ハ、名書付相達候様被申付候と申、鳥目集、倉吉より西郡江罷通り候由、倉吉御目付中より爰元御目付注進、依之御郡々相触可申旨被仰渡候間、鉢屋非人頭六、七人手揃、早速無油断打廻り、見合次第下人共ニ榻捕候様ニ、急

度可被申付候、若見通シニも仕候義、追而相聞候得ハ、曲事ニ可被申付候、且又右之侍他国江も打廻り候之義、存候事有之候ハ、其趣委細可被申越候、以上。

九月廿四日

一筆申入候、然は別紙書付之侍、并連人共見合次第捕櫛置、早速宿送りヲ以注進可有之候、為其如此候、恐々謹言。

赤坂庄兵衛

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

右之趣村々相触申候。

一筆申入候、然は先年小嶋惣左衛門手前江奉公相勤候森平兵衛と申者、浦留江致住居申哉、聞合早々可申越候、浦留ニ不限、其辺村々共ニ致住居哉不居申候哉、只今迄其辺ニも致住居い申、外江参候哉、様子被立聞、早々可被申越候、恐々謹言。

九月廿五日

徳兵衛殿

重四郎殿

右之通重四郎殿より 下構も相触被申候。

一筆申入候、然は先頃申遣候、御好之^(南天)なんてん、重四郎構ニハ無之由、徳兵衛構ニ無之候哉、有無之返答無之候、段々御好^(故)ミゆへ申遣候、急々ニ此返答可被申越候、恐々謹言。

十月二日 徳兵衛殿

重四郎殿

追而申入候、四尺より五尺迄之御好之^(南天)なんてん之儀、比已後其御郡江御成之節、御供中ニても若見及候へハ、早速御前江も御尊有之儀ニ候、此段別而重^(可)儀ニ候間、内意申入候。

十月二日

赤坂庄兵衛

御用場江重四郎より無之由、一所ニ返答申上候。 兩人当

一筆申入候、然は三村六郎左衛門、岡嶋五郎右衛門懸り、今年請退御知行御戻し被遣候、前々之通給所より六郎左衛門江御物成払付候様ニ、可被申付候、恐々謹言。

赤坂庄兵衛

十月四日

徳兵衛殿

重四郎殿

右之通申渡候。

(付箋)「一牧谷村村中いわし網」

一筆申入候、然は文昭^(徳川家宣)院様御十三回忌付、来ル十二日より十四日迄於慶安寺ニ、御法事被遊御執行候、依之右三日之内、獵師之外殺生停止之旨被仰出候間、早々郡中へ相触可被申候、為其如候、恐々謹言。

十月十日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

村々相触申候。

一御用馬八疋
一豊前^(兼船池田)守様、吉岡江御越被遊候ニ付、馬八疋被為仰付候ニ付、則申遣候、十月十四日ニ鳥取江罷出、荷請いたし、十五日ニ荷付出し、吉岡江参相勤申候。

十月十一日

一筆申入候、然は御庭垣御用之^(兼)おとろ三尺メ式拾束、一兩日中は御用場迄可被指出候、尤右之^(兼)おとろ苜置、萩同様之細キ^(兼)おとろ差出候様ニ可被申付候、恐々

謹言。

十月十二日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一 御用之とおとろ式拾束

内 拾束 下構

同 拾束 上構

御小人二出申者御断覚

一 勘左衛門・半四郎 蔵見村 一庄二郎 細川村

一 中村市介 一蔵見村 半四郎・勘左衛門

一 左近村八右衛門 (澤田池田家) 御表様 一高江村 伊右衛門・三右衛門、御表様へ新御小人

一 左近村政右衛門 (澤田池田家) 御表様へ罷出、奥書仕候 十二月十日

一 筆申入候、然ハ御鳥ノ粃餌米、鈴木所左衛門請取手形取集写申内ニ、本切手
ニ引替可被申候、所左衛門義、近日御勘定之由申来り候、夫故如此ニ候、恐々
謹言。

十月十六日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一 御鳥之餌米、上構より壺石、下構より壺石、合式石払、十月十八日鈴木所左衛
門様より引ニして、米手形ニ被成被下、壺石之御手形参候、御用場江持せ遣候
へハ、此手形(直ぐ)すくニ銘々御勘定へ相立候様ニと、赤坂庄兵衛様より被仰下、同
廿日ニ御手形御状共ニ高山江遣申候。

十月廿日

惣左衛門様・庄兵衛様より

一 鳥取御蔵へ米払之儀、御蔵(分け)わけ有之内、当年ハ新蔵へ払申候、未当月中ハ御蔵
わけ無之由、然共邑美郡・高草郡下構ハ丸之内御蔵へ払候様ニと被仰付候、当
郡村々より丸之内へ持参不申様ニと被仰付候。

十月廿日

新御小人二出候者之覚

十月廿一日

一 御表様へ新御小人二出候奥書仕候 細川村庄二郎

一 筆申入候、然ハ村々より昨廿日迄、御蔵へ払置候米高、并給所払米有過、表
被致吟味、来ル廿四日迄ニ書付可被指越候、尤御蔵払給所払米高取分ケ可被指
出候、為其如此ニ候。

十月廿一日

赤坂庄兵衛

不破豊右衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

十月廿六日

一 御用馬七疋

右ハ、豊前守様吉岡より御揚湯被遊候ニ付、浦留馬遣候、十月廿六日ニ吉岡江参、
廿七日ニ鳥取迄相勤候様申候。

同日

一 御用馬七疋

右は大殿様(殿様カ)勝見江御入湯ニ付、御中替り被仰付候而参、十月廿六日ニ罷出、廿七
日ニ荷請致、鳥取迄相勤申候。

御塩手御入米之覚

一 拾式石

一 拾石

一 式石八斗八升

○ 二拾四石壺斗六升

一

○ 二九斗六升

(澤田池田家) 御表様

(東館・池田仲次) 豊前守様

(西館・池田定登) 近江守様

在御用場

番右衛門様

不破分右衛門様

○一壺石八斗六升 小嶋惣左衛門様
一式石四斗八升 前河弥市左衛門様
(抹消)「一壺石六斗」

○二七斗式升 小羽尾二預ケ申候 人見左一右衛門様
○一六斗 佐藤五郎右衛門様

○一九斗六升 尼子庄右衛門様
○一壺石四斗四升 冲数馬様

一御蔵へ古米千三百俵有之ニ付、当秋かこい^(開い)のためニ掘立蔵立置申候へ共、右之通にて又御蔵つまり^(詰まり)申様ニ罷成候ニ付、かこい^(開い)御勘定所より被仰付由にて、御蔵より被仰下候ニ付、おだれ^(尾垂)計やかこい^(開い)申はづ入用之割。

○一四斗八升 鈴木半右衛門様

○一壺石四斗四升 多田半左衛門様

○一四斗八升 伊藤久左衛門様

○一壺石八斗 大羽尾ニテ預ケ申候 乾上総様

○一四斗八升 関源左衛門様

○一九斗六升 米村加内様

○一四斗八升 本合^(惣)登様

○一四斗八升 小泉藤二郎様

○一九斗六升 河毛忠右衛門様

○一四斗六升 赤坂庄兵衛様

○一四斗式升 足立平蔵様

○一九斗六升 御部屋様御塩手米

○一九斗六升 廣澤重郎兵衛様

一壺斗八升 小羽尾ニ預ケ申候 廣澤重郎兵衛様

一壺斗八升 小羽尾ニ預ケ申候 (抹消)「齊藤久太夫様」

○一式石四斗 景福寺

○一九斗六升 天徳寺

○一壺石九斗式升 中嶋喜平二

一壺石式斗式升 内四斗式升

同式斗四升 北村彦二郎様

メテ五斗六升 宮田讚蔵様

自分塩手 自分塩手

加嶋彦七様

小村与介様

高山より割ニ參候

一五拾式本、長式間、大サかわむき^(皮剥き)目廻り壹尺三寸廻りニ

内四拾五本 上構

残 七本 下構

一藁百五束 上構

内八拾五束 下構

メテ 式拾束

一十一月朔日晚七つ時二伯州^(伯耆)赤崎浦なたや庄二郎舟式拾石積五端帆、細川村^(備)なた二而破損仕候、積荷物竹割木少積居申由、式人乘にて無別条、陸江上り申候。

一筆申入候、然は当牛銀取立、例年之通当月廿限ニ存候間、左様ニ可被相心得候、廿日迄ニ在御用場へ払付可被申也、若右之日限銀子返上差支候ハ、米にて差引可遣候間、人別吟味被致、貴殿方 米預り手形可被差出候、右直段二九月、十月、十一月、三ヶ月平シ直段ヲ以差引可申付候、式石九斗六升ニ付、三拾目当ニして米預り手形可被差出候、其内随分銀にて返上候様ニ作廻可有之候、恐々謹言。

十一月二日

兩人当

赤坂庄兵衛

尚々、当春其構々より差出し候牛銀、夫々元利返弁、人別請取手形ヲ、此方より相渡し候証文相添、是又二日限ニ可被差越候、以上。

一筆申入候、来ル八日より十日迄、^(徳川綱吉)常憲院様御十七回廻^(暫)忌御法事ニ付、獵師之

外殺生停止ニ被仰付候間、此段末々へも急度可被申付候、為其如此候、恐々謹言。

十一月三日

赤坂庄兵衛

兩人当

追而申入候鉄砲御免札運上之儀、此度相改、大札・小札とも二相込にて、八匁宛ニ被仰付候間、左様ニ被相心得、御免札無取請候者共有之候由可申渡候、尤諸鳥打之儀ハ大鳥小鳥之無差別、勝手次第打候様ニ可被申渡候、御免札願越候儀は只今迄之通ニ候、以上。

赤坂庄兵衛

猶以高繩・坂鳥・流糯御運上之儀ハ、只今迄之通ニ候へ共、是又左様ニ可被相心得候、以上。

一筆申入候、各弥御無事可為御勤と珍重ニ存候、然は今日平シ帳差出し申候、相達次第早々御報可有之候。

一当年ハ御簡略ニ付、大分御役人御減シ被成候ニ付、先役之者共、依之御断申上候、願之通御免被成候、銘々儀跡役被仰付、兩人共新役、殊人数少ニ而相勤候ニ付、若鹿抹も可有之候やと無覚束存候、少ニ而も相替又は不審成儀有之候は早速御申越可給候。

一不残上り米之所ハ、庄や給、究候御藏より被遣候。
一不残給人納之所ハ、定而庄や給人より遣シ候。
一諸直納切手ハ帳口目録之通御取可有之候目録ニ無之分、其前委断書有之候。
一諸直納、追々相濟申候節、直シ差紙差出し可申候間、左様ニ心得可有候、猶期後音之時候、恐々謹言。

十一月五日

北村与介

加嶋彦七

兩人当

尚々、庄や給差計、直納切手、横山忠太夫宛ニ候、以上。

一筆申入候、然は当御取立平シ帳、御勘定所より参候間遣し候、別紙書状も相達申候、差引相違無之様ニ可被入念候、恐々謹言。

十一月六日

赤坂庄兵衛

兩人当

一筆申入候、然は御藏目付、只今迄ハ豊右衛門・惣左衛門触口之処、此度兩人触口御放被成、多田嘉七郎触口ニ被仰付候、然とも御米御藏扱方之儀、只今迄之通、其頭相違有之儀にてハ無之候、若扱方之儀改り相違之品も有之候ハ、可被申越候、組頭共江も被申聞義ニ而ハ無之候、各為心得此段申入候間、兼而左様ニ可被相心得候、恐々謹言。

十一月八日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然は此書付之通、妻子共ニ宗旨改置、大谷村迄明六つ時ニ持参可有之候、拙者儀大谷村迄明六つ時ニ出浮候、恐々謹言。

十一月十日

赤坂庄兵衛

徳兵衛

源藏

兩人当

一筆申入候、然ハ小嶋惣左衛門・赤坂庄兵衛、其元迄被参度候間、左様ニ相心得可被申候、并拙者、荒木勘兵衛・山根弥助儀罷越候間、歩馬三疋湯山村迄差出シ置可給候、爰元明日明ケ六つ時ニ発足にて候。

十一月十日

山根寿左衛門

徳兵衛殿

一筆申入候、然ハ加路川口津出シ改役久左衛門、先日病死候処ニ、跡役は先不被仰付、右川口定御番所江只今迄久左衛門改候通之改も被仰付候ニ付、此度御番人制詞文書之内、在中平米之儀一ヶ條、則別紙写遣し候、右内々にて頼申者も有之候得は、早速其段御番所より此方へ相達申答ニ候間、何れも心得違不申様ニ急而可被申付候置候、為其如此候、恐々謹言。

十一月十五日

赤坂庄兵衛

小嶋惣左衛門

追而申入候、直指紙御勘定所より来り候二付、遣し候様御請取可被申候。

浜大谷 徳兵衛殿
高山 十四郎殿

一牛銀代米にて被取立候分、先達而申遣候通、平シ九斗六升二付、直段三拾匁御取立可被申候、尤代米立大分有之、御郡中より指出シ候二付、銀子御返弁候米にて御返シ不被成候而、誰成とも去年之通直ニ御年貢ニ相立候様ニ被申付、立用いたし遣し可申候。

一岡嶋五郎右衛門御政所へ差出シ候御用銀、是又御年貢ニ立遣し候得共、牛銀立用とハ訳違候、直段ハ右牛銀代米之通ニ相心得可被申候、大形ハ右之直段相極り可申候得共、委細追而可申入候。

一当四月火事、類焼之面々江御借し被遣候材木、村々へ福谷忠助請取手形可有之候間、不残取集、忠助在□数手形ニ引替させ可被申候、以上。

十一月十五日

一筆申入候、各弥御無事可為御勤候珍重存候、此節は御用多段推察不申候、然は秋里十蔵本米立之差紙壺通、大坪得左衛門・遠藤富太郎直納免差紙式通遣し申し、此方へ御渡し可有候、恐々謹言。

十一月十三日

加嶋彦七
北村与助

徳兵衛殿
十四郎殿

右差紙下□□不參候

一大羽尾村伊左衛門、いわし瀬引網願候控願埒明申候、御運上銀ハ仕役立申候故、御免被遊候。

一筆申入候、然は牛銀残指引未相済不申、不埒成義候間、今明日中ニ埒立可被申候、銀見手前ニも指支不埒候や、何分ニも急ニ差引相済候様可被致候、恐々謹言。

十一月廿二日

徳兵衛殿
重四郎殿

赤坂庄兵衛

一矢谷村立山願書上ケ申候控、十一月廿八日。

一筆申入候、然は御取立目録如何被致延引被申候哉、先頃吟味之上不埒之村々へ万々埒明遣候上ハ、もはや子細有之儀とは不被存候、延引之儀難心得候、此書状相達し次第ニ兩人申合、早々目録指引可被申候、御両国ニも不残目録指出し、其御郡迄ニ罷成居申、早々可被差出候、恐々謹言。

十一月廿四日

兩人宛

赤坂庄兵衛

一当年六月、土用ニ入候迄ハ、稲能出来候処ニ、土用中場(半ば)より大分糠虫付候而、惣方致難儀候、別而早稲方ニ大分付候二付、牧谷村・両浦留・岩本・大谷虫付ニ而大分稻捨り申候、外ニ細川村はハ池廻り水腐り大分有之、虫付と両方ニ迷惑仕候、依之御所務參候而、岩本村にて御年貢不足之者御追放人拾人、浜大谷にて五人、細川村にて七人、海土村にて六人、以上廿七人、家内、十一月十一日(柏耆)ニ伯州へ御追放被仰付候、赤坂庄兵衛様、并ニ山根幸左衛門様・同弥分治様・荒木甚平様大谷迄御越被遊候。

小嶋惣左衛門様

同弥兵衛様

一筆申入候、然は来年頭御用中筵百三拾枚裏判方より申来候間、来月廿日迄ニ大塚団四郎へ払付候様被申付候、恐々謹言。

兩人当

赤坂庄兵衛

内六拾五枚

上構より出ス

同六拾五枚

下構

内廿五枚善十郎組

一同廿五枚利兵衛組

同廿枚久四郎組

十一月廿 取立目録上ケ申候

(綴じ込み)

「 取立目録

高式万四百七拾石四斗六升八合

一九千七百式拾二石三斗三升六合 本米・夫口・糠・藁・縄代共二

一式百拾壹石五斗九升七合 諸役米

一八百八拾四石 御借米元利

一式拾五貫八百七拾六匁五分 牛銀元利

右之通取立申上候、以上

享保九歳辰ノ十一月 岩井郡大庄屋高山村

重四郎

同断 浜大谷村

徳兵衛

一筆申入候、然は別紙之通、御馬屋飼葉御手支二付、相調ニ罷出候間、早々村々江相触可被申候、恐々謹言。

十一月廿八日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

覚

一出菜葉師町 平助 一舟木村 七左衛門

一江崎町 仁兵衛 一瓦町 平助

右四人之者共、御馬屋飼葉買ニ、在中江罷出申候、宜敷飼葉有之候得ハ、致見分、相對ニ相調候間、其通ニ相心得、尤右四人之者とも山田勘之丞・国富夫左衛門免札相渡置候間、売申様ニ可被申付候、以上。

一筆申入候、弥御無事可為御勤と珍重存候、然ハ直し指紙指出し申候間、御請取可有之候、将又先ハ指出し候直し指紙ニ而ハ、かぶ物成ノ内上り残り、庄や給平し帳之通具ニ書のせ候へとも、殊ノ外筆手間入申候ニ付、此已後ハ、残り

米給人納候通り書のせ申候間、左様ニ御心得可有之候、恐惶謹言。

十一月廿九日

北村与介

加嶋彦七

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然は御勘定所より直り指紙廻り候間遣候、恐々謹言。

十二月二日

赤坂庄兵衛

兩人当

一筆申入候、然は岡嶋五郎右衛門手前江差出し申候銀子、去月追々元利御支配切手指越候間、五郎右衛門手前より指出し候、売手形、并番右衛門添証文、何れ成共組頭内持参指引ニ出候様ニ可被申付候、恐々謹言。

十二月四日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一雑木三拾本 久四郎組 一杭木三拾本 善十郎組
一杭木四拾本 利兵衛組
右ハ新川、砂川御用ニ被仰付、右之通割符仕候。

一筆申入候、然は御支配切手寄り次第、追々払付可被申候、為其如此候、恐々謹言。

十二月六日

赤坂庄兵衛

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然ハ直し指紙御勘定所より参候ニ付遣候、請取可被申候、恐々謹言。

十二月六日

赤坂庄兵衛

兩人当

追而申入候、御郡懸り帳面、急々可被指出候、以上、

六日

赤坂庄兵衛

兩人当

一志摩様より岩本村米四拾石、巳(享保十一年)午兩年ニ返上ノ筈ニ而四拾石御借被遊候、岩本村去年悪作ニ付、願ニ而埒明申候、奥書仕候。

一杭木四拾本 利兵衛組 一杭木三拾五本 善十郎組

一久四郎組

右之通、日比や砂川御用ニ申付候、十二月十一日ニ。

一筆申入候、然は御勘定所より直り指紙廻り申候間遣候、且又先日申入候、御家中江御渡しニ被遊候寄せ材木、福谷忠助度々之手形一枚、切手ニ近日引替可被申候、恐々謹言。

十二月十一日

赤坂庄兵衛

兩人当

一壹石六斗 海士村源右衛門 一八斗 海士村重藏

一四斗 同村忠五郎 一五斗 浜大谷村三之丞

一四斗 平野市三郎娘

右ハ御追放人ニ罷出候筈之処ニ奉公仕、右之米相立可申候由申二付、御追放御免被遊候。

一岩本・大谷 細川・海士、御年貢不足ニ而御追放人之内病人

一海士村作右衛門母・久五郎母、合式人。

一細川村弥市兵衛親ノ長兵衛妻・源兵衛妻・吉左衛門親甚右衛門妻・弥一兵衛子

久三郎・吉左衛門親甚右衛門・弥一兵衛親長兵衛、合六人

一岩本村長兵衛・与左衛門・長兵衛妻・二郎兵衛母、合四人

一浜大谷三郎右衛門妹

右之者共、前御追放之筈、病氣ニ而御指延置被成、其後十二月十三日ニ御追放被仰付候、御下奉行半太夫殿御越引渡し申候、尤壱人ニ壹枚ツ、非人札被遣相渡し申候。

一相谷村壱人、百姓ニ而(肝)きも入状持も無之、迷惑仕候ニ付、御願申上候、当暮よ

り壹石五斗ツ、申ノ暮迄五年之間被遊候。

一筆申入候、然ハ御勘定所より直り指紙廻候間遣候。

一牧谷村拾三人組茂右衛門、いわし網壹ツ運上銀拾匁、今年御取立之筈之由、梶浦藏人より申来候間、近日ニ払わせ可被申候。

一当夏御家中江御借候通、寄材木之福谷忠介度々之手形壹枚手形ニ近日引替可被申候、恐々謹言。

十二月十七日

赤坂庄兵衛

德兵衛殿

重四郎殿

鰯網御運上

一上銀拾匁 岩本村岩介 一同 拾匁 同村善右衛門・市郎兵衛

一同 拾匁 本浦留村甚右衛門 一同 拾匁 同村久兵衛

一同 拾匁 同村次兵衛 一同 拾匁 同村五郎右衛門

一同 四拾三匁牧谷村孫左衛門 一同 拾匁 陸上村儀兵衛・次右衛門

一同 拾匁 同村勘兵衛・勘七 一同 拾匁 同村伊左衛門・権九郎

合百三拾三匁

外ニ拾匁 牧谷願主茂右衛門、拾三人組ノ鰯網ノ願、先月御埒明申候、

然所ニ此度御運上取立候様ニと御郡様(郡奉行)より被仰下申渡候。

合百四拾三匁

書状令披見候、然は岩本村物米之義、岩本村金藏(十郎)藏へ入置候様ニ可致候、依之明日改ニ中嶋久兵衛罷出候間、左様可被相心得候。

一牧谷村願相調候ニ付、入念たる紙面ニて候。

一当夏桶小やへ払候寄木壹枚手形ニ取替へ、此度廻ニ可被申候。

一郡掛り帳面被指越聞届下儀相調仕候、恐々謹言。

十二月十九日

赤坂庄兵衛

兩人宛

十二月廿日

一四拾八匁 岩本村惣米、同村金十郎藏ニ御納置被成

私預手形出申候、中嶋久兵衛様改二御越被成。
 明ル巳ノ春四月末二御渡し被成候。

覚

一三郎右衛門田地、質入之分不残我等請返し申度存候得共、及御聞之通不勝手ニ候へは、元利も差出し難申候、何とぞ元米ニ而田地返し候様ニ質主へ御頼可請候事。

一講質入之田地掛米・懸銀共ニ、手前より差出し可申候、此趣講連中へ御申聞置可給候事。

右二品之儀御手多半ニ候へ共、宜御取持頼存候、講之義ハ不及申ニ可成義と存候へ共、請米ハ質主へ利銀之義了簡頼申事ニ候へ共、難叶存候、此段ハ偏御自分頼入候間、何とぞ埒明候様ニ御取持可給候、以上。

十二月廿日

山根六郎右衛門

徳兵衛殿

御蔵かさり物

一ミ(御蔵)さい木七拾式本

一か(飾り)さり竹

五拾本

一いつり葉

一繩壹束

右は例之通上構より出候

一門松式拾四本

内 八本大谷

式本本浦留

四本町浦留

四本牧谷

式本小羽尾

式本大羽尾

四本(陸上)くかミ

一ミ(兼組飾り)の組かさり人夫共ニ岩本村より例年仕候。

一大根三拾本 陸上 一裏白 田河内

右下構十二月廿六日ニ御蔵へ持參候様ニ申渡候。

享保九年辰年

